

# 新潟県土木工事標準仕様書

## その 2

平成29年10月

新潟県土木部

## 新潟県土木工事標準仕様書改正経緯

平成	2年	4月	1日	全部改訂・同日施行
平成	4年	4月	1日	一部改訂・同日施行
平成	5年	6月	1日	一部改訂・同日施行
平成	5年	10月	1日	一部改訂・同日施行
平成	6年	4月	1日	一部改訂・同日施行
平成	10年	4月	1日	全部改訂・同日施行
平成	14年	4月	1日	全部改訂・同日施行
平成	17年	10月	1日	全部改訂・同日施行
平成	20年	4月	1日	全部改訂・同日施行
平成	22年	10月	1日	一部改訂・同日施行
平成	24年	4月	1日	全部改訂・同日施行
平成	25年	4月	1日	一部改訂・同日施行
平成	26年	6月	1日	全部改訂・同日施行
平成	28年	7月	1日	一部改訂・同日施行
平成	29年	10月	1日	一部改訂・同日施行

## その2 目次

○土木工事施工管理基準 .....	4
出来形管理基準及び規格値 .....	7
品質管理基準及び規格値 .....	143
○写真管理基準(案) .....	189
撮影箇所一覧表(全体) .....	192
撮影箇所一覧表(品質管理) .....	194
撮影箇所一覧表(出来型管理) .....	200
別紙	
「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」.....	250
【参考】デジタル写真管理情報基準(案).....	252
○工事標識等設置要領(案) .....	265

# 土木工事施工管理基準

## 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第1編共通1-1-1-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

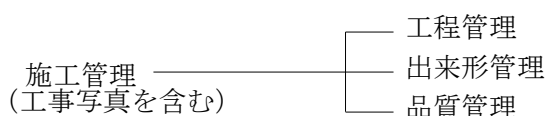
### 1. 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2. 適用

- (1) この基準は、新潟県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。
- (2) この基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

### 3. 構成



### 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### 5. 管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

#### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

#### (3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

### 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）

値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 情報化施工

10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来型管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TSを用いた出来型管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定によるものとする。

## 出来形管理基準及び規格値

# 出来形管理基準及び規格値

## 目 次

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 土工</b>					
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2掘削工			35	
	1-2-3-3盛土工			〃	
	1-2-3-4盛土補強工		補強土（テールアルメ）壁工法		〃
			多数アンカー式補強土工法		〃
			ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	1-2-3-5法面整形工	盛土部		36	
1-2-3-6堤防天端工			〃		
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工			〃	
	1-2-4-3路体盛土工			37	
	1-2-4-4路床盛土工			〃	
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		〃	
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>					
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て			〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 一般施工</b>				
第3節 共通の工種	3-1-3-4矢板工	鋼矢板		38
		軽量鋼矢板		〃
		コンクリート矢板		〃
		広幅鋼矢板		〃
		可とう鋼矢板		〃
	3-1-3-5縁石工	縁石・アスカープ		〃
	3-1-3-6小型標識工			〃
	3-1-3-7防止柵工	立入防止柵		39
		転落（横断）防止柵		〃
		車止めポスト		〃
	3-1-3-8路側防護柵工	ガードレール		〃
		ガードケーブル		〃
	3-1-3-9区画線工			40
	3-1-3-10道路付属物工	視線誘導標		〃
		距離標		〃
	3-1-3-11コンクリート面塗装工			〃
	3-1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		41
		スラブ桁		〃
	3-1-3-13ボーステンション桁製作工	ボーステンション桁		〃
		プレキャストセグメント桁（購入工）		42
	3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工			〃
	3-1-3-15PCホーンスラブ製作工			〃
	3-1-3-16PC箱桁製作工	PC箱桁製作工		43
		PC押出し箱桁製作工		〃
	3-1-3-17根固めブロック工			〃
	3-1-3-18沈床工			44
	3-1-3-19捨石工			〃
	3-1-3-22階段工			〃
3-1-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		〃	
	鋼製フィンカゴジョイント		45	
	埋設型ジョイント		〃	
3-1-3-26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		〃	
	かごマット		〃	
3-1-3-27羽口工	じゃかご		46	
	ふとんかご、かご枠		〃	
3-1-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		〃	
	プレキャストパイプ工		〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-1-3-29側溝工	プレキャストU型側溝		47
		L型側溝工		〃
		自由勾配側溝		〃
		管渠		〃
		現場打水路工		〃
		暗渠工		〃
	3-1-3-30集水樹工			48
第3節 共通の工種	3-1-3-31現場塗装工			〃
第4節 基礎工	3-1-4-1一般事項	切込砂利		49
		碎石基礎工		〃
		割ぐり石基礎工		〃
		均しコンクリート		〃
	3-1-4-3基礎工(護岸)	現場打		〃
		プレキャスト		50
	3-1-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		〃
		鋼管杭		〃
		H鋼杭		〃
		鋼管ソイルセメント杭		〃
	3-1-4-5場所打杭工			〃
	3-1-4-6深礎工			51
	3-1-4-7オープンケーソン基礎工			〃
3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工			〃	
3-1-4-9鋼管矢板基礎工			52	
第5節 石・ブロック積(張)工	3-1-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		〃
		コンクリートブロック張り		〃
		連節ブロック張り		〃
		天端保護ブロック		53
	3-1-5-4緑化ブロック工			〃
3-1-5-5石積(張)工			〃	
第6節 一般舗装工	3-1-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		54
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		〃
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		55
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		56
		表層工		〃
	3-1-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		57
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		〃
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		58
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		〃
		表層工		〃
	3-1-6-9排水性舗装工	下層路盤工		59
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		〃
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		〃
		加熱アスファルト安定処理工		60
		基層工		〃
		表層工		〃
	3-1-6-10透水性舗装工	路盤工		61
		表層工		〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-1-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		62	
		基層工		〃	
		表層工		〃	
	3-1-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工			63
		粒度調整路盤工			〃
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工			64
		アスファルト中間層			〃
		コンクリート舗装版工			65
	3-1-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）			〃
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）			〃
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）			66
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）			〃
		転圧コンクリート版工			〃
		3-1-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		
	3-1-6-13薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）			〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			68
		加熱アスファルト安定処理工			〃
		基層工			〃
		3-1-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		
	3-1-6-14ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）			〃
上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）				70	
加熱アスファルト安定処理工				〃	
基層工				〃	
3-1-6-15路面切削工				71	
3-1-6-16舗装打換え工				〃	
3-1-6-17オーバーレイ工				〃	
第7節 地盤改良工	3-1-7-2路床安定処理工			72	
	3-1-7-3置換工			〃	
	3-1-7-4表層安定処理工	サンドマット	第3編3-1-7-6サンドマット工		73
		サンドマット海上			〃
	3-1-7-5パイルネット工			〃	
	3-1-7-6サンドマット工			〃	
	3-1-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工			74
		ペーパードレーン工			〃
		袋詰式サンドドレーン工			〃
	3-1-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			〃
	3-1-7-9固結工	粉体噴射攪拌工			〃
		高圧噴射攪拌工			〃
スラリー攪拌工				〃	
生石灰パイル工				〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 仮設工	3-1-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		75	
		鋼矢板		〃	
		アンカー工		〃	
		連節ブロック張り工		〃	
		締切盛土		〃	
		中詰盛土		76	
	3-1-10-9地中連続壁工(壁式)			〃	
	3-1-10-10地中連続壁工(柱列式)			〃	
	3-1-10-22法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	89	
第11節 軽量盛土工	3-1-11-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37	
第12節 工場製作工(共通)	3-1-12-1一般事項	鋳造費(金属支承工)		77	
		鋳造費(大型ゴム支承工)		78	
		仮設材製作工		79	
		刃口金物製作工		〃	
	3-1-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合			80
		シミュレーション仮組立検査を行う場合			〃
		仮組立検査を実施しない場合			82
		鋼製堰堤製作工(仮組立時)			83
	3-1-12-4検査路製作工				85
	3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工				〃
	3-1-12-6落橋防止装置製作工				〃
	3-1-12-7橋梁用防護柵製作工				〃
	3-1-12-8アンカーフレーム製作工				〃
	3-1-12-9プレビーム用桁製作工				86
3-1-12-10鋼製排水管製作工				〃	
3-1-12-11工場塗装工				87	
第13節 橋梁架設工	3-1-13架設工(鋼橋)	クレーン架設		88	
		ケーブルクレーン架設		〃	
		ケーブルエレクション架設		〃	
		架設桁架設		〃	
		送出し架設		〃	
		トラバラークレーン架設		〃	
	3-1-13架設工(コンクリート橋)	クレーン架設			89
		架設桁架設			〃
		固定			〃
		移動			〃
		片持架設			〃
		押し出し架設		〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-1-14-2植生工	種子散布工		89
		張芝工		〃
		筋芝工		〃
		市松芝工		〃
		植生シート工		〃
		植生マット工		〃
		植生筋工		〃
		人工張芝工		〃
		植生穴工		〃
		植生基材吹付工		〃
		客土吹付工		〃
		3-1-14-3吹付工	コンクリート	
		モルタル		〃
	3-1-14-4法砕工	現場打法砕工		91
現場吹付法砕工			〃	
プレキャスト法砕工			〃	
3-1-14-6アンカー工			〃	
第15節 擁壁工（共通）	3-1-15-1一般事項	場所打擁壁工		92
	3-1-15-2プレキャスト擁壁工			〃
	3-1-15-3補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		93
		多数アンカー式補強土工法		〃
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
3-1-15-4井桁ブロック工			〃	
第16節 浚渫工（共通）	3-1-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		94
		グラブ浚渫船		〃
		バックホウ浚渫船		〃
第18設 床版工	3-1-18-2床版工			〃

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>					
第3節 軽量盛土工	4-1-3-1軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37	
第4節 地盤改良工	4-1-4-2表層安定処理工		第3編3-1-7-4表層安定処理工	73	
	4-1-4-3パイルネット工		第3編3-1-7-5パイルネット工	〃	
	4-1-4-4バーチカルドレーン工		第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工	74	
	4-1-4-5締固め改良工		第3編3-1-7-8締固め改良工	〃	
	4-1-4-6固結工		第3編3-1-7-9固結工	〃	
第5節 護岸基礎工	4-1-5-3基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	49	
	4-1-5-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
第6節 矢板護岸工	4-1-6-3笠コンクリート工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	49	
	4-1-6-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
第7節 法覆護岸工	4-1-7-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52	
	4-1-7-4護岸付属物工			95	
	4-1-7-5緑化ブロック工		第3編3-1-5-4緑化ブロック工	53	
	4-1-7-6環境護岸ブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52	
	4-1-7-7石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53	
	4-1-7-8法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	91	
	4-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り		第3編3-1-3-26多自然型護岸工	45
		巨石積み		第3編3-1-3-26多自然型護岸工	〃
		かごマット		第3編3-2-3-26多自然型護岸工	〃
	4-1-7-10吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	90	
	4-1-7-11植生工		第3編3-1-14-2植生工	89	
	4-1-7-12覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	36	
	4-1-7-13羽口工	じゃかご		第3編3-1-3-27羽口工	46
		ふとんかご		第3編3-1-3-27羽口工	〃
かご枠			第3編3-1-3-27羽口工	〃	
連節ブロック張り			第3編3-1-5-3-2連節ブロック張り	52	
第8節 擁壁護岸工	4-1-8-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92	
	4-1-8-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	〃	
第9節 根固め工	4-1-9-3根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック工	43	
	4-1-9-5沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	44	
	4-1-9-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	〃	
	4-1-9-7かご工	じゃかご		第3編3-1-3-27羽口工	46
		ふとんかご		第3編3-1-3-27羽口工	〃
第10節 水制工	4-1-10-3沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	44	
	4-1-10-4捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	〃	
	4-1-10-5かご工	じゃかご		第3編3-1-3-27羽口工	46
		ふとんかご		第3編3-1-3-27羽口工	〃
	4-1-10-8杭出し水制工			95	
第11節 付帯道路工	4-1-11-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	39	
	4-1-11-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	54	
	4-1-11-6コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	63	
	4-1-11-7薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	67	
	4-1-11-8ブロック舗装工		第3編3-1-6-14ブロック舗装工	69	
	4-1-11-9側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47	
	4-1-11-10集水柵工		第3編3-1-3-30集水柵工	48	
	4-1-11-11縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	38	
	4-1-11-12区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	40	
	第12節 付帯道路施設工	4-1-12-3道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	〃
4-1-12-4標識工			第3編3-1-3-6小型標識工	38	
第13節 光ケーブル配管工	4-1-13-3配管工			95	
	4-1-13-4ハンドホール工			96	

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 浚渫(川)</b>					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2-2浚渫船運転工(民船・官船)		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	94	
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	4-2-3-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	〃	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	4-2-4-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	〃	
<b>第3章 樋門・樋管</b>					
第3節 軽量盛土工	4-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37	
第4節 地盤改良工	4-3-4-2固結工		第3編3-1-7-9固結工	74	
第5節 樋門・樋管本体工	4-3-5-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	4-3-5-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃	
	4-3-5-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
	4-3-5-6函渠工	本体工			96
		ヒューム管			〃
		P C管			〃
		コルゲートパイプ			〃
		ダクタイル鋳鉄管			〃
P C函渠		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工		46	
4-3-5-7翼壁工			97		
4-3-5-8水叩工			〃		
第6節 護床工	4-3-6-3根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック	43	
	4-3-6-5沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	44	
	4-3-6-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	〃	
	4-3-6-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	46	
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	〃	
第7節 水路工	4-3-7-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47	
	4-3-7-4集水榭工		第3編3-1-3-30集水榭工	48	
	4-3-7-5暗渠工		第3編3-1-3-29暗渠工	47	
	4-3-7-6樋門接続暗渠工		第4編4-3-5-6函渠工	96	
第8節 付属物設置工	4-3-8-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	39	
	4-3-8-7階段工		第3編3-1-3-22階段工	44	
<b>第4章 水門</b>					
第3節 工場製作工	4-4-3-3桁製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	80	
	4-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	85	
	4-4-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	85	
	4-4-3-6鋼製排水管製作工		第3編3-1-12-10鋼製排水管製作工	86	
	4-4-3-7橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	85	
	4-4-3-9仮設材製作工		第3編3-1-12-1仮設材製作工	79	
	4-4-3-10工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	86	
第5節 軽量盛土工	4-4-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	87	
第6節 水門本体工	4-4-6-4既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	4-4-6-5場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃	
	4-4-6-6矢板工(遮水矢板)		第3編3-1-3-4矢板工	38	
	4-4-6-7床版工			97	
第6節 水門本体工	4-4-6-8堰柱工			〃	
	4-4-6-9門柱工			〃	
	4-4-6-10ゲート操作台工			〃	
	4-4-6-11胸壁工			〃	
	4-4-6-12翼壁工		第4編4-3-5-7翼壁工	〃	
	4-4-6-13水叩工		第4編4-3-5-8水叩工	〃	
第7節 護床工	4-4-7-3根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック	43	
	4-4-7-5沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	44	
	4-4-7-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	〃	
	4-4-7-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	46	
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	〃	

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 付属物設置工	4-4-8-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	39
	4-4-8-8階段工		第3編3-1-3-22階段工	44
第9節 鋼管理橋上部工	4-4-9-4架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	88
	4-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	4-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	4-4-9-7架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	4-4-9-8架設工(送出し架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	4-4-9-9架設工(トラバラークレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	4-4-9-10支承工		第8編8-4-5-10支承工	130
第10節 橋梁現場塗装工	4-4-10-2現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	48
第11節 床版工	4-4-11-2床版工		第3編3-1-18-1床版工	93
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-4-12-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44
	4-4-12-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	127
	4-4-12-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	4-4-12-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	4-4-12-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-4-14-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	41
	4-4-14-3ポストテンション桁製作工		第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工	〃
	4-4-14-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-1-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	42
	4-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	4-4-14-6支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	4-4-14-7架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	89
	4-4-14-8架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	〃
	4-4-14-9床版・横組工		第3編3-1-18-2床版工	94
4-4-14-10落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130	
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-4-15-3支承工		第8編4-5-10支承工	129
	4-4-15-4落橋防止装置工		第8編4-8-3落橋防止装置工	130
	4-4-15-5PCホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	42
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-4-16-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44
	4-4-16-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	130
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-4-16-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	4-4-16-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	4-4-16-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃
第18節 舗装工	4-4-18-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	54
	4-4-18-6半たわみ性舗装工		第3編3-1-6-8半たわみ性舗装工	57
	4-4-18-7排水性舗装工		第3編3-1-6-9排水性舗装工	59
	4-4-18-8透水性舗装工		第3編3-1-6-10透水性舗装工	61
	4-4-18-9グースアスファルト舗装工		第3編3-1-6-11グースアスファルト舗装工	62
	4-4-18-10コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	63
	4-4-18-11薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	67
	4-4-18-12ブロック舗装工		第3編3-1-6-14ブロック舗装工	69

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第5章 堰</b>					
<b>第3節 工場製作工</b>	4-5-3-3刃口金物製作工		第3編3-1-12-1刃口金物製作工	79	
	4-5-3-4桁製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	80	
	4-5-3-5検査路製作工		第3編3-1-12-4検査路製作工	84	
	4-5-3-6鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	〃	
	4-5-3-7落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	85	
	4-5-3-8鋼製排水管製作工		第3編3-1-12-10鋼製排水管製作工	86	
	4-5-3-9プレビ-ム用桁製作工		第3編3-1-12-9プレビ-ム用桁製作工	〃	
	4-5-3-12橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	85	
	4-5-3-12アンカー-フレーム製作工		第3編3-1-12-8アンカー-フレーム製作工	〃	
	4-5-3-13仮設材製作工		第3編3-1-12-1仮設材製作工	79	
	4-5-3-14工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	87	
<b>第5節 軽量盛土工</b>	4-5-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37	
<b>第6節 可動堰本体工</b>	4-5-6-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	4-5-6-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃	
	4-5-6-5オープンケーソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	51	
	4-5-6-6ニュー-マチックケーソン基礎工		第3編3-1-4-8ニュー-マチックケーソン基礎工	〃	
	4-5-6-7矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
	4-5-6-8床版工		第4編4-4-6-7床版工	97	
	4-5-6-9堰柱工		第4編4-4-6-8堰柱工	〃	
	4-5-6-10門柱工		第4編4-4-6-9門柱工	〃	
	4-5-6-11ゲ-ト操作台工		第4編4-4-6-10ゲ-ト操作台工	〃	
	4-5-6-12水叩工		第4編4-3-5-8水叩工	〃	
	4-5-6-13閘門工			〃	
	4-5-6-14土砂吐工			〃	
	4-5-6-15取付擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92	
	<b>第7節 固定堰本体工</b>	4-5-7-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
		4-5-7-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
4-5-7-5オープンケーソン基礎工			第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	51	
4-5-7-6ニュー-マチックケーソン基礎工			第3編3-1-4-8ニュー-マチックケーソン基礎工	〃	
4-5-7-7矢板工			第3編3-1-3-4矢板工	38	
4-5-7-8堰本体工				97	
<b>第7節 固定堰本体工</b>		4-5-7-9水叩工			〃
	4-5-7-10土砂吐工			〃	
	4-5-7-11取付擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92	
<b>第8節 魚道工</b>	4-5-8-3魚道本体工			98	
<b>第9節 管理橋下部工</b>	4-5-9-2管理橋橋台工			〃	
<b>第10節 鋼管理橋上部工</b>	4-5-10-4架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	88	
	4-5-10-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃	
	4-5-10-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃	
	4-5-10-7架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃	
	4-5-10-8架設工(送出し架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃	
	4-5-10-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃	
	4-5-10-10支承工		第8編8-4-5-10支承工	129	
<b>第11節 橋梁現場塗装工</b>	4-5-11-2現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	48	
<b>第12節 床版工</b>	4-5-12-2床版工		第3編3-1-18-2床版工	94	

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-5-13-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44
	4-5-13-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	130
	4-5-13-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	4-5-13-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	4-5-13-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-5-15-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	41
	4-5-15-3ポストテンション桁製作工		第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工	〃
	4-5-15-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-1-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	42
	4-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	4-5-15-6支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	4-5-15-7架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	88
	4-5-15-8架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	〃
	4-5-15-9床版・横組工		第3編3-1-18-2床版工	94
	4-5-15-10落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	4-5-16-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	4-5-16-4落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
	4-5-16-5PCホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	42
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	4-5-17-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	4-5-17-4PC箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC箱桁製作工	43
	4-5-17-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-5-18-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44
	4-5-18-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	130
	4-5-18-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	4-5-18-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	4-5-18-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃
第20節 付属物設置工	4-5-20-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	39
	4-5-20-7階段工		第3編3-1-3-22階段工	44
<b>第6章 排水機場</b>				
第3節 軽量盛土工	4-6-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第4節 機場本体工	4-6-4-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	4-6-4-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
	4-6-4-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38
	4-6-4-6本体工			99
	4-6-4-7燃料貯油槽工			〃
第5節 沈砂池工	4-6-5-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	4-6-5-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
	4-6-5-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38
	4-6-5-6場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
	4-6-5-7コンクリート床版工			99
	4-6-5-8ブロック床版工		第3編3-1-3-17根固めブロック工	43
第6節 吐出水槽工	4-6-5-9場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	47
	4-6-6-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	4-6-6-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
	4-6-6-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38
	4-6-6-6本体工		第4編4-6-4-6本体工	99
<b>第7章 床止め・床固め</b>				
第3節 軽量盛土工	4-7-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4節 床止め工	4-7-4-4既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	4-7-4-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
	4-7-4-6本体工	床固め本体工			100
		植石張り		第3編3-1-5-5石積(張)工	53
		根固めブロック		第3編3-1-3-17根固めブロック工	43
	4-7-4-7取付擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92	
	4-7-4-8水叩工	水叩工			100
		巨石張り		第3編3-1-3-26多自然型護岸工	45
		根固めブロック		第3編3-1-3-17根固めブロック工	43
	第5節 床固め工	4-7-5-4本堤工		第4編4-7-4-6本体工	100
4-7-5-5垂直壁工			第4編4-7-4-6本体工	〃	
4-7-5-6側壁工				〃	
4-7-5-7水叩工			第4編4-7-4-8水叩工	〃	
第6節 山留擁壁工	4-7-6-3コンクリート擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92	
	4-7-6-4ブロック積擁壁工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52	
	4-7-6-5石積擁壁工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53	
	4-7-6-6山留擁壁基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	49	
<b>第8章 河川維持</b>					
第7節 路面補修工	4-8-7-3不陸整正工		第1編1-2-3-6堤防天端工	36	
	4-8-7-4コンクリート舗装補修工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	63	
	4-8-7-5アスファルト舗装補修工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	54	
第8節 付属物復旧工	4-8-8-2付属物復旧工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	39	
第9節 付属物設置工	4-8-9-3防護柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	〃	
	4-8-9-5付属物設置工		第3編3-1-3-10道路付属物工	40	
第10節 光ケーブル配管工	4-8-10-3配管工		第4編4-1-13-3配管工	95	
	4-8-10-4ハンドホール工		第4編4-1-13-4ハンドホール工	96	
第12節 植栽維持工	4-8-12-3樹木・芝生管理工		第3編3-1-14-2植生工	89	
<b>第9章 河川修繕</b>					
第3節 軽量盛土工	4-9-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37	
第4節 腹付工	4-9-4-2覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	36	
	4-9-4-3植生工		第3編3-1-14-2植生工	89	
第5節 側帯工	4-9-5-2縁切工	じゃかご工	第3編3-1-3-27羽口工	46	
		連節ブロック張り	第3編3-1-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	52	
		コンクリートブロック張り	第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	〃	
	石張り	第3編3-1-5-5石積(張)工	53		
	4-9-5-3植生工		第3編3-1-14-2植生工	89	
第6節 堤脚保護工	4-9-6-3石積工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53	
	4-9-6-4コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52	
第7節 管理用通路工	4-9-7-2防護柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	39	
	4-9-7-4路面切削工		第3編3-1-6-15路面切削工	71	
	4-9-7-5舗装打換え工		第3編3-1-6-16舗装打換え工	〃	
	4-9-7-6オーバーレイ工		第3編3-1-6-17オーバーレイ工	〃	
	4-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠		第3編3-1-3-29側溝工	47
		集水樹工		第3編3-1-3-30集水樹工	48
4-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック		第3編3-1-3-5縁石工	38	
第8節 現場塗装工	4-9-8-3付属物塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	48	
	4-9-8-4コンクリート面塗装工		第3編3-1-3-11コンクリート面塗装工	40	

【第5編 海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 堤防・護岸</b>				
第3節 軽量盛土工	5-1-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第4節 地盤改良工	5-1-4-2表層安定処理工		第3編3-1-7-4表層安定処理工	73
	5-1-4-3パイルネット工		第3編3-1-7-5パイルネット工	〃
	5-1-4-4バーチカルドレーン工		第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工	74
	5-1-4-5締固め改良工		第3編3-1-7-8締固め改良工	〃
	5-1-4-6固結工		第3編3-1-7-9固結工	〃
第5節 護岸基礎工	5-1-5-4捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	44
	5-1-5-5場所打コンクリート工			101
	5-1-5-6海岸コンクリートブロック工			〃
	5-1-5-7笠コンクリート工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	49
	5-1-5-8基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	〃
	5-1-5-9矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38
第6節 護岸工	5-1-6-3石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53
	5-1-6-4海岸コンクリートブロック工			101
	5-1-6-5コンクリート被覆工			102
第7節 擁壁工	5-1-7-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
第8節 天端被覆工	5-1-8-2コンクリート被覆工			102
第9節 波返工	5-1-9-3波返工			〃
第10節 裏法被覆工	5-1-10-2石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53
	5-1-10-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52
	5-1-10-4コンクリート被覆工		第5編5-1-6-5コンクリート被覆工	102
	5-1-10-5法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	91
第11節 カルバート工	5-1-11-3プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	46
第12節 排水構造物工	5-1-12-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47
	5-1-12-4集水柵工		第3編3-1-3-30集水柵工	48
	5-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-1-3-29暗渠工	47
		プレキャストボックス	第3編3-1-3-29暗渠工	〃
		コルゲートパイプ	第3編3-1-3-29暗渠工	〃
	タグタイル铸铁管	第3編3-1-3-29暗渠工	〃	
5-1-12-6場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	〃	
第13節 付属物設置工	5-1-13-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	39
	5-1-13-6階段工		第3編3-1-3-22階段工	44
第14節 付帯道路工	5-1-14-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	39
	5-1-14-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	54
	5-1-14-6コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	63
	5-1-14-7薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	67
	5-1-14-8側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47
	5-1-14-9集水柵工		第3編3-1-3-30集水柵工	48
	5-1-14-10縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	38
	5-1-14-11区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	40
	第15節 付帯道路施設工	5-1-15-3道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工
5-1-15-4小型標識工			第3編3-1-3-6小型標識工	38
<b>第2章 突堤・人工岬</b>				
第3節 軽量盛土工	5-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第4節 突堤基礎工	5-2-4-4捨石工			103
	5-2-4-5吸出し防止工			〃

【第5編 海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 突堤本体工	5-2-5-2捨石工			103	
	5-2-5-5海岸コンクリートブロック工			104	
	5-2-5-6既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	5-2-5-7詰杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	〃	
	5-2-5-8矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
	5-2-5-9石砕工			104	
	5-2-5-10場所打コンクリート工			〃	
	5-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作			105
		ケーソン工据付			〃
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			〃
	5-2-5-12セルラー工	セルラー工製作			106
		セルラー工据付			〃
突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)				〃	
第6節 根固め工	5-2-6-2捨石工			〃	
	5-2-6-3根固めブロック工			107	
第7節 消波工	5-2-7-2捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	44	
	5-2-7-3消波ブロック工			107	
<b>第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）</b>					
第3節 海域堤基礎工	5-3-3-3捨石工			107	
	5-3-3-4吸出し防止工		第5編5-2-4-5吸出し防止工	103	
第4節 海域堤本体工	5-3-4-2捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	44	
	5-3-4-3海岸コンクリートブロック工		第5編5-2-5-5海岸コンクリートブロック工	104	
	5-3-4-4ケーソン工		第5編5-2-5-11ケーソン工	105	
	5-3-4-5セルラー工		第5編5-2-5-12セルラー工	106	
	5-3-4-6場所打コンクリート工		第5編5-2-5-12場所打ちコンクリート工	〃	
<b>第4章 浚渫（海）</b>					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	5-4-2-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	94	
第3節 浚渫工（グラブ船）	5-4-3-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	〃	
<b>第5章 養浜</b>					
第2節 軽量盛土工	5-5-2-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37	
第3節 砂止工	5-5-3-2根固めブロック工		第5編5-2-6-3根固めブロック工	107	

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 砂防堰堤</b>				
第3節 工場製作工	6-1-3-3鋼製堰堤製作工		第3編3-1-12-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	83
	6-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			107
	6-1-3-5工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	86
第5節 軽量盛土工	6-1-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第6節 法面工	6-1-6-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	89
	6-1-6-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	90
	6-1-6-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	91
	6-1-6-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	〃
	6-1-6-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工 第3編3-1-3-27羽口工	46 〃
第8節 コンクリート堰堤工	6-1-8-4コンクリート堰堤 本体工			108
	6-1-8-5コンクリート副堰 堤工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本 体工	〃
	6-1-8-6コンクリート側壁 工			〃
	6-1-8-8水叩工			109
第9節 鋼製堰堤工	6-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型 透過型		〃 〃
	6-1-9-6鋼製側壁工			112
	6-1-9-7コンクリート側壁 工		第6編6-1-8-6コンクリート側壁工	108
	6-1-9-9水叩工		第6編6-1-8-8水叩工	109
	6-1-9-10現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	48
第10節 護床工・根固め工	6-1-10-4根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック	43
	6-1-10-6沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	44
	6-1-10-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工 第3編3-1-3-27羽口工	46 〃
第11節 砂防堰堤付属物設置工	6-1-11-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	39
第12節 付帯道路工	6-1-12-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	〃
	6-1-12-5アスファルト舗装 工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	54
	6-1-12-6コンクリート舗装 工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装 工	63
	6-1-12-7薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	67
	6-1-12-8側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47
	6-1-12-9集水桝工		第3編3-1-3-30集水桝工	48
	6-1-12-10縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	38
第13節 付帯道路施設工	6-1-12-11区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	40
	6-1-13-3道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	〃
	6-1-13-4小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	38
<b>第2章 流路</b>				
第3節 軽量盛土工	6-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第4節 流路護岸工	6-2-4-4基礎工(護岸)		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	49
	6-2-4-5コンクリート擁壁 工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
	6-2-4-6ブロック積擁壁工		第3編3-1-5-3コンクリートブロッ ク工	52
	6-2-4-7石積擁壁工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53
	6-2-4-8護岸付属物工		第4編4-1-7-4護岸付属物工	95
	6-2-4-9植生工		第3編3-1-14-2植生工	89
第5節 床固め工	6-2-5-4床固め本体工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本 体工	108

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	6-2-5-5垂直壁工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	108
	6-2-5-6側壁工		第8編8-1-8-6コンクリート側壁工	〃
	6-2-5-7水叩工		第6編6-1-8-8水叩工	109
	6-2-5-8魚道工			110
第6節 根固め・水制工	6-2-6-4根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック	43
	6-2-6-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	44
	6-2-6-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	46
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	〃
かごマット		第3編3-1-3-26多自然型護岸工	45	
第7節 流路付属物設置工	6-2-7-2階段工		第3編3-1-3-22階段工	44
	6-2-7-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	39
<b>第3章 斜面对策</b>				
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第4節 法面工	6-3-4-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	89
	6-3-4-3吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	90
	6-3-4-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	91
	6-3-4-5かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	46
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	〃
	6-3-4-6アンカー工(プレキャストコンクリート板)		第3編3-1-14-6アンカー工	91
6-3-4-7抑止アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	〃	
第5節 擁壁工	6-3-5-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	6-3-5-4場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
	6-3-5-5プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	〃
	6-3-5-6補強土壁工		第3編3-1-15-3補強土壁工	93
	6-3-5-7井桁ブロック工		第3編3-1-15-4井桁ブロック工	〃
	6-3-5-8落石防護工		第8編8-1-11-5落石防護柵工	119
第6節 山腹水路工	6-3-6-3山腹集水路・排水路工		第3編3-1-3-29場所排水路工	47
	6-3-6-4山腹明暗渠工			112
	6-3-6-5山腹暗渠工		第3編3-1-3-29暗渠工	47
	6-3-6-6現場排水路工		第3編3-1-3-29場所排水路工	〃
	6-3-6-7集水樹工		第3編3-1-3-30集水樹工	48
第7節 地下水排除工	6-3-7-4集排水ボーリング工			113
	6-3-7-5集水井工			〃
第8節 地下水遮断工	6-3-8-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	91
	6-3-8-4固結工		第3編3-1-7-9固結工	92
	6-3-8-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38
第9節 抑止杭工	6-3-9-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	6-3-9-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
	6-3-9-5シャフト工(深礎工)		第3編3-1-4-6深礎工	51
	6-3-9-6合成杭工			113

【第7編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 コンクリートダム</b>				
第4節 ダムコンクリート工	7-1-4コンクリートダム工(本体)			114
	7-1-4コンクリートダム工(水叩)			〃
	7-1-4コンクリートダム工(副ダム)			112
	7-1-4コンクリートダム工(導流壁)			115
<b>第2章 フィルダム</b>				
第4節 盛立工	7-2-4-5コアの盛立			117
	7-2-4-6フィルターの盛立			〃
	7-2-4-7ロックの盛立			〃
	7-2-4-8フィルダム(洪水吐)			118
<b>第3章 基礎グラウチング</b>				
第3節 ボーリング工	7-3-3ボーリング工			118

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 道路改良</b>				
第3節 工場製作工	8-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		119
		工場塗装工	第3編3-1-12-11工場塗装工	87
第4節 地盤改良工	8-1-4-2路床安定工		第3編3-1-7-2路床安定工	72
	8-1-4-3置換工		第3編3-1-7-3置換工	〃
	8-1-4-4サンドマット工		第3編3-1-7-6サンドマット工	73
	8-1-4-5バーチカルドレーン工		第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工	74
	8-1-4-6締固め改良土		第3編3-1-7-8締固め改良土	〃
	8-1-4-7固結工		第3編3-1-7-9固結工	〃
第5節 法面工	8-1-5-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	89
	8-1-5-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	90
	8-1-5-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	91
	8-1-5-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	〃
	8-1-5-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工 第3編3-1-3-27羽口工	46 〃
第6節 軽量盛土工	8-1-6-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第7節 擁壁工	8-1-7-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	8-1-7-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
	8-1-7-5場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
	8-1-7-6プレキャスト擁壁		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁	〃
	8-1-7-7補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編3-1-15-3補強土壁工 第3編3-1-15-3補強土壁工 第3編3-1-15-3補強土壁工	93 〃 〃
	8-1-7-8井桁ブロック工		第3編3-1-15-4井桁ブロック工	〃
第8節 石・ブロック積(張)工	8-1-8-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52
	8-1-8-4石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53
第9節 カルバート工	8-1-9-4既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	8-1-9-5場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
	8-1-9-6場所打函渠工			119
	8-1-9-7プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	46
第10節 排水構造物工(小型水路工)	8-1-10-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47
	8-1-10-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	〃
	8-1-10-5集水柵・マンホール工		第3編3-1-3-30集水柵工	48
	8-1-10-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	47

【第8編 道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節 排水構造物工（小型水路工）	8-1-10-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	47
	8-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-1-3-29側溝工	〃
第11節 落石雪害防止工	8-1-11-4落石防止網工			119
	8-1-11-5落石防護柵工			〃
	8-1-11-6防雪柵工			120
	8-1-11-7雪崩予防柵工			〃
第12節 遮音壁工	8-1-12-4遮音壁基礎工			〃
	8-1-12-5遮音壁本体工			〃
<b>第2章 舗装</b>				
第3節 地盤改良工	8-2-3-2路床安定工		第3編3-1-7-2路床安定工	72
	8-2-3-3置換工		第3編3-1-7-3置換工	〃
第4節 舗装工	8-2-4-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	54
	8-2-4-6半たわみ性舗装工		第3編3-1-6-8半たわみ性舗装工	57
	8-2-4-7排水性舗装工		第3編3-1-6-9排水性舗装工	59
	8-2-4-8透水性舗装工		第3編3-1-6-10透水性舗装工	61
	8-2-4-9グースアスファルト舗装工		第3編3-1-6-11グースアスファルト舗装工	62
	8-2-4-10コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	63
	8-2-4-11薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	67
	8-2-4-12ブロック舗装工		第3編3-1-6-14ブロック舗装工	69
	8-2-4歩道路盤工			121
	8-2-4取合舗装路盤工			〃
	8-2-4路肩舗装路盤工			〃
	8-2-4歩道舗装工			〃
	8-2-4取合舗装工			〃
	8-2-4路肩舗装工			〃
8-2-4表層工			〃	
第5節 排水構造物工（路面排水工）	8-2-5-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47
	8-2-5-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	〃
	8-2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工		第3編3-1-3-30集水樹工	48
	8-2-5-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	47
	8-2-5-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	〃
	8-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-1-3-29側溝工	〃
	8-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			122
第6節 縁石工	8-2-6-3縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	38
第7節 踏掛版工	8-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		122
		ラバーシュー		〃
		アンカーボルト		〃
第8節 防護柵工	8-2-8-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	39
	8-2-8-4防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	〃
	8-2-8-5ボックスビーム工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	〃
	8-2-8-6車止めポスト工		第3編3-1-3-7防止柵工	〃
第9節 標識工	8-2-9-3小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	38
	8-2-9-4大型標識工	標識基礎工 標識柱工		122 〃
第10節 区画線工	8-2-10-2区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	40
第12節 道路付属施設工	8-2-12-4道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	〃
	8-2-12-5ケーブル配管工			123
		ハンドホール		〃
8-2-12-6照明工	照明柱基礎工		〃	
第13節 橋梁付属物工	8-2-13-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44

【第8編 道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第3章 橋梁下部</b>					
<b>第3節 工場製作工</b>	8-3-3-2刃口金物製作工		第3編3-1-12-1刃口金物製作工	79	
	8-3-3-3鋼製橋脚製作工			123	
	8-3-3-4アンカーフレーム製作工		第3編3-1-12-8アンカーフレーム製作工	84	
	8-3-3-5工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	87	
<b>第5節 軽量盛土工</b>	8-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37	
<b>第6節 橋台工</b>	8-3-6-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	8-3-6-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃	
	8-3-6-5深礎工		第3編3-1-4-6深礎工	51	
	8-3-6-6オープンケーソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	〃	
	8-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	8-3-6-8橋台躯体工			125	
<b>第7節 RC橋脚工</b>	8-3-7-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	8-3-7-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃	
	8-3-7-5深礎工		第3編3-1-4-6深礎工	51	
	8-3-7-6オープンケーソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	〃	
	8-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	8-3-7-8鋼管矢板基礎工		第3編3-1-4-9鋼管矢板基礎工	52	
	8-3-7-9橋脚躯体工	張出式			126
		重力式		第8編8-3-7-9橋脚躯体工	〃
半重力式			第8編8-3-7-9橋脚躯体工	〃	
ラーメン式				127	
<b>第8節 鋼製橋脚工</b>	8-3-8-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50	
	8-3-8-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃	
	8-3-8-5深礎工		第3編3-1-4-6深礎工	51	
	8-3-8-6オープンケーソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	〃	
	8-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	8-3-8-8鋼管矢板基礎工		第3編3-1-4-9鋼管矢板基礎工	52	
	8-3-8-9橋脚フーチング工	I型・T型			127
		門型			128
	8-3-8-10橋脚架設工	I型・T型			〃
		門型			〃
	8-3-8-11現場継手工				〃
	8-3-8-12現場塗装工			第3編3-1-3-31現場塗装工	48
<b>第9節 護岸基礎工</b>	8-3-9-3基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	49	
	8-3-9-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
<b>第10節 矢板護岸工</b>	8-3-10-3笠コンクリート工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	49	
	8-3-10-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	38	
<b>第11節 法覆護岸工</b>	8-3-11-2コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52	
	8-3-11-3護岸付属物工		第4編4-1-7-4護岸付属物工	95	
	8-3-11-4緑化ブロック工		第3編3-1-5-4緑化ブロック工	53	
	8-3-11-5環境護岸ブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52	
	8-3-11-6石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53	
	8-3-11-7法砕工		第3編3-1-14-4法砕工	91	

【第8編 道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第11節 法覆護岸工	8-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	45
		巨石積み	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	〃
		かごマット	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	〃
	8-3-11-9吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	90
	8-3-11-10植生工		第3編3-1-14-2植生工	89
	8-3-11-11覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	36
	8-3-11-12羽口工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	46
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	〃
		かご枠	第3編3-1-3-27羽口工	〃
		連節ブロック張り	第3編3-1-5-3連節ブロック張り	52
第12節 擁壁護岸工	8-3-12-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
	8-3-12-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	〃
<b>第4章 鋼橋上部</b>				
第3節 工場製作工	8-4-3-3桁製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	80
	8-4-3-4検査路製作工		第3編3-1-12-4検査路製作工	84
	8-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	〃
	8-4-3-6落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	85
	8-4-3-7鋼製排水管製作工		第3編3-1-12-10鋼製排水管製作工	86
	8-4-3-8橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	85
	8-4-3-9橋梁用高欄製作工			129
	8-4-3-10横断歩道橋製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	80
	8-4-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-1-12-8アンカーフレーム製作工	85
	8-4-3-13工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	87
第5節 鋼橋架設工	8-4-5-4架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	88
	8-4-5-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	8-4-5-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	8-4-5-7架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	8-4-5-8架設工(送出し架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	8-4-5-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	8-4-5-10支承工			129
	第6節 橋梁現場塗装工	8-4-6-3現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工
第7節 床版工	8-4-7-2床版工		第3編3-1-18-2床版工	94
第8節 橋梁付属物工	8-4-8-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44
	8-4-8-3落橋防止装置工			130
	8-4-8-5地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	〃
	8-4-8-6橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	8-4-8-7橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	8-4-8-8検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃
第9節 歩道橋本体工	8-4-9-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	50
	8-4-9-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	〃
	8-4-9-5橋脚フーチング工	I型	第8編8-3-8-9橋脚フーチング工	127
		T型	第8編8-3-8-9橋脚フーチング工	〃
	8-4-9-6歩道橋(側道橋)架設工		第3編3-1-13 架設橋(鋼橋)	88
8-4-9-7現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	48	

【第8編 道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>				
<b>第3節 工場製作工</b>	8-5-3-2プレビーム用桁製作工		第3編3-1-12-9プレビーム用桁製作工	86
	8-5-3-3橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	85
	8-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	84
	8-5-3-5検査路製作工		第3編3-1-12-4検査路製作工	〃
	8-5-3-6工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	87
<b>第5節 PC橋工</b>	8-5-5-2プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	41
		スラブ橋	第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	〃
	8-5-5-3ポストテンション桁製作工		第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工	〃
	8-5-5-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-1-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	42
	8-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	8-5-5-6支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	8-5-5-7架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	88
	8-5-5-8架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	8-5-5-9床版・横組工		第3編3-1-18-2床版工	94
	8-5-5-10落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
<b>第6節 プレビーム桁橋工</b>	8-5-6-2プレビーム桁製作工(現場)			131
	8-5-6-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	8-5-6-4架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	88
	8-5-6-5架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	〃
	8-5-6-6床版・横組工		第3編3-1-18-2床版工	94
	8-5-6-9落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
<b>第7節 PCホロースラブ橋工</b>	8-5-7-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	8-5-7-4PCホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	42
	8-5-7-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
<b>第8節 RCホロースラブ橋工</b>	8-5-8-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	8-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	42
	8-5-8-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
<b>第9節 PC版桁橋工</b>	8-5-9-2PC版桁製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	42
<b>第10節 PC箱桁橋工</b>	8-5-10-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	8-5-10-4PC箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC箱桁製作工	43
	8-5-10-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
<b>第11節 PC片持箱桁橋工</b>	8-5-11-2PC片持箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC箱桁製作工	43
	8-5-11-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	8-5-11-4架設工(片持架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	89
<b>第12節 PC押し箱桁橋工</b>	8-5-12-2PC押し箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC押し箱桁製作工	43
	8-5-12-3架設工(押し架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	89
<b>第13節 橋梁付属物工</b>	8-5-13-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44
	8-5-13-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	130
	8-5-13-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	8-5-13-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	8-5-13-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃

【第8編 道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第6章 トンネル (N A T M)</b>				
第4節 支保工	8-6-4-3吹付工			131
	8-6-4-4ロックボルト工			〃
第5節 覆工	8-6-5-3覆工コンクリート工			132
	8-6-5-4側壁コンクリート工		第8編8-6-5-3覆工コンクリート工	〃
	8-6-5-5床版コンクリート工			〃
第6節 インバート工	8-6-6-4インバート本體工			133
第7節 坑内付帯工	8-6-7-5地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	47
第8節 坑門工	8-6-8-4坑門本體工			133
	8-6-8-5明り巻工			134
<b>第11章 共同溝</b>				
第3節 工場製作工	8-11-3-3工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	87
第6節 現場打構築工	8-11-6-2現場打軀體工			135
	8-11-6-4カラー継手工			〃
	8-11-6-5防水工	防水 防水保護工 防水壁		〃 〃 136
第7節 プレキャスト構築工	8-11-7-2プレキャスト軀體工			〃
<b>第12章 電線共同溝</b>				
第5節 電線共同溝工	8-12-5-2管路工(管路部)			〃
	8-12-5-3プレキャストボックス工(特殊部)			137
	8-12-5-4現場打ちボックス工(特殊部)		第8編8-11-6-2現場打軀體工	135
第6節 付帯設備工	8-12-6-2ハンドホール工			137
<b>第13章 道路維持</b>				
第4節 舗装工	8-13-4-3 路面切削工		第3編3-1-6-15路面切削工	71
	8-13-4-4 舗装打換え工		第3編3-1-6-16舗装打換え工	〃
	8-13-4-5 切削オーバーレイ工			138
	8-13-4-6 オーバーレイ工		第3編3-1-6-17オーバーレイ工	71
	8-13-4-7 路上再生工			138
	8-13-4-8 薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	67
第5節 排水構造物工	8-13-5-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47
	8-13-5-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	〃
	8-13-5-5集水柵・マンホール工		第3編3-1-3-30集水柵工	48
	8-13-5-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	47
	8-13-5-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	〃
	8-13-5-8排水工		第3編3-1-3-29側溝工	〃
第6節 防護柵工	8-13-6-2路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	39
	8-13-6-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	〃
	8-13-6-5ボックスビーム工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	〃
	8-13-6-6車止めポスト工		第3編3-1-3-7防止柵工	〃
第7節 標識工	8-13-7-3小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	38
	8-13-7-4大型標識工		第8編8-2-9-4大型標識工	122
第8節 道路付属施設工	8-13-8-4道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	40
	8-13-8-5ケーブル配管工		第8編8-2-12-5ケーブル配管工	123
	8-13-8-6照明工		第8編8-2-12-6照明工	〃
第9節 軽量盛土工	8-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37

【第8編 道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節 擁壁工	8-13-10-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
	8-13-10-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	〃
第11節 石・ブロック積(張)工	8-13-11-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52
	8-13-11-4石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53
第12節 カルバート工	8-13-12-4場所打函渠工		第8編8-1-9-6場所打函渠工	119
	8-13-12-5プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	46
第13節 法面工	8-13-13-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	89
	8-13-13-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	90
	8-13-13-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	91
	8-13-13-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	〃
	8-13-13-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工 第3編3-1-3-27羽口工	46 〃
第15節 橋梁付属物工	8-13-15-2伸縮継手工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	44
	8-13-15-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	130
	8-13-15-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	8-13-15-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	8-13-15-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃
第17節 現場塗装工	8-13-17-6コンクリート面塗装工		第3編3-1-3-11コンクリート面塗装工	40
第14章 道路修繕				
第3節 工場製作工	8-14-3-4桁補強材製作工			139
	8-14-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	85
第5節 舗装工	8-14-5-3路面切削工		第3編3-1-6-15路面切削工	71
	8-14-5-4舗装打換え工		第3編3-1-6-16舗装打換え工	〃
	8-14-5-5切削オーバーレイ工		第8編3-13-4-5切削オーバーレイ工	138
	8-14-5-6オーバーレイ工		第3編3-1-6-17オーバーレイ工	71
	8-14-5-7路上再生工		第8編8-13-4-7路上再生工	138
	8-14-5-8薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	67
第6節 排水構造物工	8-14-6-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	47
	8-14-6-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	〃
	8-14-6-5集水柵・マンホール工		第3編3-1-3-30集水柵工	48
	8-14-6-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	47
	8-14-6-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	〃
	8-14-6-8排水工		第3編3-1-3-29側溝工	〃
第7節 縁石工	8-14-7-3縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	38
第8節 防護柵工	8-14-8-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	39
	8-14-8-4防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	〃
	8-14-8-5ボックスビーム工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	〃
	8-14-8-6車止めポスト工		第3編3-1-3-7防止柵工	〃
第9節 標識工	8-14-9-3小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	38
	8-14-9-4大型標識工		第8編8-2-9-4大型標識工	122
第10節 区画線工	8-14-10-2区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	40
第12節 道路付属施設工	8-14-12-4道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	〃
	8-14-12-5ケーブル配管工		第8編8-2-12-5ケーブル配管工	123
	8-14-12-6照明工		第8編8-2-12-6照明工	〃
第13節 軽量盛土工	8-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	37
第14節 擁壁工	8-14-14-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	92
	8-14-14-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	〃
第15節 石・ブロック積(張)工	8-14-15-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	52
	8-14-15-4石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	53

【第8編 道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節 カルバート工	8-14-16-4場所打函渠工		第8編8-1-9-6場所打函渠工	119
	8-14-16-5プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	46
第17節 法面工	8-14-17-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	89
	8-14-17-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	90
	8-14-17-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	91
	8-14-17-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	〃
	8-14-17-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工 第3編3-1-3-27羽口工	46 〃
第18節 落石雪害防止工	8-14-18-4落石防止網工		第8編8-1-11-4落石防止網工	119
	8-14-18-5落石防護柵工		第8編8-1-11-5落石防護柵工	〃
	8-14-18-6防雪柵工		第8編8-1-11-6防雪柵工	120
	8-14-18-7雪崩予防柵工		第8編8-1-11-7雪崩予防柵工	〃
第20節 鋼桁工	8-14-20-3鋼桁補強工		第8編8-14-3-4桁補強材製作工	139
第21節 橋梁支承工	8-14-21-3鋼橋支承工		第8編8-4-5-10支承工	129
	8-14-21-4PC橋支承工		第8編8-4-5-10支承工	〃
第22節 橋梁付属物工	8-14-22-3伸縮継手工		第3編3-1-3-24伸縮継手工	44
	8-14-22-4落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	130
	8-14-22-6地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	〃
	8-14-22-7橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	8-14-22-8橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	8-14-22-9検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	〃
第25節 現場塗装工	8-14-25-3橋梁塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	48
	8-14-25-6コンクリート面塗装工		第3編3-1-3-11コンクリート面塗装工	40
第15章 消雪パイプ工				
第4節 さく井工	8-15-4-2堀さく工			140
第5節 取水工	8-15-5-2取水工			〃
第6節 散水工	8-15-6-4送・散水管工			〃

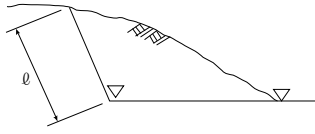
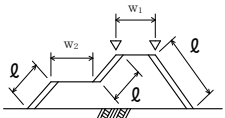
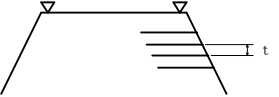
【第9編 公園編】

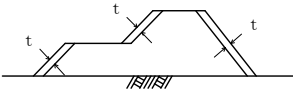
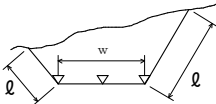
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	項
第1章 植栽				
第3節 植栽工	9-1-3-2高・中低木植栽工	1		141
		2		〃
		3		142

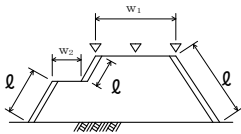
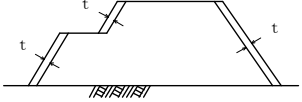
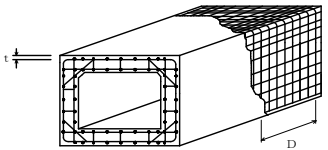
【第10編 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	項
第1章 管路				
第3節 管渠工（開削）	10-1-3-2管布設工			142
第5節 管渠工（推進）	10-1-4-3立坑内管布設工			〃

# 出来形管理基準及び規格値

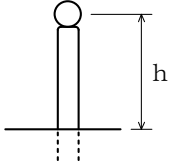
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	
						法長 $l$	$l < 5m$				-200
							$l \geq 5m$				法長-4%
			3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	
						法長 $l$	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				法長-2%
						幅 $w_1, w_2$	-100				
			4		盛土補強工  (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	
						厚 さ $t$	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				

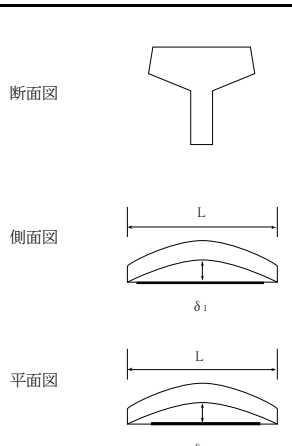
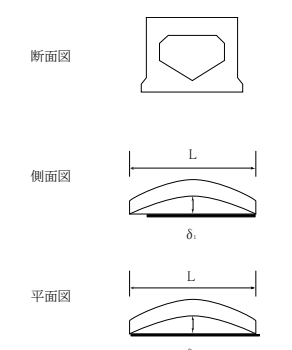
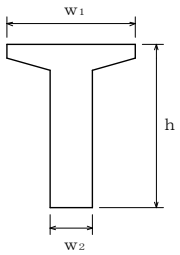
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	
						6					堤防天端工
					t ≥ 15cm -50						
					幅 w	-100					
			4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
		法長 ℓ					ℓ < 5m	-200			
ℓ ≥ 5m	法長-4%										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ<5m			
ℓ≥5m	法長-2%									
幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100								
			5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

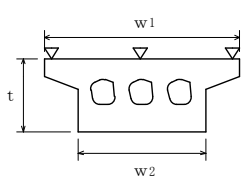
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕  (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-4	
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 $l$	100				
	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工  (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所		3-1-3-5	
	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		3-1-3-6	
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1基毎
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

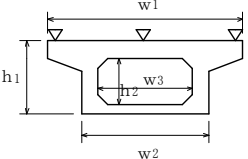
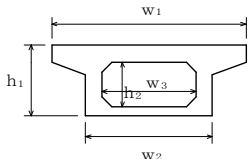
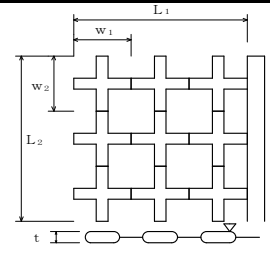
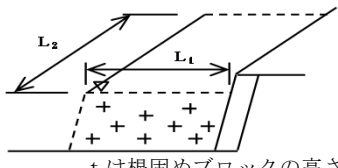
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工  (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-1-3-7
							高さ h	-30			
						パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
			8	1	路側防護柵工  (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-1-3-8
							高さ h	-30			
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
			8	2	路側防護柵工  (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-1-3-8
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所									

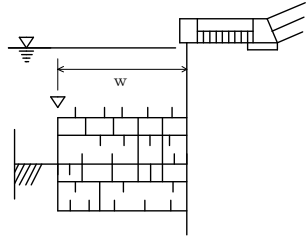
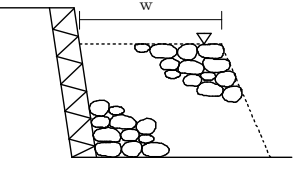
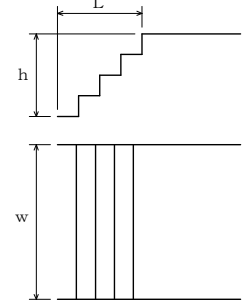
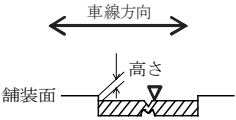
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-1-3-9
						幅 w	設計値以上			
	1 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-1-3-10
1 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧 II-82 「表- II.5.5各塗料の標 準使用量と標準膜 厚」の標準使用量 以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-1-3-11	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工）  （けた橋）	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-1-3-12
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			
		3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工）  （スラブ桁）	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-1-3-12
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			
	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 $\ell$ ：支間長 (m)		3-1-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) $w_2$	$\pm 5$			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			

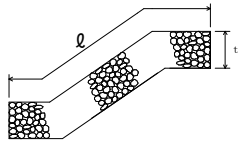
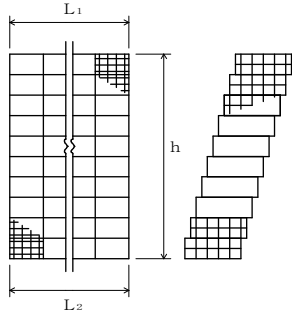
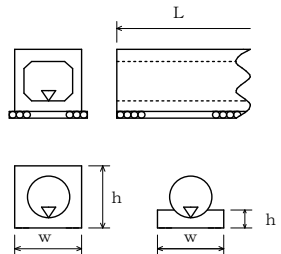
出来形管理基準及び規格値

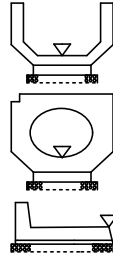
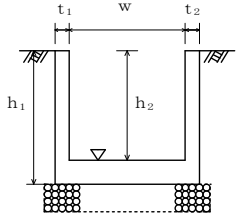
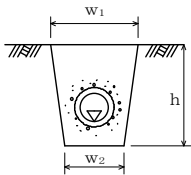
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 $\ell$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
		3 共通の工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする  $\ell$ : 支間長 (m)		3-1-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
	1 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\ell$ : 桁長 (m)		3-1-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 $w_1, w_2$	-5~+30			
						厚 さ $t$	-10~+20			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			

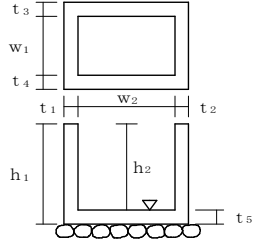
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	16	1	P C箱桁製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で1 箇所当たり両端と中央部の3 点、幅及び高さは1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		3-1-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する						
						幅（上） $w_1$	$-5 \sim +30$									
						幅（下） $w_2$	$-5 \sim +30$									
						内空幅 $w_3$	$\pm 5$									
						高  さ $h_1$	$+10$ $-5$									
						内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$									
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内									
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	16	2	P C押し箱桁製作工	幅（上） $w_1$	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		3-1-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する						
						幅（下） $w_2$	$-5 \sim +30$									
						内空幅 $w_3$	$\pm 5$									
						高  さい $h_1$	$+10$ $-5$									
						内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$									
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内									
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高 $\nabla$	$\pm 100$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		3-1-3-17					
							厚さ $t$	$-20$								
							幅 $W_1, W_2$	$-20$								
							延長 $L_1, L_2$	$-200$								
						乱積	基準高 $\nabla$	$\pm t / 2$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 1 施工箇所毎							
							延長 $L_1, L_2$	$- t / 2$								
																$t$ は根固めブロックの高さ

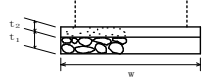
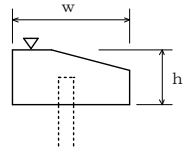
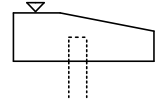
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 150$	1 組毎		3-1-3-18
						幅 w	$\pm 300$			
						延 長 L	$-200$			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 $\nabla$	$-100$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-19
						幅 w	$-100$			
						延 長 L	$-200$			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	$-30$	1 回 / 1 施工箇所		3-1-3-22
						高 さ h	$-30$			
						長 さ L	$-30$			
						段 数	$\pm 0$ 段			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	$\pm 3$	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$			

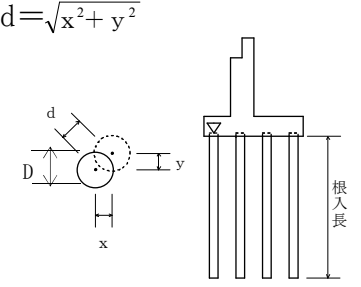
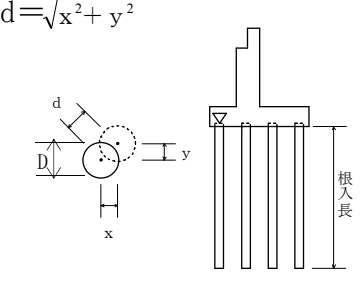
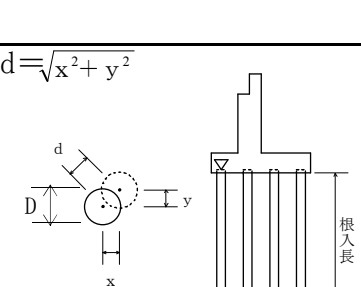
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部にお いて車線方向に各3点計9点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点		3-1-3-24
							車線方向各点 誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向 間隔W <sub>1</sub>	±2			
							歯咬み合い部の横方向 間隔W <sub>2</sub>	±5			
		仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2	車道端部及び中央部付近の3点を測 定。  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下		3-1-3-24					
		表面の凹凸	3								
		仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3								
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積 み)	基 準 高 ▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-1-3-26	
						法 長 ℓ	-200				
						延 長 L	-200				
		3 共通 的工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-1-3-26	
						厚 さ t	-0.2t				
						延 長 L	-200				

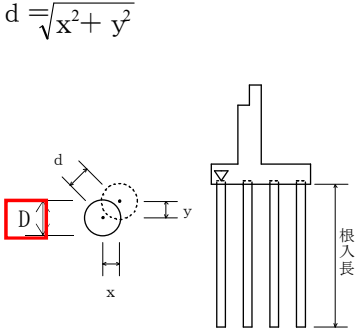
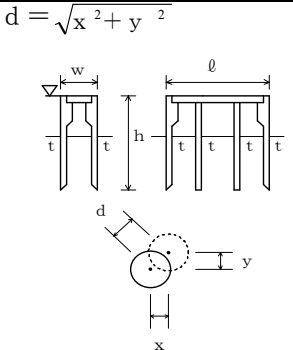
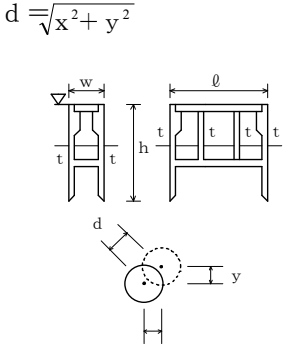
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $\varnothing$	$\varnothing < 3\text{m}$	-50		3-1-3-27
							$\varnothing \geq 3\text{m}$	-100		
			厚  さ  t		-50					
		3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 枠)	高  さ  h		-100		3-1-3-27
	延  長  L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>						-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 プ レ キ ャ ス ト カ ル バ ー ト 工	28		プレキャストカルバート工  (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基  準  高  ▽		±30		3-1-3-28
						※幅  w		-50		
						※高  さ  h		-30		
						延  長  L		-200		
								1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的 工 種	29	1	側溝工  (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1ヶ所 / 1施工箇所		3-1-3-29
						延 長 L	-200			
		3 共通 的 工 種	29	2	側溝工  (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-29
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 w	-30			
				高 さ $h_1, h_2$	-30	1 施工箇所毎				
				延 長 L	-200					
	3 共通 的 工 種	29	3	側溝工  (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。		3-1-3-29	
					幅 $w_1, w_2$	-50				
					深 さ h	-30				
					延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	30		集水榭工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-1-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
3 土木工事 共通編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>	3-1-3-31	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	4 基礎 工	1		一般事項  (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-1		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30					
						延 長 L	各構造物の規格値による					
	4 基礎 工	3	1	3	1	基礎工（護岸）  (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-3	
							幅 w	-30				
							高 さ h	-30				
							延 長 L	-200				
		4 基礎 工	3	2	3	2	基礎工（護岸）  (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-3
								延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
		4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
		4 基礎工	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	
					根入長	設計値以上				
					偏心量 d	100以内				
					傾斜	1/100以内				
					杭径 D	設計径(公称径) -30以上				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-7	
					ケーソンの長さℓ	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏心量 d	300以内				
	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-8	
					ケーソンの長さℓ	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
偏心量 d					300以内					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管 矢板 基礎 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-1-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300以内				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張 工	3	1	コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工  (コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 積) (コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-1-5-3	
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ（ブロック積張） $t_1$					-50
						厚さ（裏込） $t_2$					-50
						延 長 L					-200
	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張 工	3	2	3	2	コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工  (連 節 ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-5-3
							法 長 $l$	-100			
							延長 $L_1, L_2$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-5-3		
						幅 w	-100					
						延長 L	-200					
	5 石・ブロック積(張)工	4	緑化ブロック工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	
							法長ℓ	ℓ<3m				-50
								ℓ≥3m				-100
							厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50				
							厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
							延長 L	-200				
	5 石・ブロック積(張)工	5	石積(張)工	5		石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	
							法長ℓ	ℓ<3m				-50
								ℓ≥3m				-100
							厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
							厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
延長 L							-200					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7		
						厚 さ	-45	-45	-15	-15					
						幅	-50	-50	—	—					
		6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア- を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000t以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7			
						幅	-50	-50	-	-						
						厚 さ	-15	-20	-5	-7						
		6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工)	幅	-50	-50	-	-				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア- を採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						厚 さ	-15	-20	-5	-7						
						幅	-50	-50	-	-						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7		
						幅	-25	-25	—	—					
		6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7
						幅	-25	-25	—	—					
				平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-1-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
		装般6 工舗一	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-1-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)  セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8	
						幅	-50	-50	—	—				
						厚 さ	-15	-20	-5	-7				
						幅	-50	-50	—	—				
		6 一 般 舗 装 工	8	4	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-1-6-8
							幅	-25	-25	—	—			
							厚 さ	-7	-9	-2	-3			
							幅	-25	-25	—	—			
		6 一 般 舗 装 工	8	6	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。	3-1-6-8
							幅	-25	-25	—	—			
							平 坦 性	—		3m <sup>2</sup> プロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9		
						厚 さ	-45	-45	-15	-15					
						幅	-50	-50	—	—					
		6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-9
						幅	-50	-50	—	—					
						厚 さ	-25	-30	-8	-10					
		幅	-50	-50	—	—									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-1-6-9
						幅	-50	-50	—	—			
		6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。		3-1-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。	3-1-6-9			
				幅	-25	-25	—	—					
				平 坦 性	—		3m <sup>2</sup> ロフィールメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				
		6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。  ※歩道舗装に適用する。			3-1-6-10
幅	-25					—							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト舗装工  (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-1-6-11
						幅	-50	-50	—	—			
		6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト舗装工  (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。		3-1-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
		6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト舗装工  (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。		3-1-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m <sup>2</sup> ロイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	
						厚 さ	-45		-15					
						幅	-50		—					
		6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-1-6-12
						幅	-50		—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア- を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しな ければならないとともに、10個の測定 値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-1-6-12		
						幅	-50		—						
						厚 さ	-9	-12	-3						
	6 一 般 舗 装 工	12	4	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	-9	-12	-3				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア- を採取して測定。	コア-採取について 橋面舗装等でコア-採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	-25		—						
						厚 さ	-9	-12	-3						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12
						幅	-25		—				
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2						
	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	3-1-6-12	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-1-6-12		
					幅	-50		—					

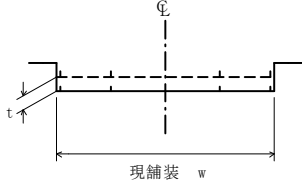
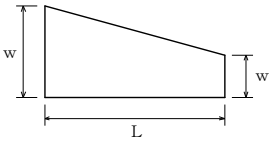
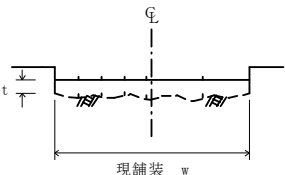
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12		
						幅	-50		—						
						平坦性	—		—						
		6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	-25		—						
						平坦性	—		—						
	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線を中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12			
					幅	-35		—							
					平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。							
目地段差					±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。								

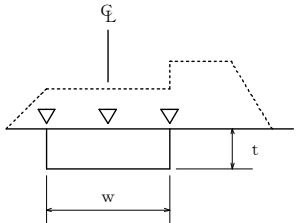
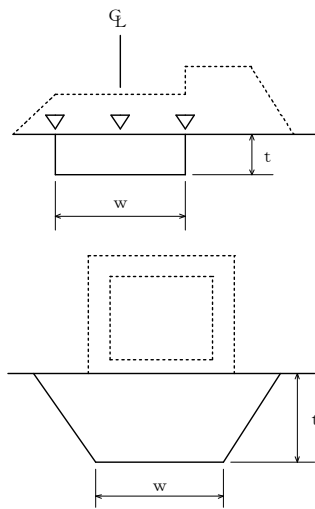
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
		6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-1-6-13
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-1-6-13				
						幅	-50		—							
		6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-13		
						幅	-50		—							
		6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。	3-1-6-13
						幅	-25		—							

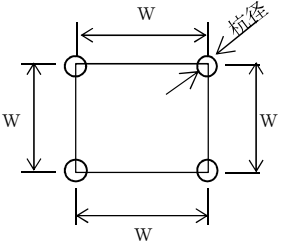
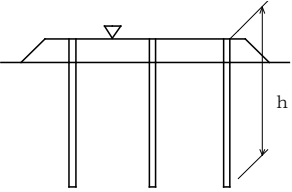
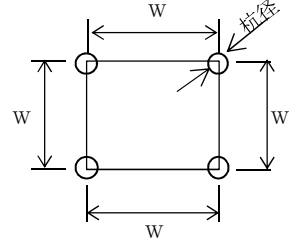
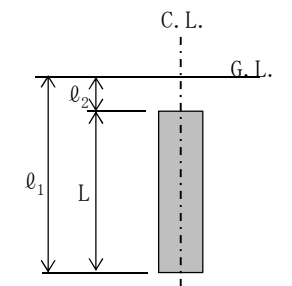
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-14	
						厚さ	-45		-15					
						幅	-50		—					
		6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-1-6-14
						幅	-50		—					

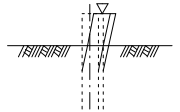
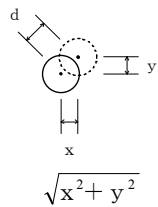
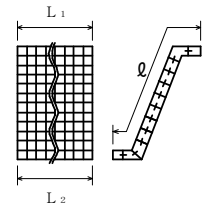
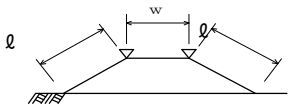
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	3-1-6-14				
						幅	-50		—								
		6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-14		
						幅	-50		—								
		6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。		3-1-6-14
						幅	-25		—								

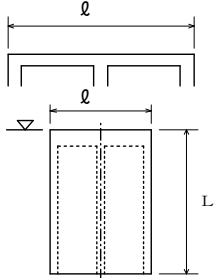
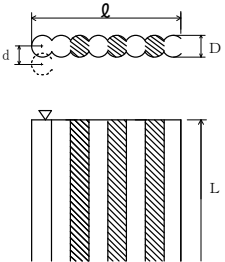
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15		路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-6-15	
						幅 w	-25	-				
	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16			舗装打換え工	路 盤 工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-1-6-16
								延長 L	-100			
								厚 さ t	該当工種			
							舗 設 工	幅 w	-25			
								延長 L	-100			
								厚 さ t	該当工種			
	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17			オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-1-6-17	
幅 w							-25					
延 長 L							-100					
平 坦 性							-	3m <sup>2</sup> プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-1-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-1-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

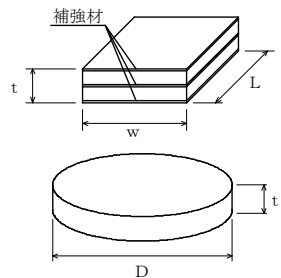
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-1-7-4
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
	1 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-1-7-5
						厚 さ $t$	-50			
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-200			
	1 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ $t$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-1-7-6
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-200			

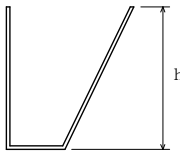
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-1-7-7 3-1-7-8	
						杭 径 D	設計値以上				
			8		締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打 込 長 さ h	設計値以上	全本数			
			サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量		—	全本数 計器管理にかえることができる。					
1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-1-7-9		
					位置・間隔w	D/4以内					
					杭 径 D	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ $\ell_1$ は改良体先端深度 $\ell_2$ は改良端天端深度				
					深 度 L	設計値以上					
											

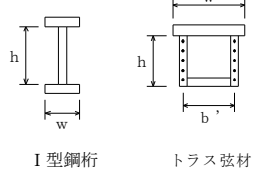
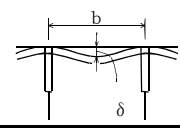
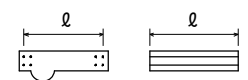
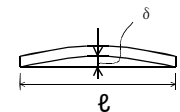
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
						根 入 長	設計値以上			
	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\phi$	設計深さ以上	全数		3-1-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\phi$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
						延 長 $L_1$ $L_2$	-200			
	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 $\phi$	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
	1 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9
						連壁の長さ $l$	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 $L$	-200			
	1 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9 D: 杭径
						連壁の長さ $l$	-50			
						変 位 $d$	D/4以内			
						壁 体 長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部 鋼構造物との 接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-1-12-1	
							中心 距離	センターボスを基準 にした孔位置のずれ				
								≦1000mm				1以下
								センターボスを基準 にした孔位置のずれ				
								>1000mm				1.5以下
						アンカー ボルト用孔 （鑄放し）	孔の 直径	≦100mm				+3 -1
								>100mm				+4 -2
						セン ター ボ ス	孔の中心距離					JIS B 0403 CT13
							ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -0				

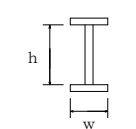
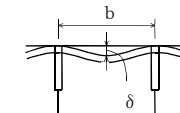
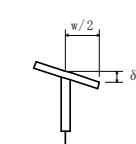
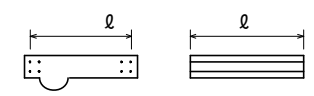
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。  ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-1-12-1		
						全移動量 $\phi$	$\phi \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$	
							$\phi > 300\text{mm}$				$\pm \phi / 100$	
						組立高さ H	上, 下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
											$H > 300\text{mm}$	( $H / 200 + 3$ ) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※1)、※2)				JIS B 0403 CT14	
							鋳放し肉厚寸法 ※1)				JIS B 0403 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417 B級	
	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差		3-1-12-1	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0 ~ +1%				
							$1500 < w, L, D$	0 ~ +15				
						厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	$\pm 0.5$				
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$				
$160 < t$							$\pm 4$					
平面度						$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1					
						$1000\text{mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$					

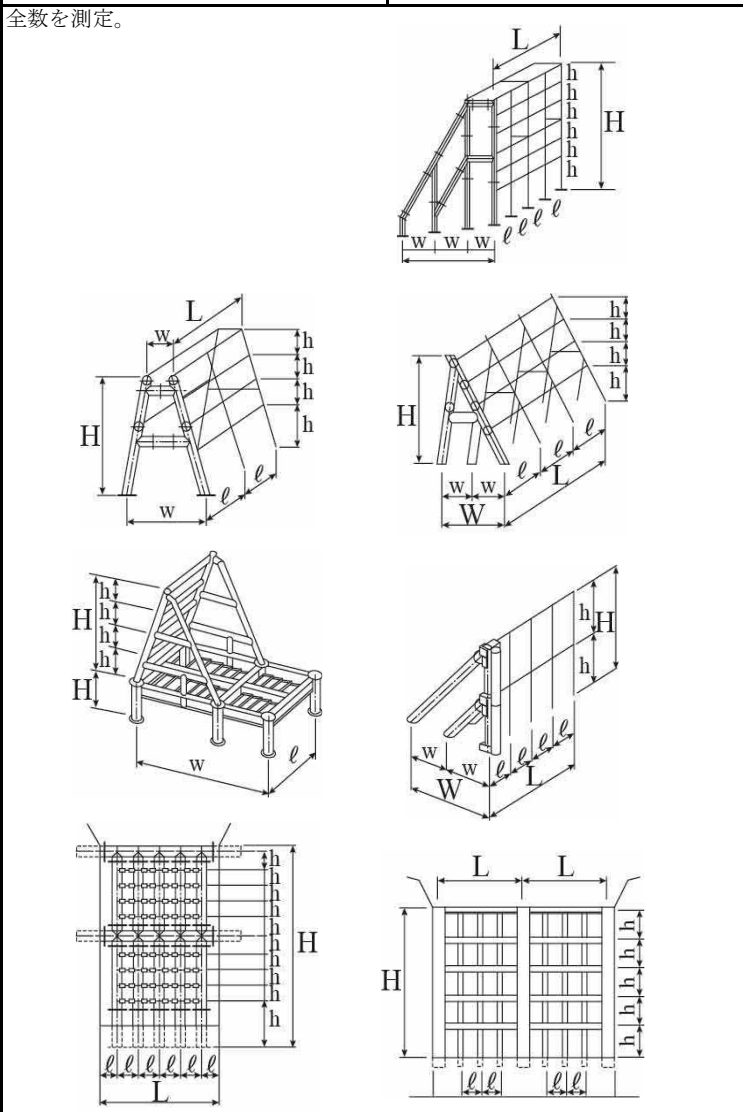
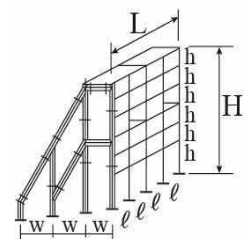
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材  部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-1
	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-1
					外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$				

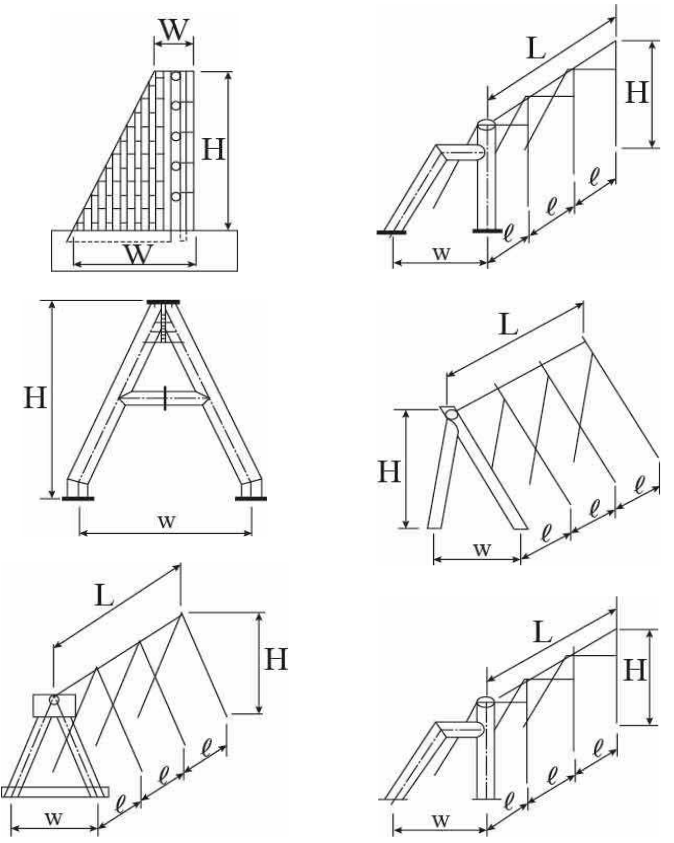
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots$ $\pm 3 \dots$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材	3-1-12-3				
							腹板高 h (m)	$0.5 < w \leq 1.0$							
							腹板間隔 b' (m)	$1.0 < w \leq 2.0$ $\pm(3+w/2) \dots$ $2.0 < w$							
							板の 平面 度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板				$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		3-1-12-3
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート				$b/150$			
								フランジの直角度 δ (mm)				$w/200$			
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁				$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-1-12-3
トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$														
		圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	— 主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		3-1-12-3									
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ，圧縮材の曲り δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。															

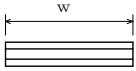
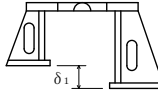
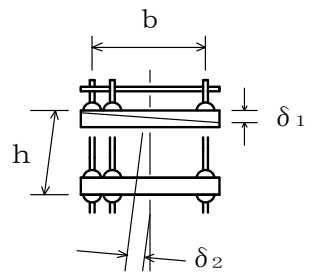
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工  共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-1-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-1-12-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-1-12-3
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-1-12-3
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12 m 間隔を測定。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-1-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-1-12-3
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-1-12-3
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-1-12-3
							<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 <math>\delta</math>」の規格値のh に代入する数値はmm単位の数値とする。</p>					

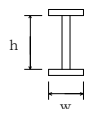
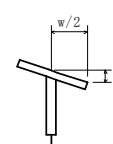
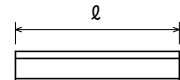
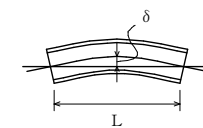
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-1-12-3		
							腹板高 h (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots \cdots$ $2.0 < w$					
							板の平面度 $\delta$ (mm)	鋼桁等の部材の腹板 $h/250$				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)	
							箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート $b/150$						
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$					
部材長 $\ell$ (m)	鋼桁 $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。											
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度<math>\delta</math>、フランジの直角度<math>\delta</math>」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>													

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	1	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。 		3-1-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
					次頁に続く					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 值	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))				3-1-12-3	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
共3 通土木 工事	1 一般 施工	12 工場 製作 工	4		検査路製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。		3-1-12-4	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 $w$ (m)	0～+30	製品全数を測定。  両端部及び中央部付近 を測定。		3-1-12-5	
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設 計 値 $\pm 4$				
							フィンガーの食い 違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$				
		12 工場 製作 工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。		3-1-12-6	
		12 工場 製作 工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。		3-1-12-7	
1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	8			アンカーフレーム製作 工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。  	3-1-12-8		
							鉛 直 度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$				
							高 さ $h$ (mm)	$\pm 5$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)…… 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-1-12-9
							フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-1-12-9
							部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-1-12-9
							仮組立時 主桁のそり δ	-5 ~ +5 …L ≤ 20 -5 ~ +10 …20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-1-12-9
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-10

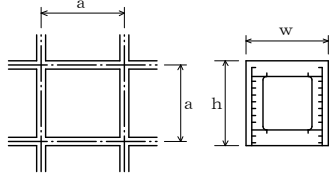
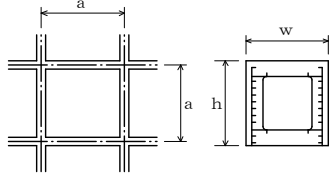
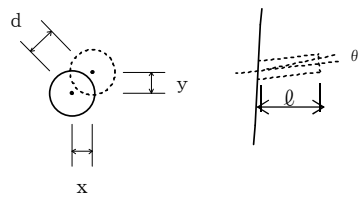
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>		3-1-12-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋）  （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (20+L/5) ± (20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。		3-1-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間 距離B(m)	±4…… B≤2 ± (3+B/2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

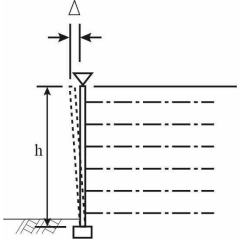
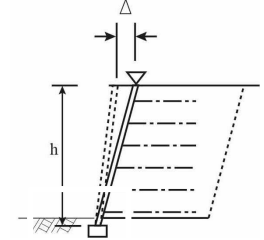
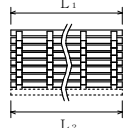
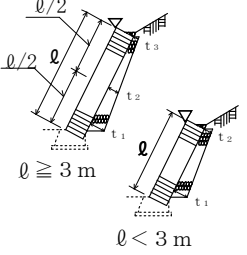
※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

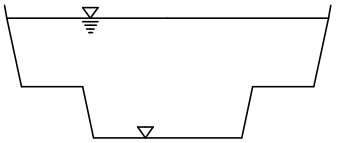
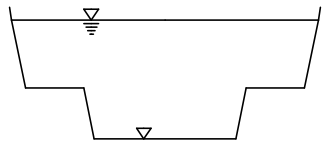

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	13 橋梁 架設 工			架設工（コンクリート 橋）  （クレーン架設） （架設桁架設）  架設工支保工 （固定） （移動）  架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		2003/1/13	
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そ り	—	主桁を全数測定。			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	14 法面 工 共通	2	1	植生工  （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	—200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-1-14-2	
							ℓ≥5m	法長の—4%			
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	—100			
							ℓ≥5m	法長の—2%			
						延 長 L	—200	1 施工箇所毎			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	14 法面 工 共通	2	2	植生工  （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法 長 ℓ	ℓ<5m	—200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-1-14-2	
							ℓ≥5m	法長の—4%			
						厚 さ t	t<5cm	—10			施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
							t≥5cm	—20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
						延 長 L	—200	1 施工箇所毎			

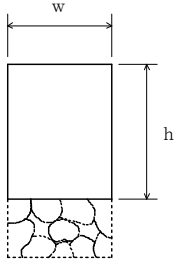
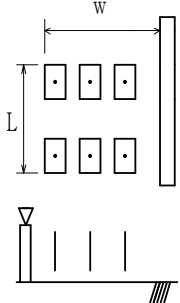
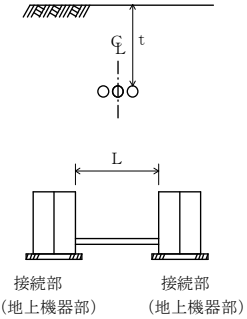
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工  (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		3-1-14-3					
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100								
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。							
							$t \geq 5\text{cm}$	-20								
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上										
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎							

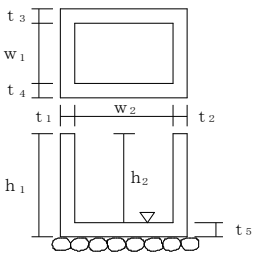
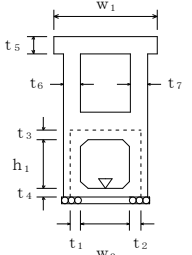
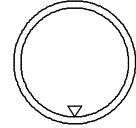
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工  (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-14-4 曲線部は設計図書による	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200				
						幅	w	-30				枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
						高  さ	h	-30				
						枠中心間隔	a	$\pm 100$				
						延 長	L	-200				1 施工箇所毎
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工  (プレキャスト法枠工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-14-4	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200				
						延 長	L	-200				1 施工箇所毎
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削孔深さ	$\ell$	設計値以上	全数		3-1-14-6	
						配置誤差	d	100				
						せん孔方向	$\theta$	$\pm 2.5$ 度				
									$d = \sqrt{x^2 + y^2}$			

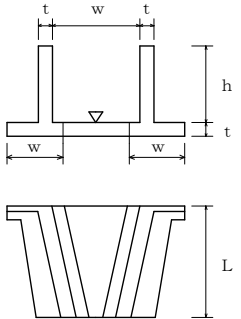
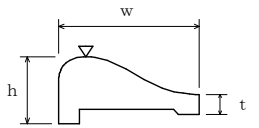
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-1	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-2	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎

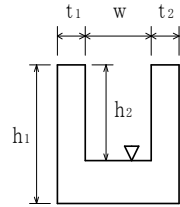
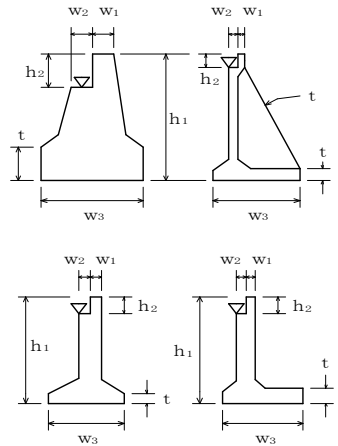
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 共通 的 工 種	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 	3-1-15-3	
						高  さ $h$	$h < 3\text{m}$				-50
							$h \geq 3\text{m}$				-100
						鉛 直 度 $\Delta$	$\pm 0.03h$ かつ $\pm 300$ 以内				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						延 長 $L$	-200				1 施工箇所毎
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 	3-1-15-4	
						法 長 $l$	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚  さ $t_1, t_2, t_3$	-50				
						延 長 $L_1, L_2$	-200				1 施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-1-16-3
								500ps	-1000～+200			
								1000ps	-1200～+200			
							ダイーゼル船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1000～+200			
								1350ps	-1200～+200			
						幅		-200				
		延 長		-200								
		16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-1-16-3		
						幅					-200	
延 長						-200						
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-1-18-2			
					幅 w					0～+30		
					厚 さ t					-10～+20		
					鉄筋のかぶり					設計値以上		
					鉄筋の有効高さ					±10		
					鉄 筋 間 隔					±20		
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合		±10	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。									
			1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。									

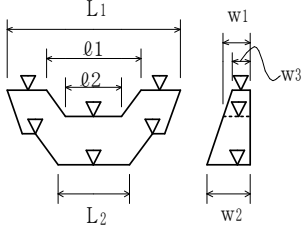
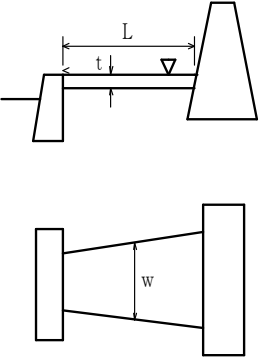
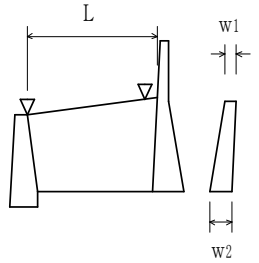
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸附属物工	幅 w	-30			4-1-7-4
						高さ h	-30			
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		4-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		4-1-13-3
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

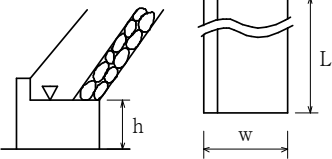
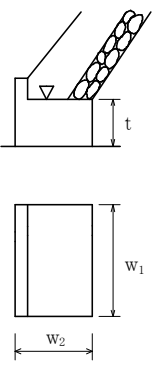
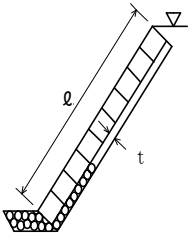
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		4-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。  函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		4-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	±30			
						延長 L	-200			
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-3-5-6
						延長 L	-200			

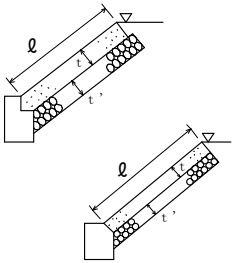
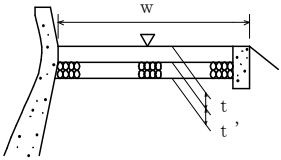
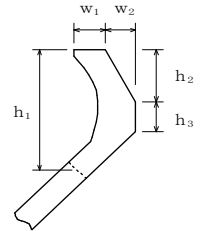
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本體工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		4-3-5-7 4-3-5-8	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
4 河川編	4 水門	6 水門本體工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		4-4-6-7 4-4-6-8 4-4-6-9 4-4-6-10 4-4-6-11	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
4 河川編	5 堰	6 可動堰本體工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		4-5-6-13 4-5-6-14	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
4 河川編	5 堰	7 固定堰本體工	8 9 10		堰本體工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		4-5-7-8 4-5-7-9 4-5-7-10	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						堰長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100

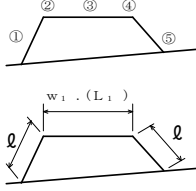
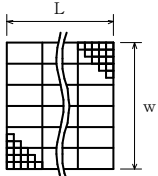
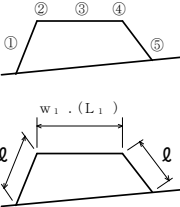
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-5-8-3
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						延長 $L$	-200			
4 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		4-5-9-2
						厚さ $t$	-20			
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天端長 $l_1$	-50			
						敷長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
						支点長及び 中心線の変化	$\pm 50$			

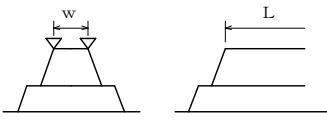
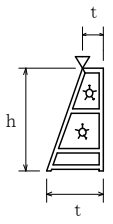
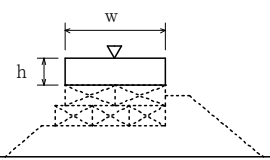
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本 体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所で測定。		4-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃 料貯油槽工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所で測定。		4-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コ ンクリート床版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所で測定。		4-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所にて測定。		4-7-4-6
						天端幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $l_1, l_2$	$\pm 50$			
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		4-7-4-8
						厚さ $t$	-30			
						幅 $w$	-100			
						延長 $L$	-100			
4 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎にて測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		4-7-5-6
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						長さ $L$	-100			

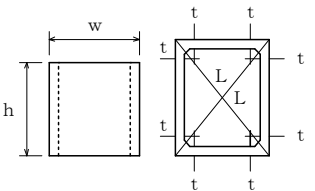
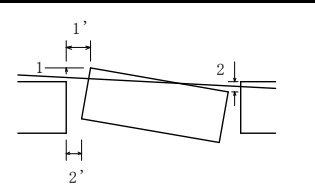
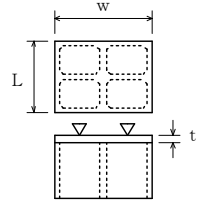
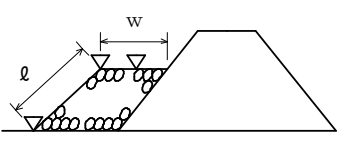
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 $w_1$	-20				
						ブロック横幅 $w_2$	-20				
						延 長 L	-200				
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-1-6-4	
						法長 $\ell$	$\ell < 5\text{m}$				-100
							$\ell \geq 5\text{m}$				$\ell \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				

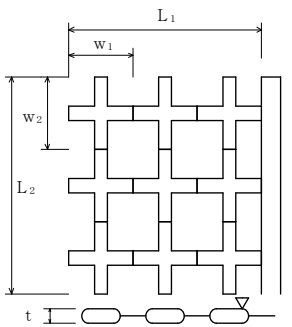
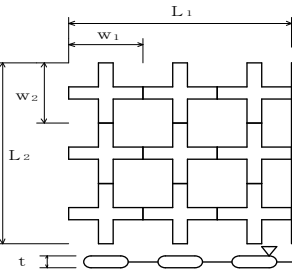
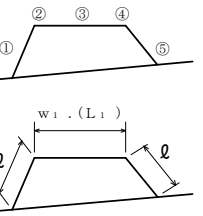
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-1-6-5	
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 $t'$	-50				
						延 長 $L$	-200				
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-1-8-2	
						幅 $w$	-50				
						厚 さ $t$	-10				
						基 礎 厚 $t'$	-45				
						延 長 $L$	-200				
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-1-9-3	
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 $L$	-200				

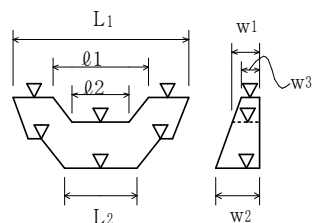
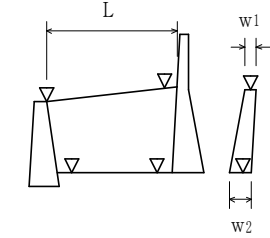
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準 高 ▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		5-2-4-4	
							表 面 均 し	±100				
							荒均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の 高さ				±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以 外の高さ				±300
						被覆 均し	異形ブロック据付面 (乱積)の 高さ	±500				
							異形ブロック据付面 (乱積)以 外の高さ	±300				
						法 長 $l$	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。				
						天 端 幅 $w_1$	-100					
天 端 延 長 $L_1$	-200											
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 $w$	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（又 は50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		5-2-4-5		
						延 長 $L$	-500					
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		5-2-5-2	
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300				
						法 長 $l$	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。				
						天 端 幅 $w_1$	-100					
						天 端 延 長 $L_1$	-200					

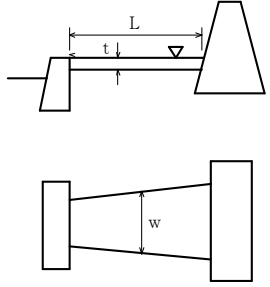
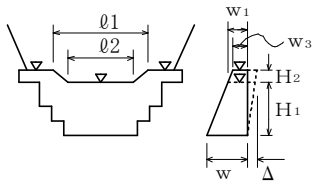
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブ ロック 規格26 t 未 満	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		5-2-5-5
							(層積) ブ ロック 規格26 t 以 上	±500			
							(乱 積)	±ブロックの高さ の1/2			
						天 端 幅 w	-ブロックの高さ の1/2				
						天 端 延 長 L	-ブロックの高さ の1/2				
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		5-2-5-9	
	厚 さ t	-50									
高 さ h	h < 3m	-50									
	h ≥ 3m	-100									
	延 長 L	-200	1 施工箇所毎								
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		5-2-5-10	
	幅 w	-30									
	高 さ h	-30									
	延 長 L	-200									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		5-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁 厚 $t_1$	±10	底版完成時、各壁1ヶ所			
						幅 $w$	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						高 さ $h_1$	+30, -10	完成時、四隅			
						長 さ $L$	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						底版厚さ $t_2$	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所			
						フーチング高さ $h_2$	+30, -10	底版完成時、四隅			
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		5-2-5-11	
							ケーソン重量2000 t以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所			
							ケーソン重量2000 t以上 200以下				
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		5-2-5-11
							水 中	±50			
						厚 さ $t$	±30				
						幅 $w$	±30				
						長 さ $L$	±30				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		5-2-5-12	
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)		5-2-5-12	
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下				
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		5-2-5-12
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		5-2-6-2
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300			
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w	-100				
						天 端 延 長 L	-200				

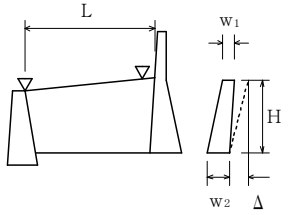
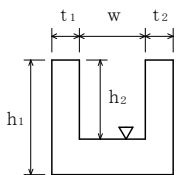
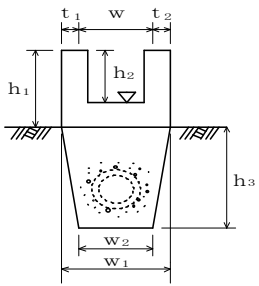
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-2-6-3	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。			
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20				
							乱 積	- t / 2				
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200	1 施工箇所毎			
							乱 積	- t / 2				
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-2-7-3	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		-20				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>		-200				
5 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工 リーフ、離岸堤、 潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		5-3-3-3	
							荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
							被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
							法 長 φ					-100
						天 端 幅 w <sub>1</sub>		-100				
						天 端 延 長 L <sub>1</sub>		-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-1-3-4
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		6-1-8-4
						天端部 堤幅 $w_1, w_3$ $w_2$	-30			
						水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	$\pm 50$			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-1-8-6
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						長さ $L$	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-1-8-8	
						幅 $w$	$-100$				
						厚 さ $t$	$-30$				
						延 長 $L$	$-100$				
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		6-1-9-5
							長 さ $l_1, l_2$	$\pm 100$			
							幅 $w_1, w_3$	$\pm 50$			
							下流側倒れ $\triangle$	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖 高 $\nabla$	$\pm 50$			
							幅 $w_2$	$\pm 50$			
							下流側倒れ $\triangle$	$\pm 0.02H_2$			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 值	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)					6-1-9-5

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		6-1-9-6	
						長 さ L	$\pm 100$				
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
6 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-2-5-8	
						幅 w	-30				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						延 長 L	-200				
6 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-6-4	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						深 さ $h_3$	-30				
						延 長 L	-200				

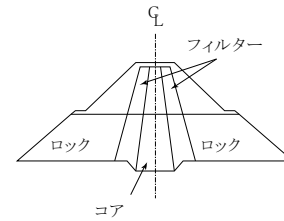


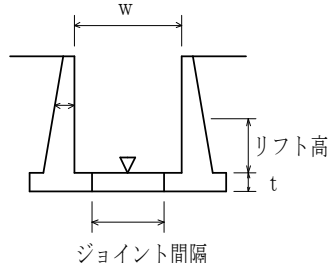

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		7-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		2007/1/4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

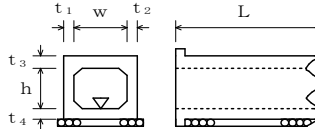
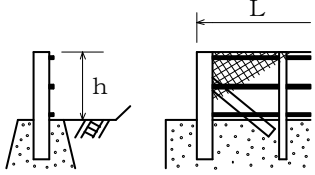
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	   J : ジョイント	2007/1/4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		2007/1/4
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			
								<p>J : ジョイント</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		7-2-4-5
						外 側 境 界 線	-0, +500			
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		7-2-4-6
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		7-2-4-7
						外 側 境 界 線	-0, +2000			

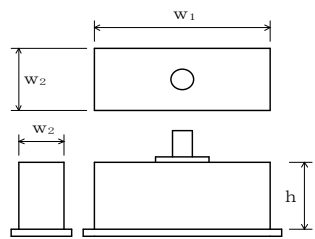
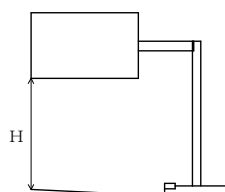


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		7-2
						ジョイント間隔	$\pm 30$			
						厚 さ t	$\pm 20$			
						幅 w	$\pm 40$			
						リフト高さ	$\pm 20$			
						長 さ L	$\pm 100$			
7 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテングラウトに適用する。		7-3-3
						配 置 誤 差	100			

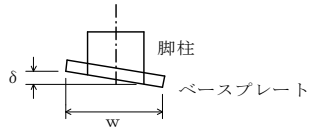
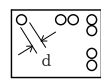
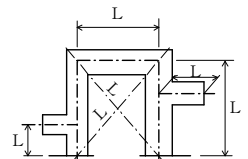
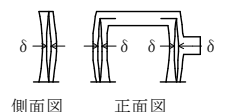
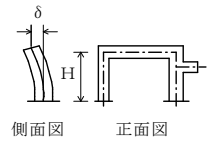
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-2
8 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-6	
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) $w$	-30				
						高 さ $h$	$\pm 30$				
						延長 L	$L < 20\text{m}$				-50
	$L \geq 20\text{m}$	-100									
8 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎		8-1-11-4	
						延 長 $L$	-200				
8 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	5		落石防護柵工	高 さ $h$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-5	
						延 長 $L$	-200				1 施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-6	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
8 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-7	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	-10%			全数
							埋 込 み ℓ	-5%			
8 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-12-4	
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
8 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 ヶ所		8-1-12-5
							ず れ a	10			
							ねじれ b - c	5			
							倒 れ d	h × 0.5%			
						高 さ h	+30, -20				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	8-2-4	
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚  さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。		2008/2/4	
						幅	-25	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1ヶ所／1施工箇所		8-2-5-9
						延 長 L	-200			
8 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	$\pm 20$	1ヶ所／1踏掛版		8-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	$\pm 20$	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	$\pm 20$	全数		
						ア ン カ ー 長	$\pm 20$	全数		
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎		8-2-9-4
						高 さ h	-30			
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		8-2-9-4

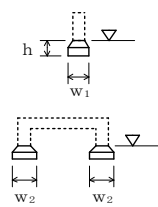
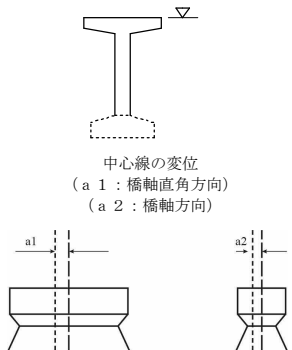
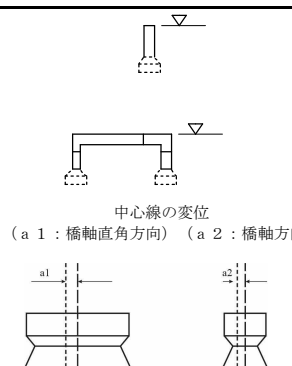
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 $t$	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		8-2-12-5
						延 長 $L$	-200	接続部間毎で全数		
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちの場合		8-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	1ヶ所 / 1施工箇所		8-2-12-6
						高 さ $h$	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		8-3-3-3	
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		8-3-3-3
								孔の径 d	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		8-3-3-3	
							はりのキャンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		8-3-3-3	
							柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		8-3-3-3	

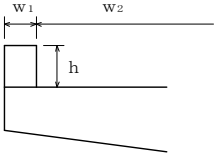
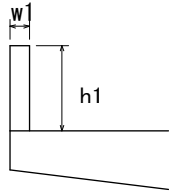
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		8-3-6-8	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50				
						高 さ $h_1$	-50				
						胸壁の高さ $h_2$	-30				
						天 端 長 $l_1$	-50				
						敷 長 $l_2$	-50				
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				$\pm 20$
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50以下

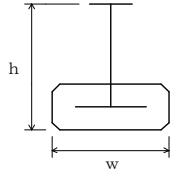
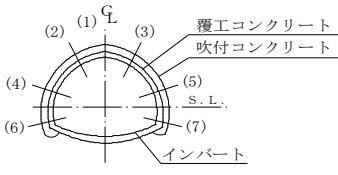
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工  (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		8-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 $l_1$	-50				
						敷 長 $l_2$	-50				
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				$\pm 20$
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		8-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$	-20				
						敷 幅 $w_2$	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ $l$	-20				
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト の	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				$\pm 20$
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下										
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		8-3-8-9	
						幅 (橋軸方向) $w$	-50				
						高 さ h	-50				
						長 さ $l$	-50				

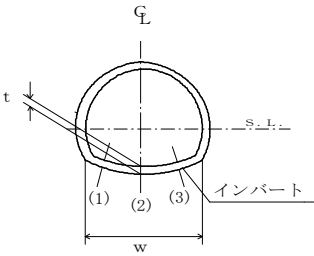
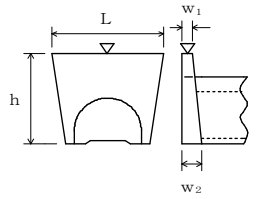
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		8-3-8-9
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h$	-50			
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	8-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	8-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		8-3-8-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-4-3-9	
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支 承 工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付け 場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								$\pm 5$				$4+0.5$ $\times (B-$ $2)$
						水 下 平 沓 度 の	橋軸方向	$1/100$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の $1/2$ 以上										
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支 承 工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付け 場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								$\pm 5$				$4+0.5$ $\times (B-$ $2)$
						水 支 平 承 度 の	橋軸方向	$1/300$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の $1/2$ 以上										

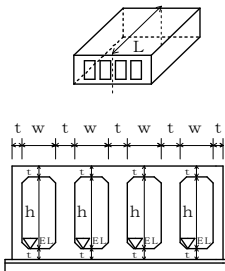
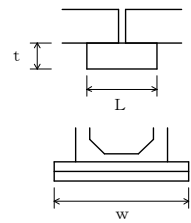
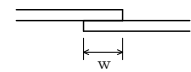
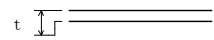
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定  全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		8-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		8-4-8-5
						地覆の高さ $h$	-10～+20			
						有効幅員 $w_2$	0～+30			
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 $w_1$	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		8-4-8-6 8-4-8-7
						地 覆 の 幅 $w_2$	-10～+20			
			高 さ $h_1$		-20～+30					
			高 さ $h_2$		-10～+20					
			有 効 幅 員 $w_3$		0～+30					
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		8-4-8-8
						高 さ	±4			

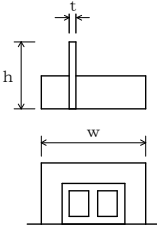
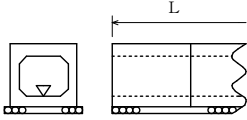
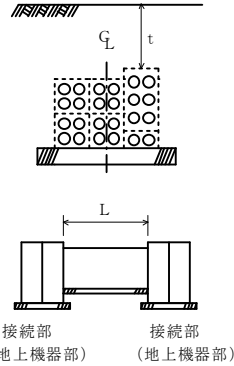
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道路 編	5 コン クリ ート 橋上 部	6 プレ ビーム 桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		8-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15… ±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以 上。ただし、良好 な岩盤で施工端 部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以上 を確保するものと する。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準(構造編)にいう地盤等級A又 はBに該当する地盤とする。		8-6-4-3
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		8-6-4-4
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内			

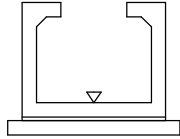
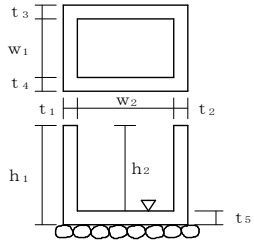
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		8-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-6-5-5
						厚 さ t	-30			

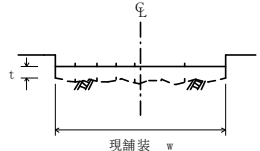
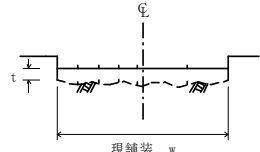
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		8-6-6-4	
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		8-6-8-4	
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200				

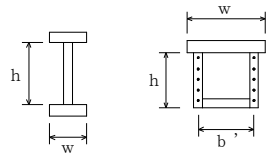
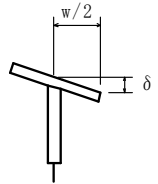
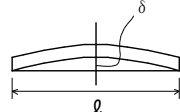
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		8-6-8-5
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		8-11-6-2
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	$\pm 30$			
						ブロック長 L	-50			
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-11-6-4
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		8-11-6-5
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		8-11-6-5

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		8-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
8 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キャスト 構築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。  延長：1 施工箇所毎		8-11-7-2
						延 長 L	-200			
8 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。  接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		8-12-5-2
						延 長 L	-200			

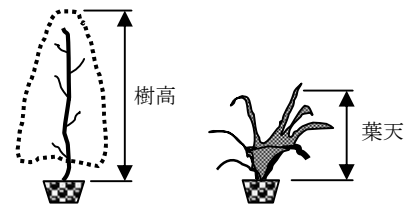
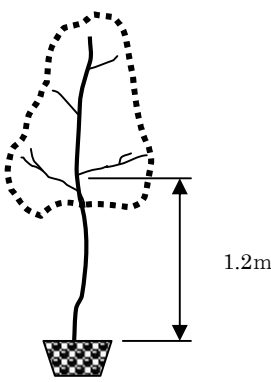
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		8-12-5-3
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		8-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高 さ $h_1, h_2$	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
8 道 路 編	13 道 路 維 持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		8-13-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
8 道 路 編	13 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路 盤 工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		8-13-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
8 道路編	14 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁      トラス弦材	8-14-3-4
							$0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		8-14-3-4
					圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 $\ell$ ：部材長 (mm)		8-14-3-4	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
8 道 路 編	15 消 雪 パ イ プ 工	4 さ く 井 工	2		さく井	さく井深	パーカッション	0～+3%	完了後1快速艇		8-15-4-2	
							ロータリー					
						ビット系	パーカッション	-5～+5mm	さく井ごとに作業開始前に1回測定			
							ロータリー					ビット昇降時にビットゲージにより1回測定
		孔曲がり	パーカッション	75mm以内	口元床面で10mごとに1回測定							
			ロータリー									
		5 取 水 工	2			水中ポンプ	つり上げ位置	±200mm	揚水管の数量、長さにより1回測定		8-15-5-2	
							ポンプ質	厚さ	-30mm			図面の寸法表示箇所を測定
								幅	-30mm			
								高さ	±30mm			
		6 送 ・ 撤 水 管 工	4			保護コンクリート工	延長	-200mm	末端ドレーン間で測定		8-15-6-4	
							幅	-30mm	20m毎に測定			
							深さ	-30mm				
						プレキャストブロック工	高さ	±30mm				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 公園 編	1 植 栽	3 植 栽 工	2	1	緑化樹木 (寸法規格)	樹 高 H	設計値以上 (中低木の場合 は上位階級の 寸法値未満)
9 公園 編	1 植 栽	3 植 栽 工	2	2	緑化樹木 (寸法規格)	幹 周 C	・設計値以上 ・上位階級の寸 法値未満

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
・樹種別、規格別、産地ごとに各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。 *但し 高木：樹高3m以上 中低木：樹高3m未満	(樹高H) 	9-1-3-2
	根鉢の上端より徒長枝を含まない高さ  (幹周C) 	9-1-3-2

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9	公園編	1 植栽	3 植栽工	2 3	緑化樹木 (寸法規格)	枝 張 W	設計値以上
10	下水道編	1 管路	3 管渠工 開削	2 1	管渠開削	基 準 高	±30
						中 心 線 偏 位	±50
						延 長	-200
10	下水道編	1 管路	5 管渠工 推進	3 2	管渠推進	基 準 高	±50
						中 心 線 偏 位	±50
						延 長	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(同上)	<p>(枝張W)</p> <p>枝張 (葉張)</p> <p>最小幅員<math>W_2</math></p> <p>最大幅員<math>W_1</math></p> <p>枝張<math>= (W_1 + W_2) / 2</math></p> <p>一部の突出した枝は含まない</p>	9-1-3-2
マンホール接続部及び施工延長 20m ごと	<p>基準高</p>	10-1-3-2
各マンホール間	<p>L</p>	10-1-4-3
掘進中は推進管 1 本ごと 推進完了後は推進間 10m ごと	<p>管 渠</p> <p>マンホール</p> <p>マンホール</p>	
各マンホール間		

# 品質管理基準及び規格値

# 品質管理基準及び規格値

## 目 次

1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	145
2	ガス圧接	148
3	既製杭工	148
4	下層路盤	149
5	上層路盤	151
6	アスファルト安定処理路盤	153
7	セメント安定処理路盤	153
8	アスファルト舗装	154
9	転圧コンクリート	156
10	グースアスファルト舗装	159
11	路床安定処理工	160
12	表層安定処理工（表層混合処理）	161
13	固結工	162
14	アンカー工	162
15	補強土壁工	162
16	吹付工	163
17	現場吹付法砕工	165
18	河川土工	167
19	海岸土工	168
20	砂防土工	169
21	道路土工	169
22	捨石工	171
23	コンクリートダム	171
24	覆工コンクリート（NATM）	174
25	吹付けコンクリート（NATM）	176
26	ロックボルト（NATM）	178
27	路上再生路盤工	178
28	路上表層再生工	179
29	排水性舗装工・透水性舗装工	180
30	プラント再生舗装工	183
31	工場製作工（鋼橋用鋼材）	184
32	ガス切断工	184
33	溶接工	184
34	植栽工	186



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プレキャスト）	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-20B	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013, 503-2017）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」（「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。  水セメント比の測定を義務付ける重要構造物（プレキャスト製品を除く）については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について（通知）】を参照。	示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランブ試験		スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> から150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ70・3個、σ28・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・試験の頻度等は、「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取り扱いの一部改訂について(通知)」(平成26年3月25日技第1054号)による。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。	圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
			配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	同左	同左	同左	同左
強度測定			「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>たれ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測</li> <li>(詳細外観検査)</li> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</li> <li>(1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合</li> <li>・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> <li>(2)直径19mm以上の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合</li> <li>SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul>	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>たれ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測</li> <li>(詳細外観検査)</li> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> <li>各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。</li> <li>ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</li> </ul>	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
			外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。(許容値×π以下)	
	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1箇所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中堀り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1箇所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70% (中掘り杭工法)、60% (プレボーリング杭工法)及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup>	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。 供試体の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることができる。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの内柱供試体によって求めるものとする。			
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上、10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m<sup>3</sup>以上、1,000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul>	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上、10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m<sup>3</sup>以上、1,000m<sup>3</sup>未満)</li>	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上、10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m<sup>3</sup>以上、1,000m<sup>3</sup>未満)</li>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	道路用鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A 1214）  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上  歩道箇所：設計図書による	・締固め度は個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずした場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事（100m <sup>2</sup> 以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びBMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	
			道路用鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びBMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上、10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m<sup>3</sup>以上、1,000m<sup>3</sup>未満）</li> </ul>	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上			
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上、10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m<sup>3</sup>以上、1,000m<sup>3</sup>未満）</li> </ul>	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上、10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m<sup>3</sup>以上、1,000m<sup>3</sup>未満）</li> </ul>			○
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・4000m<sup>2</sup>以上の場合は1000m<sup>2</sup>につき1個</li> <li>・4000m<sup>2</sup>未満の場合は3個とする。</li> <li>※なお、ごく小規模な工事（100m<sup>2</sup>以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。</li> </ul>			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内			
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)		
			粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	施工	その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。  ・4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事 (100m <sup>2</sup> 以下までを目安) については監督員の指示により省略することができる。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)  ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		○	
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下		○	
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下		○	
製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	○			
製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○			
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
				必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
8 アスファルト舗装	フロント	必須	粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μmふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。		アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39				アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。  ・ 4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・ 4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事 (100m <sup>2</sup> 以下までを目安) については監督員の指示により省略することができる。	・ 橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (フロント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。		
		外観検査 (混合物)	目視						
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			
9 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%				
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%				
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回。				
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○	
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121		35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
				製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
9 転圧コンクリート	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領（公称容量）の場合： コンクリート中のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以 上。  ・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上 の試験、またはレディーミクストコン クリート工場の品質証明書等のみとす ることができる。		○			
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○		
			細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	設計図書による				2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場 合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125					1回/日以上		○
	施工	必須	VC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、 他のコンシステンシーの変動 が認められる場合などに随時実 施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を 行う。					
				マーシャル突き固 め試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%					
				アンマー突き固め 試験							
				コンクリートの曲 げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個 以上の供試体の平均値）の場合 は、 全部の試験値の平均値が所定の合 格判断強度を上まわるものとし る。 ・試験回数が7回未満となる場合 は、 ①1回の試験結果は配合基準強度 の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合 基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本 1組/回（材令28日）。				
				温度測定（コンク リート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上				
				現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回（横断方向に3ヶ所）				
	コアによる密度測 定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-300		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採 取して測定							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
10 グース アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○		
	その他			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	
				針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)			・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○
				軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃				○
				伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)				○
				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%				○
				引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上				○
				蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下				○
密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>	○							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 グラスアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リユエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒 (目標値)			
			ホイールトラックング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度			
	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度					
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	○			
温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温~150℃	随時			○		
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		○
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法 または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	○
または、TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215			延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203				500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)				ブルーフローリングでの不良箇所について実施	
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。		500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。
			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。		盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点		・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。					
		含水比試験	JIS A 1203				500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)				ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良対全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適正試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべ。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
			その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
			最大粒径 > 53mm : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準より大きな転圧方法 (例えば、標準より大きな転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。管理単位は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満 : 5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満 : 10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満 : 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 。	ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準より大きな転圧方法 (例えば、標準より大きな転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
15 補強土壁工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）			JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	* 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）					○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
16. 吹付工	材料	その他(Ⅱ)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合 JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造プラント(Ⅰ)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			
	製造プラント(Ⅱ)	その他	計量設備の計量精度	/	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は適用外	○	
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
	製造プラント(Ⅲ)	その他	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	/	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○
					塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
	施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
					必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
16. 吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
17. 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他(「JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く」)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下		砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法砕工	材料	その他(II)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上				○
	製造 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○		
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○		
	施工	その他	スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
				JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上(材齢28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照		
				その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法砕工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土粒子の密度試験	JIS A 1202				
				土の含水比試験	JIS A 1203				
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
				土の圧密試験	JIS A 1217				
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
				土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須		現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 $\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
または、「IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。				1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満：5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1000 $\text{m}^2$ 未満：10点 ・1000 $\text{m}^2$ 以上2000 $\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
19 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			
			その他							
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202						
			土の含水比試験	JIS A 1203						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の圧密試験	JIS A 1217						
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の透水試験	JIS A 1218						
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された数値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
			最大粒径 > 53mm : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)							
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						
その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比の変化が認められたとき。				
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216			トラフィカビリティが悪いとき。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 砂防土工	材料 施工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185突砂法 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。  路体：最大乾燥密度の85%以上。 路床：最大乾燥密度の90%以上。  または、設計図書に示された値。	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。  【砂質土 (25% ≤ 75 μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75 μmふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10%  または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
土の透水試験	JIS A 1218							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185) 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満：5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1000 $\text{m}^2$ 未満：10点 ・1000 $\text{m}^2$ 以上2000 $\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	
				含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティーが悪い時				
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンチマーク法)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満	○		
			岩石の吸水率	JIS A 5006	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上		○			
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満		○			
			その他 岩石の形状	JIS A 5006	うすぺらなもの、細長いものであってはならない。		5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○	
23 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	必須 その他	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			工事開始前、工事中1回/月以上	/	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	/			/	/	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	/	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには3.0%以下。 細骨材：7.0%以下、ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）	/	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	/	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書 C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013, 503-2007）または設計図書の規定により行う。</li> </ul> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」 「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。  水セメント比の測定を義務付ける重要構造物(プレキャスト製品を除く)については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知)】を参照。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。		
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。	
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による		1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123			1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113			1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106			1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	* 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C 回収水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
					塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	製造 (フランドル) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502-293	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		○
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	同上	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○		
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			製造(プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
					連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	
					細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個 (σ7…3個、σ28…3個、) とする。		
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ6cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
26 ロックボルト (NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
27 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。  ・ 4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・ 4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。				当初及び材料の変化時
CAEの一軸圧縮試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-69						CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。
		含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日				
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			旧アスファルトの軟化点						
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91					
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229					
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238					
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14					
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。  ・4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎		
			その他 粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内			
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内						
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○		
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○		
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下			○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○		
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上			○		
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○		
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)			・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○		
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○		
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○		
			密度試験	JIS K 2207				○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内				○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。				随時
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	
		舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
				現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	$X_{10}$ 1000mL/15sec以上 $X_{10}$ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。		
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97			基準密度の94%以上。 $X_{10}$ 96%以上 $X_6$ 96%以上 $X_3$ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足するものとするが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。 ・4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事 (100m <sup>2</sup> 以下までを目安) については監督員の指示により省略することができる。				
外観検査 (混合物)	目視				随時				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出 後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 t ごとに1 回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含 有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針 入度	マーシャル安定度 試験による再生骨 材の旧アスファ ルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未 満の場合は、再生骨材を使用し ない日を除いて2日に1回とす る。		○
			再生骨材 洗い試験で失われ る量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のア スファルトコンクリート再生骨材の水 洗前の75 μmふるいにとどまるもの と、水洗後の75 μmふるいにとどまる ものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥 し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：± 15%以内 印字記録による場合は、舗装再生 便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～ 2回/日 ・中規模以上の工事：定期的ま たは随時 ・小規模以下の工事：異常が認 められるとき 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75 μmフル イ)		75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6% 以内 印字記録による場合は、舗装再生 便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト 量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便 覧表-2.9.5による。			○
	その他		水浸ホイールト ランキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールランキ ング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査 (混合 物)	目視		随時		
			温度測定 (初転圧 前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回 (午前・午後 各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の 93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が 基準密度の94%以上 (再アス処 理の場合は基準密度の93%以 上) を満足するものとし、かつ 平均値について以下を満足する ものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の 平均値X10が規格値を満足するも のとする。また、10個の測定値 が得がたい場合は3個の測定値の 平均値X3が規格値を満足するも のとするが、X3が規格値をはず れた場合は、さらに3個のデー タを加えた平均値X6が規格値を満 足していればよい。  ・4000㎡以上の場合は1000㎡に つき1個 ・4000㎡未満の場合は3個とす る。 *なお、ごく小規模な工事 (100㎡以下までを目安) につ いては監督員の指示により省略す ることができる。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		○
			機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象となる材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測				
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
			その他	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験 (19mm未滿裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 V ノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
33 溶接工			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たすうえでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。  (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。			
			外観形状検査（ビード表面の凸凹）		ビード表面の凸凹は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。		
外観検査（オーバーラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (余盛り高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよく、余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ピード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ピード幅(B[mm])余盛り高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			
			外観形状検査 (アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。			
			その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃			
34 植栽工	材料	必須	外観検査 (樹木 (樹姿))	目視	別表1のとおり (p.187)			
			外観検査 (樹木 (樹勢))	目視	別表2のとおり (p.187)			
			外観検査 (シバ類)	目視	別表2のとおり (p.187)			
			外観検査 (草花類)	目視	別表2のとおり (p.187)			
			外観検査 (その他地被類)	目視	別表2のとおり (p.187)			

別表1 樹木の品質規格表(樹姿)

項目	規格
樹形(全形)	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ適用)	幹が、樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

別表2 樹木の品質規格表(樹勢)

項目	規格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良い、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢ずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。ふるい堀り(※)では、特に根部の養生を十分にするなど(乾き過ぎていないこと)根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮(肌)	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝(※)、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

※ふるい堀り : 樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。

※徒長枝 : 異常に伸張した枝

別表3 シバ類の品質規格表

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎(※)(日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

※ほふく茎 : 茎の特殊形態の一つで、一見して根のように見えるもの。地中又は地上を長く横走りし、腹側から根を、背側から新しい茎や葉を分枝する。

別表4 草花類の品質規格表

項目	規格
形態	植物の特性に応じた適正な形態であること。
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良い、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

別表5 その他地被類の品質規格表

項 目	規 格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害虫	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

# 写真管理基準(案)

平成29年10月

# 写真管理基準（案）

## 1. 総則

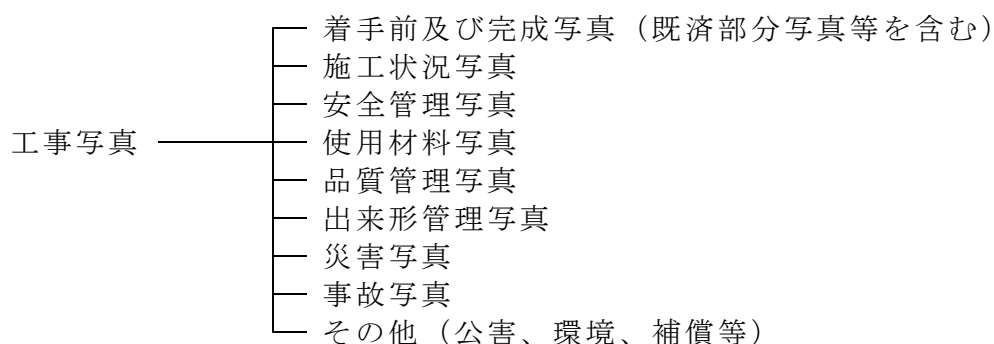
### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

## 2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員がまたは現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

## 2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

## 2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。  
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

## 2-7 撮影の留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

## 3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

## 4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

### 撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	不要	工事履行届けに添付する。
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕		
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 （JISマーク表示）	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来型管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来型管理基準が定められていない	監督員と協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は 付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害 状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 現場環境改善等	各施設設置状 況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

# 撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に 使用したコンクリート の供試体が、当該現場 の供試体であることが確認	
		スランブ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験				
		空気量測定				品質に変化が見られた場合 [試験実施中]
		コンクリートの曲げ強度試験				コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
		コアによる強度試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コンクリートの洗い分析試験				
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]			
		テストハンマーによる強度推定調査				
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]			
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		超音波探傷検査				
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
		放射線透過試験				
		超音波探傷試験				
		水セメント比試験				
		セメントミルクの圧縮強度試験				
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]			
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
		土の液性限界・塑性限界試験				
		含水比試験				
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		粒度				
		平板載荷試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]			
		土の液性限界・塑性限界試験				
		含水比試験				
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要		

# 撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定				
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]			
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		アスファルト量抽出粒度分析 試験				
		温度測定				
		水浸ホイールラッキング試験				
		ホイールラッキング試験				
		ラベリング試験				
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		温度測定				
		外観検査				
		すべり抵抗試験				
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]			
		温度測定 (コンクリート)				
		現場密度の測定				コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
コアによる密度測定						
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイールラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析 試験				
		温度測定				
	ゲースアスファルト舗装 (舗装現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
	11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1 回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた 盛土の締固め管理要領」による 場合は、写真管理を省略する	不要	
			ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]		
平板載荷試験						
現場CBR試験						
含水比試験			降雨後又は含水比の変化が認 められた場合 [試験実施中]			
たわみ量			ブルーフローリングの不良箇所につ いて実施 [試験実施中]			

# 撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]			
		現場CBR試験 たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]			
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要		
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要		
		モルタルの圧縮強度試験				
		多サイクル確認試験				
		1サイクル確認試験				
15	補強土壁工	現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		コンクリートの圧縮強度試験				
		スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
		空気量測定				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
		コアによる強度試験				
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		塩化物総量規制				
		コアによる強度試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
		スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
		空気量測定				試験毎に1回 [試験実施中]
		ロックボルトの引抜き試験				
18 19	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
		土の含水比試験				含水比に変化が認められた場合
		コーン指数の測定				トランシカビリティが悪い場合 [試験実施中]
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		

# 撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			概要		
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度			
21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要			
		ブルーフローリング*	工種毎に1回 [試験実施中]				
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]				
		現場CBR試験	土質毎に1回 [試験実施中]				
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]				
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]				
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要			
		岩石の吸水率					
		岩石の圧縮強さ					
		岩石の形状					
23	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	不要			
		骨材の密度及び吸水率試験					
		骨材のふるい分け試験					
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]				
		モルタルの圧縮強度による砂の試験					
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]				
		粗骨材中の軟石量試験					
		骨材中の粘土塊量の試験					
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験					
		粗骨材のすりへり試験					
	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験						
	練り混ぜ水の水質試験						
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]			不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの  気温・コンクリート
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]				
		空気量測定	[試験実施中]				
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]				
		温度測定					
		コンクリートの単位容積質量試験					
		コンクリートの洗い分析試験					
コンクリートのフリージング試験							
コンクリートの引張強度試験							
コンクリートの曲げ強度試験							

# 撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
24	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			
25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に 使用したコンクリート の供試体が、当該現場 の供試体であることが 確認
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		吹付コンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		
26	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		モルタルのフロー値試験	[試験実施中]		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
27	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界 試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
28	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度 アスファルト量抽出粒度分析 試験			
29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分 析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	カンタプロ試験				
排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
現場透水試験					
現場密度の測定					
外観検査					

# 撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
30	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
	温度測定				
		現場密度の測定			
31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]		
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に 対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったス タッドジベルについて [試験実施中]		

## 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2  ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 〔掘削後〕		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3  ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
							「TS/GNSSを用いた盛土の締め管理要領」における「締め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締めめ状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締めめ時〕		
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 〔施工後〕		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-5

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-6

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2  ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 〔掘削後〕		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3  ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 〔施工後〕		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)		
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1枚〔試験種別毎〕	1-3-7-4

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢)	根入長	40m又は1施工箇所(に1回 [打込前後])	代表箇所 各1枚	3-1-3-4
						変位	40m又は1施工箇所(に1回 [打込後])		
						数量	全数量 [打込後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工(縁石・ アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 [施工後]	不要	3-1-3-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工後]	不要	3-1-3-6
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断) 防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) [施工後]	不要	3-1-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 [施工後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) [施工後]	不要	3-1-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 [施工後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) [施工後]	不要	3-1-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 [施工後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 [施工前後]	不要	3-1-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	不要	3-1-3-10
3	1	3	11		コンクリート面 塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]		
						塗装状況	各層毎に1回 [塗装後]		
3	1	3	12	1	プレテンション 桁製作工(購 入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-12
3	1	3	12	2	プレテンション 桁製作工(購 入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-12
3	1	3	13		ポストテンショ ン桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚	3-1-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外後]		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 [施工時]		
3	1	3	14	1	プレキャストセ グメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-14

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 [組立時]	代表箇所 各1枚	3-1-3-14
3	1	3	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚	3-1-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]		
3	1	3	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚	3-1-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]		
3	1	3	16	2	PC押し箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚	3-1-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]		
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]		
3	1	3	17		根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-17
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	3	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-18
3	1	3	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-19
3	1	3	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-22
3	1	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 [設置後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-24
3	1	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィン ガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 [設置後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-24
3	1	3	26	1	多自然型護岸 工 (巨石張り、巨 石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-3-26
						法長	200m又は1施工箇所 [施工後]		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-26
3	1	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-27
3	1	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、 かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-27
3	1	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) [埋戻し前]		
3	1	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	不要	3-1-3-29
3	1	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-29

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	不要	3-1-3-29	
3	1	3	30		集水樹工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	不要	3-1-3-30	
3	1	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	代表箇所 各1枚	3-1-3-31	
						ケレン状況 (塗替)				スパン毎、部材別 [施工前後]
						塗装状況				各層毎1スパンに1回 [塗装後]
3	1	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンク リート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	不要	3-1-4-1	
3	1	4	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	3-1-4-3	
3	1	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-4-3	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-1-4-4
						根入長	1施工箇所1回 〔打込前〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-4-5
						偏心量	1施工箇所1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後		
						杭頭処理状況	1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	3-1-4-6
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕		
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-1-4-7
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-1-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-1-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)(コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-5-3
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所につき1回 [施工後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所につき1回 [施工後] ただし、根入部は40mにつき1回	代表箇所 各1枚	3-1-5-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所につき1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-5-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所につき1回 [施工後] ただし、根入部は40mにつき1回		
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所につき1回 [施工後] ただし、根入部は40mにつき1回		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク注入状況	400mに1回 〔注入時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路 盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理 工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファ ルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9
						タックコート、プラ イムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9
						タックコート、プラ イムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-10
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 共通施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-10
						タックコート、プラ イムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファ ルト舗装工 (加熱アスファ ルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファ ルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-11
						タックコート、プラ イムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファ ルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-11
						タックコート、プラ イムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗 装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						修正状況	400mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						スリッパー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						目地段差	1工事に1回		
						目地	1工事に1回		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)粒度調整路盤工	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)セメント(石灰・瀝青)安定処理工	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕		
						目地段差	1工事に1回		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	3-1-6-14
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-6-15

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	6	16		舗装打換え工 幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-6-16	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
3 土木工	1 一般施	7 地盤改	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-2
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-6
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	7	8	バーチカドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-7 3-1-7-8
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-9
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所(に1回 〔打込前〕)	代表箇所 各1枚	3-1-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-1-10-5
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-1-10-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-10-5

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	10	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-10-5
3	1	10	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-10-9
3	1	10	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-10-10
3	1	10	22		法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工に準ずる		3-1-10-22
3	1	12	1	1	鑄造費(金属 支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-1
3	1	12	1	2	鑄造費(大型 ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-1

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-3  ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手 製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置 製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕		

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフ レーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-8
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用 桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製 作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-1-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	13	1		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]	代表箇所 各1枚	3-1-13-1
3	1	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	代表箇所 各1枚	3-1-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工中]		
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
3	1	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	3-1-14-2
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 [吹付前]		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 [吹付後]		
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
						材料使用量	1工事に1回 [混合前]		
3	1	14	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	3-1-14-3	
					ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 [吹付前]			
					法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]			
					厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 [吹付後]			

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-14-4
3	1	14	4	2	法枠工(プレ キャスト法枠 工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-14-4
3	1	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所 に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-1-14-6
						配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 [型枠取外し後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	3-1-15-2
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-15-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-15-4
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-16-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 [打設前後]	代表箇所 各1枚	3-1-18-1

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度				
4	河川編	1	築堤・護岸	7	法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-1-7-4	
4	河川編	1	築堤・護岸	10	水制工	8	杭出し水制工	径 杭長 幅 方向	1施工箇所 [打込み前] 1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-1-10-8	
4	河川編	1	築堤・護岸	13	光ケーブル配管工	3	配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 [施工後]	不要	4-1-13-3	
4	河川編	1	築堤・護岸	13	光ケーブル配管工	4	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 [施工後]	不要	4-1-13-4	
4	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	4-3-5-6
4	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	6	2	函渠工(ヒューム管)(PC管)(コルゲートパイプ)(ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所 [巻立前]	不要	4-3-5-6
4	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	4-3-5-7

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
4	河川編	3	5	8	水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	4-3-5-8	
4	河川編	4	6	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作 台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	4-4-6-7 4-4-6-8 4-4-6-9 4-4-6-10 4-4-6-11	
4	河川編	4	9	10	1	1 支承工(鋼製 支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	代表箇所 各1枚	4-4-9-10
4	河川編	4	9	10	2	2 支承工(ゴム 支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	代表箇所 各1枚	4-4-9-10
4	河川編	4	12	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-4-12-4
4	河川編	4	12	5 6		橋梁用防護 柵工 橋梁用高欄 工	幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-4-12-5 4-4-12-6

## 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 河川編	4 水門	12 橋梁 附属物工 鋼管理橋工	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-4-12-7
4 河川編	5 堰	6 可動堰 本体内工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-5-6-13 4-5-6-14
4 河川編	5 堰	7 固定堰 本体内工	8 9 10		堰本体内工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-5-7-8 4-5-7-9 4-5-7-10
4 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体内工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-5-8-3
4 河川編	5 堰	9 管理橋 下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-5-9-2
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体内工	6		本体内工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-6-4-6
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体内工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	適宜	4-6-4-7
4 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート 床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-6-5-7

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工(床固め 本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-7-4-6
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-7-4-8
4 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	4-7-5-6

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第5編 海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5	1	5	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	5-1-5-5
5	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	5-1-5-6
					ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕			
					据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
5	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	5-1-6-4
					ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕			
					法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
5	1	6	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	5-1-6-5
					裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕			
5	1	8	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	5-1-8-2
					基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕			
5	1	9	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	5-1-9-3
5	2	4	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	5-2-4-4
5	2	4	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	5-2-4-5
5	2	5	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	5-2-5-2

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第5編 海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所各1枚	5-2-5-5
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]		
						天端幅	200m又は1施工箇所1回 [施工後]		
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	9		石砕工	高さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所各1枚	5-2-5-9
						間詰石状況	1施工箇所1回 [施工後]		
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	10		場所打コンクリート工	幅高さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所各1枚	5-2-5-10
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 [製作後]	代表箇所各1枚	5-2-5-11
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所1回 [据付後]	代表箇所各1枚	5-2-5-11
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	11	3	ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	高さ 幅	1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所各1枚	5-2-5-11
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 [製作後]	代表箇所各1枚	5-2-5-12
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体内工	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所1回 [据付後]	代表箇所各1枚	5-2-5-12

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第5編 海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5	2	5	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コン クリート 海岸コンク リートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	5-2-5-12
5	2	6	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	5-2-6-2
5	2	6	3		根固めブロッ ク工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 [製作後] 形状寸法変わる毎に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	5-2-6-3
5	2	7	3		消波ブロッ ク工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 [製作後] 形状寸法変わる毎に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	5-2-7-3
5	3	3	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	5-3-3-3

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	6-1-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	各月1枚	6-1-8-4
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕		
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-1-8-6
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-1-8-8
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-1-9-5
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-1-9-5
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-1-9-6
6 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-2-5-8

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	6-3-6-4
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボー リング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	6-3-7-4
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	6-3-7-5
6 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-3-9-6
						数量	全数量 〔打込後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第7編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリート ダム工(本 体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	7-1-4
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリート ダム工(水 叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	7-1-4
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回		
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリート ダム工(副ダ ム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	7-1-4
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリート ダム工(導流 壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	7-1-4
7 ダム 編	2 フィ ルダ ム	4 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	7-2-4-5
7 ダム 編	2 フィ ルダ ム	4 盛立 工	6		フィルターの 盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	7-2-4-6
7 ダム 編	2 フィ ルダ ム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	7-2-4-7

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第7編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	適宜	7-2
7 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 [施工中]	適宜	7-3-3
					コア		地質変化毎全数量 [抜取後]		

### 撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	1	3	2	1	遮音壁支柱 製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	8-1-3-2
8	1	9	6		場所打函渠 工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	8-1-9-6
8	1	11	4		落石防止網 工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-11-4
8	1	11	5		落石防護柵 工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-11-5
8	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-11-6
8	1	11	7		雪崩予防柵 工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-11-7
8	1	12	4		遮音壁基礎 工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前 は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	8-1-12-5
8	1	12	5		遮音壁本体 工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-12-5

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 道路 編	2 舗装	4 舗装 工			歩道路盤工 取合舗装路 盤工 路肩舗装路 盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	8-2-4
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
8 道路 編	2 舗装	4 舗装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	8-2-4
						タックコート、プラ イムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
8 道路 編	2 舗装	5 排水 構造物 工(路面 排水工)	9		排水性舗装 用路肩排水 工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	不要	8-2-5-9
8 道路 編	2 舗装	7 踏掛 版工	4		踏掛版工 (コンクリート 工) (ラバー シュー) (アンカーボ ルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-2-7-4
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ			
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長			
8 道路 編	2 舗装	9 標識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎 工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	8-2-9-4
8 道路 編	2 舗装	9 標識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	8-2-9-4

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	2	12	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 [施工後]	不要	8-2-12-5
8	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 [施工後]	不要	8-2-12-5
8	2	12	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前 は必要に応じて) [施工前後]	適宜	8-2-12-6
8	3	3	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	8-3-3-3
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
8	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	8-3-6-8
8	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	8-3-7-9
8	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	8-3-7-9

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	3	8	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	8-3-8-9
8	3	8	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	8-3-8-9
8	3	8	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	8-3-8-10
8	3	8	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	8-3-8-10
8	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-3-8-11
8	4	3	9		橋梁用高欄 製作工	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	8-4-3-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
8	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所につき1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	8-4-8-3
8	5	6	2		プレビーム桁 製作工(現場)	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	8-5-6-2
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋につき1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
						幅 高さ	桁毎につき1回 〔型枠取外し後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	8-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
						吹付面の清掃状況	40m毎に1回 〔清掃後〕		
						金網の重合せ状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕		
						吹付け厚さ(検測孔)	40m毎に1回 〔吹付後〕		
8 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面 〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	8-6-4-4
						ロックボルト注入 状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔注入中〕		
						ロックボルト打設 後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔打設後〕		
8 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	8-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
8 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-6-5-5
8 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本 体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	8-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	8-6-8-4
8 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	8-6-8-5
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕		
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	8-11-6-2
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所 に1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	8-11-6-4
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-11-6-5
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-11-6-5
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-11-6-5

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	11	7	2		プレキャスト 躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	8-11-7-2
8	12	5	2		管路工(管路 部)	敷設状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	8-12-5-2
8	12	5	3		プレキャスト ボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	8-12-5-3
8	12	5	4		現場打ちボク クス工(特殊 部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	8-12-5-4
8	12	6	2		ハンドホール 工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	8-12-6-2
8	13	4	5		切削オー バーレイ工	平坦性	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-13-4-5
						タックコート	各層毎 に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400m に1回 〔施工後〕		
8	13	4	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	8-13-4-7
						整正状況 厚さ	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
8	13	4	11		グレーピング 工	出来ばえ	施工日 に1回 〔施工前後〕	不要	8-13-4-11

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 道路編	14 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	8-14-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
8 道路編	14 道路修繕	22 橋梁付属物	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	代表箇所 各1枚	8-14-22-4
						出来ばえ	適宜 〔施工中〕		

撮影箇所一覧表(その他)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所につき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	その他
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	適宜	その他
						仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所につき1回 〔巻出し時〕	適宜	その他
							転圧状況	転圧機械が変わる毎につき1回 〔締固時〕		
						仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	適宜	その他
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械が変わる毎につき1回 〔施工中〕	適宜	その他
							土質、岩質	土質、岩質が変わる毎につき1回 〔掘削中〕		
							岩盤清掃状況	1施工箇所につき1回 〔清掃前後〕		
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	適宜	その他
							打継目処理、打込養生	8リフト毎につき1回 〔施工中〕		
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎につき1回 〔据付後〕	適宜	その他
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎につき1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎につき1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所につき1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	その他
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質が変わる毎につき1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所につき1回 〔建込後〕		
							湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	その他
							集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所につき1回 〔設置後〕		
							地下排水工(管接合据付状況)	100m又は1施工箇所につき1回 〔投入前後〕	代表箇所 各1枚	その他
							地下排水工(フィルター厚)	100m又は1施工箇所につき1回 〔設置後〕		
					矢板設置状況	岩質が変わる毎につき1回 〔設置後〕				
	グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕		その他						

撮影箇所一覧表(その他)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
その他					トンネル関係	シールド掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他	
						セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕		その他	
						二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕		その他	
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕		その他	
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	その他
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	不要	その他
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕		その他
							注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕		その他
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕		その他
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕		その他
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所 に1回〔施工前後〕		その他
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	その他
						道路除草	出来ばえ	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	その他
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜	その他
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要 に応じて)〔施工前後〕	適宜	その他
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	適宜	その他
						清掃(路面、標識、側溝、集水 樹)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	その他
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	その他
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	その他
						街路樹剪力	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベ ルト100mに1回〔施工前後〕	適宜	その他
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベ ルト100mに1回〔施工中〕	適宜	その他
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	適宜	その他
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 〔施工中〕	適宜	その他
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 〔施工中〕	適宜	その他	
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	その他	
					河川除草	出来ばえ	1kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					応急処置	処理の状況	その都度 〔施工前後〕	適宜	その他	

撮影箇所一覧表(その他)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
その他					維持修繕工関係 鉄筋・無筋 コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継 手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工 箇所に1回 〔組立後〕	適宜	その他
						コンクリート打設	打継目処理、締 固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック 各1枚	その他
						養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 〔養生時〕		その他

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)			掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	10-1-3
						幅、深さ、法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		
10 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)			基礎工	幅、厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	10-1-3
10 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)			管渠工	布設状況 (特にジョイント 部)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-1-3
10 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)			埋戻し	巻出し厚	40m又は1施工箇所 に1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	10-1-3
						締固め状況	40m又は1施工箇所 に1回 〔締固め時〕		
10 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)			現場打ちマン ホール工	幅、深さ、厚さ	1基毎に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-1-3
10 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)			組立式マン ホール工	深さ、 据付状況	1基毎に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-1-3
10 下水道編	1 管路	5 管渠工 (推進)			設備工 (小口径を除く)	刃口	1スパンに1回 〔地上撮影〕	代表箇所 各1枚	10-1-5
						運転状況	1スパンに1回 〔施工中〕		
10 下水道編	1 管路	5 管渠工 (推進)			支圧壁 (小口径を除く)	幅、高さ、厚さ	1基毎に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-1-5

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 下水道編	1 管路	5 管渠工 (推進)			推進工 (小口径を除く)	掘進状況	1スパンに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-1-5
						裏込め作業 状況	1スパンに1回 〔施工中〕		
						残土搬出 状況	1基毎に1回 〔施工中〕		

# 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」

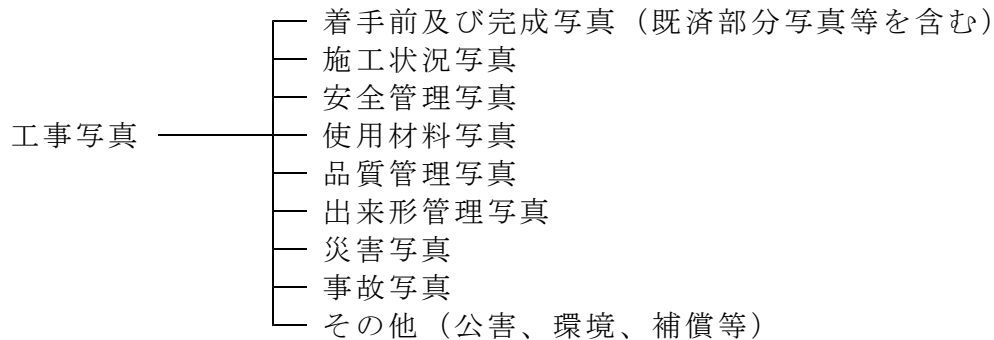
## 1. 総 則

### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真を添付して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

### 2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状

- 況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

## 2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するのは、その指示した大きさとする。

## 2-6 留意事項

写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

## 3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1) 撮影写真の原本  
撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。
- (2) 工事写真帳  
工事写真帳は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「提出頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

## 4. その他

写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

# デジタル写真管理情報基準（案）

〔平成18年1月〕

## － 目 次 －

1	適用 .....	253
2	フォルダ構成 .....	253
3	写真管理項目 .....	256
4	ファイル形式 .....	258
5	ファイル命名規則 .....	259
6	写真編集等 .....	260
7	有効画素数 .....	260
8	撮影頻度と提出頻度の取り扱い .....	260
9	その他留意事項 .....	260
付属資料 1 写真管理ファイルの DTD .....		261
付属資料 2 写真管理ファイルの XML 記入例 .....		263

### 注意事項：

本基準に準拠した写真管理ファイルの DTD ファイル(PHOTO04.DTD)は、平成 18 年 4 月以降に国土技術政策総合研究所の「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」ホームページ上で公開予定である。

PHOTO04.DTD が公開されるまでの期間については、暫定的に PHOTO03.DTD(旧デジタル写真管理情報基準(案)H16.6)を参照し、使用するものとする。その際、本基準の付 2-1 「写真管理ファイルの XML 記入例」の 2~4 行目は、次のとおりに読替えるものとする。

```
<!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO03.DTD">  
<?xml-stylesheet type="text/xsl" href="PHOTO03.XSL" ?>  
<photodata DTD_version="03">
```

## 1 適用

「デジタル写真管理情報基準(案)」(以下「本基準」という)は、写真等(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

## 2 フォルダ構成

写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、業務では図 2-1、工事では図 2-2 とする。

- 「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD 及び XSL ファイルもこのフォルダに格納する。ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。
- 「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。
- 参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。
- 参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。
- フォルダ名称は半角英大文字とする。
- 写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

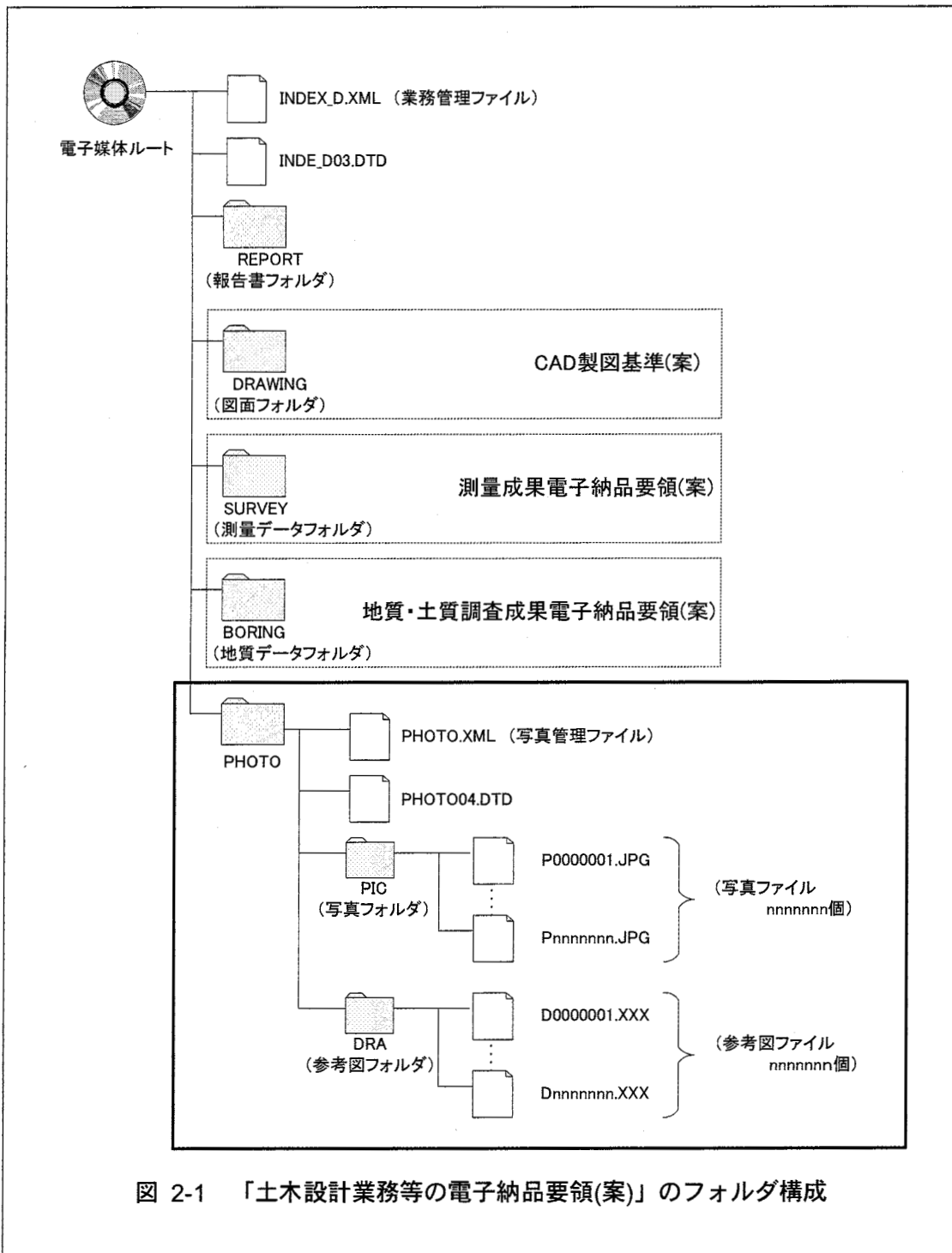
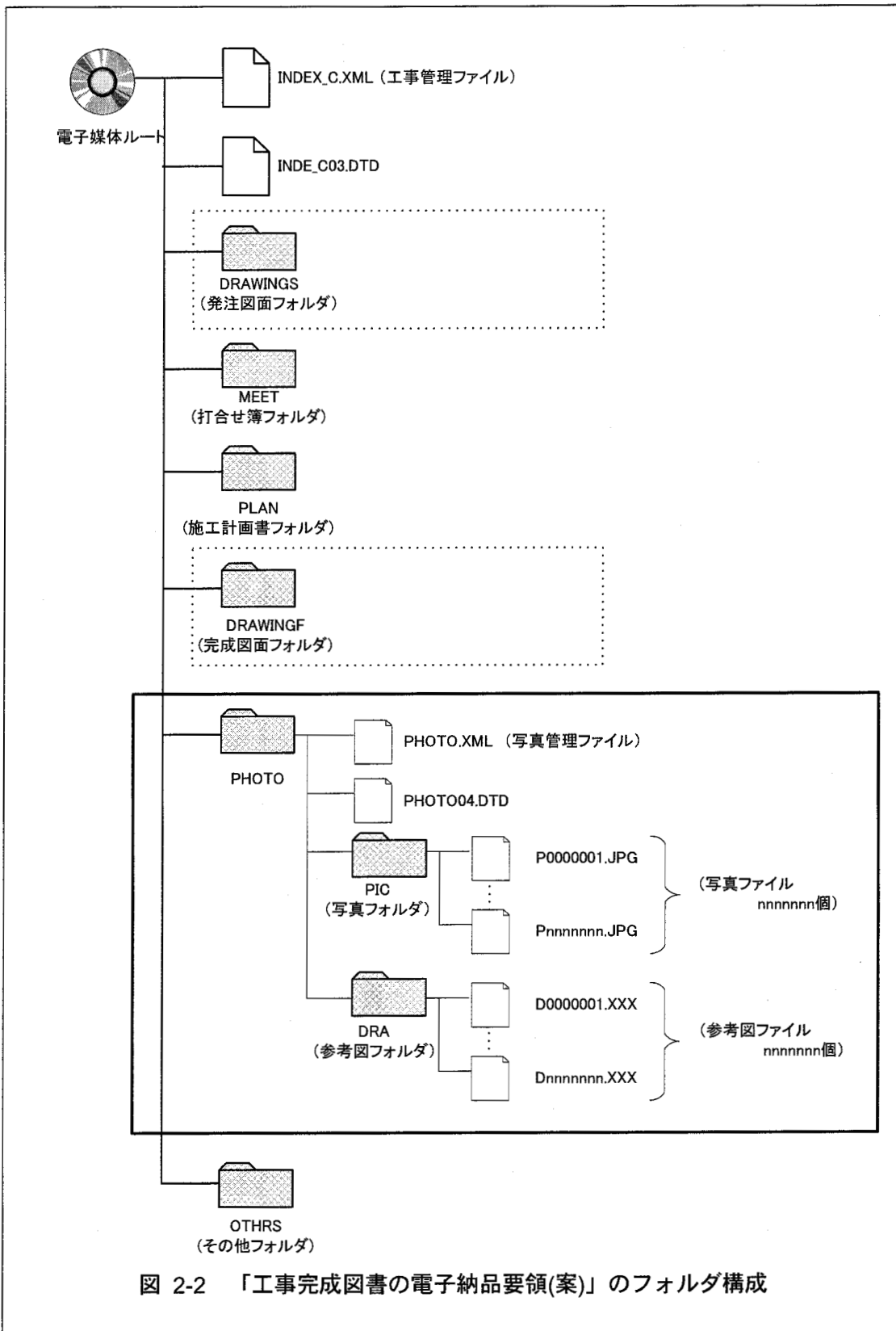


図 2-1 「土木設計業務等の電子納品要領(案)」のフォルダ構成



### 3 写真管理項目

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。

表 3-1 写真管理項目 (1/2)

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度	
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称(PHOTO/PICで固定)を記入する。	半角英大文字	127	▲	◎	
	参考図フォルダ名	参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称(PHOTO/DRAで固定)を記入する。	半角英大文字	127	▲	○	
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木200601-01」で固定)を記入する。 (分野:土木、西暦年:2006、月:01、版:01)	全角文字 半角英数字	30	▲	◎	
写真情報 ※	写真ファイル情報	シリアル番号	写真通し番号。提出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、中抜けてもよい。123枚目を、「000123」の様に0を付けて記入してはいけない。	半角数字	7	▲	◎
		写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角英数大文字	12	▲	◎
		写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△
		メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎
	撮影工種区分	写真-大分類	写真を撮影した業務の種類を「工事」「測量」「調査」「地質」「広報」「設計」「その他」から選択して記入する。工事写真は常に「工事」と記入する。	全角文字 半角英数字	8	□	◎
		写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着事前及び完成写真」(既済部分写真等を含む)「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「その他(公害、環境、補償等)」の区分のいずれかを記入する。大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		工種	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル2「工種」を記入する。新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には対応するレベルのものを正しく記入する。写真分類ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真分類ごとの目安は、「着事前及び完成写真:×」「施工状況写真:△」「安全管理写真:△」「使用材料写真:△」「品質管理写真:○」「出来形管理写真:○」「災害写真:×」「その他:×」とする。(○:記入、△:記入可能な場合は記入、×:記入は不要し、空欄とする)大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		種別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル3「種別」を記入する。新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には対応するレベルのものを正しく記入する。写真分類ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真分類ごとの目安は「着事前及び完成写真:×」「施工状況写真:△」「安全管理写真:×」「使用材料写真:△」「品質管理写真:×」「出来形管理写真:○」「災害写真:×」「その他:×」とする。(○:記入、△:記入可能な場合は記入、×:記入は不要し、空欄とする)大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		細別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル4「細別」を記入する。写真分類ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真分類ごとの目安は「着事前及び完成写真:×」「施工状況写真:△」「安全管理写真:×」「使用材料写真:△」「品質管理写真:×」「出来形管理写真:○」「災害写真:×」「その他:×」とする。(○:記入、△:記入可能な場合は記入、×:記入は不要し、空欄とする)大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎
工種区分予備	工種区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△		

表 3-1 写真管理項目 (2/2)

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
写真情報 ※	付加情報※	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を請負者が作成している場合に記入する。	半角英数大文字	12	▲ ◎
		参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□ ○
		参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトルを記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を請負者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	□ ◎
		付加情報予備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□ △
	撮影情報	撮影箇所	当該写真に関する測点位置、撮影対象までの距離、撮影内容等を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□ ○
		撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日) 例)平成18年02月26日 → 2006-02-26	半角数字 -(HYPHEN-MINUS)	10	□ ◎
	代表写真	工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は未記入とする。	半角数字	1	□ ○	
	施工管理値	黒板の判読が困難な場合、設計寸法及び実測寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□ ○	
	請負者説明文	請負者側で検査立会者、特筆事項等があれば記入する。	全角文字 半角英数字	127	□ △	
	ソフトウェア用TAG	ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲ △	

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2文字で全角文字1文字に相当する。

【記入者】 □：電子成果品作成者が記入する項目

▲：電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目

【必要度】 ◎：必須記入。

○：条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)

△：任意記入。

※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

【解説】

- 写真管理項目は、電子成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための属性項目である。
- 写真管理項目のデータ表現の定義は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品要領(案)」の使用文字に従う。
- 付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML記入例を示す。
- 「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は未記入とする。

## 4 ファイル形式

ファイル形式は、以下のとおりとする。

- 写真管理ファイルのファイル形式は XML 形式(XML1.0 に準拠)とする。
- 写真ファイルの記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。
- 参考図ファイルの記録形式は JPEG もしくは TIFF(G4)とし、JPEG の圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFF(G4)は図面が判読できる程度の解像度とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合は XSL に準じる。

### 【解説】

- 本基準「2 フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式は XML 形式とする。
- 写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSL に準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。

## 5 ファイル命名規則

- ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。
- ファイル名 8 文字以内、拡張子 3 文字以内とする。
- 写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルの DTD は「PHOTO04.DTD」(04 は版番号)とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO04.XSL」とする。
- 写真ファイルの命名規則は次図の通り。

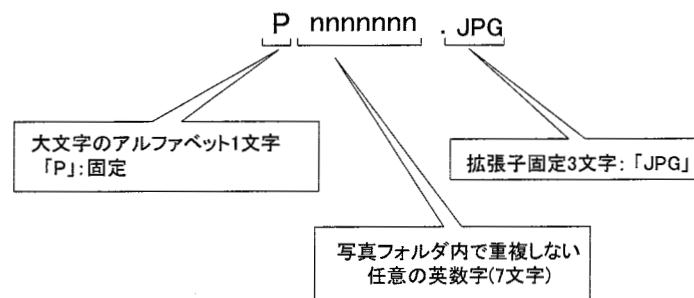


図 5-1 写真ファイルの命名規則

- 参考図ファイルの命名規則は次図の通り。

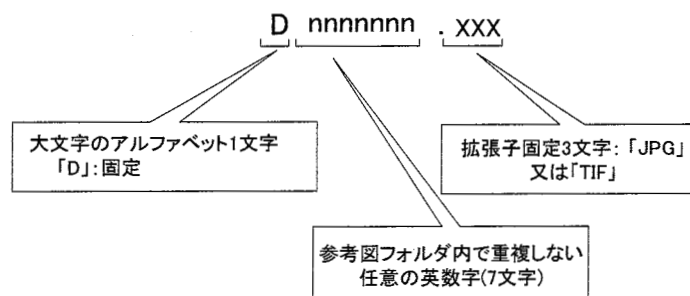


図 5-2 写真ファイルの命名規則

### 【解説】

ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。ファイル名に使用する文字は、半角(1バイト文字)で、大文字のアルファベット「A~Z」、数字「0~9」、アンダースコア「\_」とする。

オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。

## 6 写真編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

## 7 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

### 【解説】

- 有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(100万画素程度)として設定する。
- 不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、適切な有効画素数を設定する。

## 8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い

写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準(案)に示される撮影頻度に基づくものとする。

## 9 その他留意事項

本基準に記載されていない電子納品に関わる事項は、原則として「土木設計業務等の電子納品要領(案)」、「工事完成図書の電子納品要領(案)」に従う。

## 付属資料 1 写真管理ファイルの DTD

成果品の電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の DTD(PHOTO04.DTD)を以下に示す。なお、DTD ファイルは、国土技術政策総合研究所のホームページ (<http://www.nilim-ed.jp/>) から入手できる。

```
<!--PHOTO04.DTD / 2006/01 -->
<!ELEMENT photodata (基礎情報, 写真情報+, ソフトメーカー用 TAG*)>
<!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED '04'>

<!-- 基礎情報 -->
<!ELEMENT 基礎情報 (写真フォルダ名, 参考図フォルダ名?, 適用要領基準)>
  <!ELEMENT 写真フォルダ名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図フォルダ名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 適用要領基準 (#PCDATA)>

<!-- 写真情報 -->
<!ELEMENT 写真情報 (写真ファイル情報, 撮影工種区分, 付加情報*, 撮影情報?, 代表写真?, 施工管理値?, 請負者説明文?)>
  <!ELEMENT 代表写真 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 施工管理値 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 請負者説明文 (#PCDATA)>

<!-- 写真ファイル情報 -->
<!ELEMENT 写真ファイル情報 (シリアル番号, 写真ファイル名, 写真ファイル日本語名?, メディア番号)>
  <!ELEMENT シリアル番号 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真ファイル名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真ファイル日本語名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT メディア番号 (#PCDATA)>

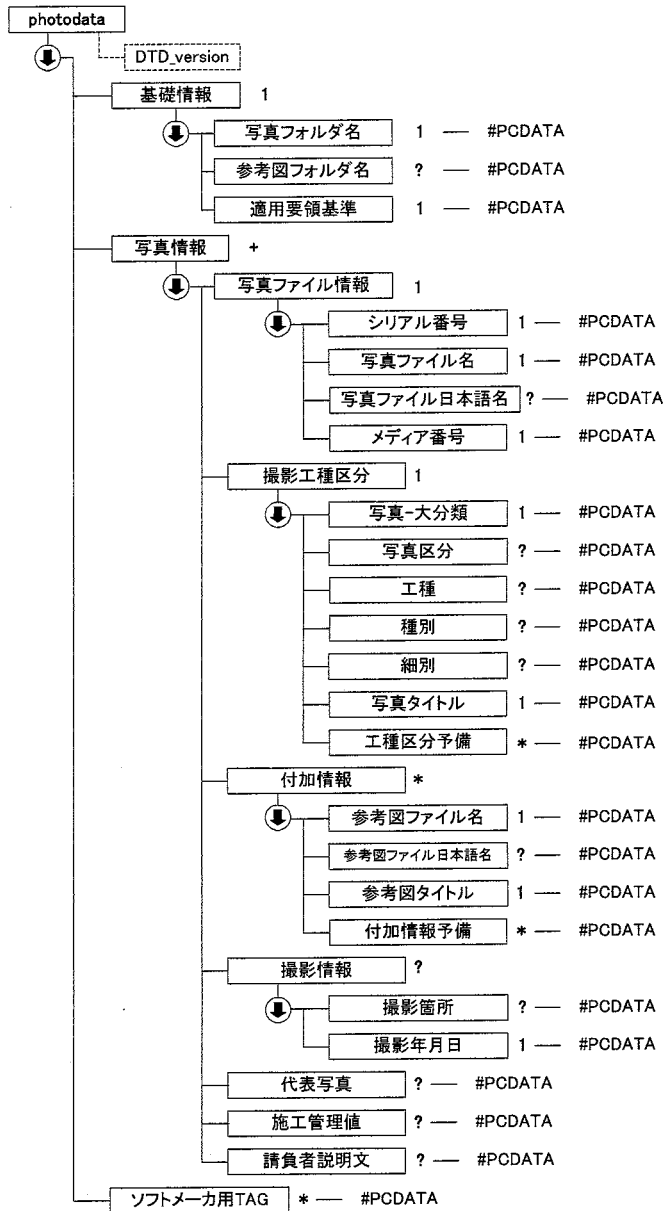
<!-- 撮影工種区分 -->
<!ELEMENT 撮影工種区分 (写真-大分類, 写真区分?, 工種?, 種別?, 細別?, 写真タイトル, 工種区分予備*)>
  <!ELEMENT 写真-大分類 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真区分 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 工種 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 種別 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 細別 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真タイトル (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 工種区分予備 (#PCDATA)>

<!-- 付加情報 -->
<!ELEMENT 付加情報 (参考図ファイル名, 参考図ファイル日本語名?, 参考図タイトル, 付加情報予備*)>
  <!ELEMENT 参考図ファイル名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図ファイル日本語名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図タイトル (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 付加情報予備 (#PCDATA)>

<!-- 撮影情報 -->
<!ELEMENT 撮影情報 (撮影箇所?, 撮影年月日)>
  <!ELEMENT 撮影箇所 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 撮影年月日 (#PCDATA)>

<!ELEMENT ソフトメーカー用 TAG (#PCDATA)>
```

PHOTO04.DTDの構造図



↓ : 上から順に記述することを示す。  
 1 : 必ず、1回記述する。  
 ? : 記述は任意。記述する場合は1回に限る。  
 + : 必ず、1回以上記述する。  
 \* : 記述は任意。複数の記述を認める。

図付 1-1 写真管理ファイルの DTD の構造

## 付属資料 2 写真管理ファイルの XML 記入例

成果品の電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の記入例を以下に示す。

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO04.DTD">
<?xml-stylesheet type="text/xsl" href="PHOTO04.XSL" ?>
<photodata DTD_version="04">
  <基礎情報>
    <写真フォルダ名>PHOTO/PIC</写真フォルダ名>
    <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名>
    <適用要領基準>土木 200601-01</適用要領基準>
  </基礎情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号>1</シリアル番号>
      <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名>
      <写真ファイル日本語名>出来形 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
      <メディア番号>1</メディア番号>
    </写真ファイル情報>
    <撮影工種区分>
      <写真-大分類>工事</写真-大分類>
      <写真区分>出来形管理写真</写真区分>
      <工種>舗装修繕工</工種>
      <種別>舗装打換え工</種別>
      <細別>下層路盤</細別>
      <写真タイトル>路盤(1層目)出来形測定</写真タイトル>
      <工種区分予備>工種区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工種区分予備>
    </撮影工種区分>
    <付加情報>
      <参考図ファイル名>D0000001.JPG</参考図ファイル名>
      <参考図ファイル日本語名>位置平面図 00001.JPG</参考図ファイル日本語名>
      <参考図タイトル>位置平面図</参考図タイトル>
      <付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
    </付加情報>
    <撮影情報>
      <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
      <撮影年月日>2006-02-26</撮影年月日>
    </撮影情報>
    <代表写真>1</代表写真>
    <施工管理値>As 舗装: 設計寸法 400mm・実測寸法 405mm</施工管理値>
    <請負者説明文>請負者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
  </写真情報>
</photodata>
```

<写真情報>

<写真ファイル情報>

<シリアル番号>2</シリアル番号>

<写真ファイル名>P0000002.JPG</写真ファイル名>

<メディア番号>1</メディア番号>

</写真ファイル情報>

<撮影工種区分>

<写真-大分類>工事</写真-大分類>

<写真区分>施工状況写真</写真区分>

<工種>月末写真</工種>

<写真タイトル>2 月末</写真タイトル>

</撮影工種区分>

<撮影情報>

<撮影箇所>測点:2L</撮影箇所>

<撮影年月日>2006-02-27</撮影年月日>

</撮影情報>

</写真情報>

<ソフトメーカー用 TAG>ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数入力可)</ソフトメーカー用 TAG>

</photodata>

# 工事標識等設置要領（案）

平成24年4月



# 工事標識等設置要領(案)

## 目次

1.	概要及び注意事項 .....	268
2.	器 材 .....	269
2-1	標示板類の規格 .....	269
2-2	保安用品の種類 .....	277
3.	設置方法 .....	279
3-1	標示板類設置上の留意点 .....	279
3-2	車線規制におけるすりつけ長 .....	279
3-3	通行車両の減速・整流対策 .....	281
3-4	保安施設の設置方法 .....	281
3-5	設置図例 .....	282

# 工事標識等設置要領（案）

## 1. 概要及び注意事項

安全で円滑な道路交通の確保、並びに第3者災害を防止するため道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ）現場における保安施設の設置及び管理の取り扱いは、本要領（案）によるものとする。

なお、河川・砂防・海岸工事等、道路以外の工事現場においても、本要領（案）に準じて実施するものとする。

また、特殊な条件を持つ現場においては図例を参考とし、現場代理人の判断により実施するものとする。

ここに示されていないものについては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日建設省令第3号）、「道路現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年8月30日建設省道路局長通達、平成18年3月31日一部改正）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（昭和47年2月道路局国道第1課）によるものとする。

### **注意事項**

工事標示板類は、次の事項を基本として設置するものとする。

- ① レイアウトは単純明快であること。
- ② 標示板類の統一性に留意すること。
- ③ 通行規制の内容を確認すること。
- ④ 設置する場所は見やすい位置であること。
- ⑤ 標示板類の設置枚数は、必要最小限であるよう留意すること。

## 2. 器 材

### 2-1 標示板類の規格

#### (1) 工事標示板

記号 ①



- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
- (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。
- (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。
- (4) 「〇〇工事」には「舗装補修工事」、「共同溝工事」等と記載する。
- (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。
- (6) 転倒しないように留意して設置すること。

## (2) 工事予告標示板

<p>記号 ③</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 設置位置は、500m、200m、100mを標準に、なるべく交差点付近などを活用して設置する。 ただし、車線減少標示板が入る場合は100mを省略する。</li><li>(2) 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事を対象に設置箇所を定める。</li><li>(3) 通行止の案内標示板を設置する場合は、工事予告標示板は設置しない。</li><li>(4) 渋滞長が特に長くなることが予想される場合は必要に応じて1km、2km、5kmなどを追加する。</li><li>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
--	--

## (3) 車線減少標示板

<p>記号 ④</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 車線減少の300m、100m手前に設置する。</li><li>(2) 多車線道路に適用する。</li><li>(3) 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、最初の工事の300m、100m手前にのみ設置する。</li><li>(4) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(5) 図でどちら側に減少するかを明確に表示する。</li><li>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
---	--

(4) 方向標示板

記号 ⑤

黄色回転灯 (レモンイエロー)  
黄  
黒  
赤  
乳白  
緑  
緑

記号 ⑥

- (1) 片側交互通行や車線の変更を誘導する箇所に設置する。
- (2) 方向標示板の基本は⑤の内照式とし、電源が無い場合には、⑥の標示板を用い1箇所3枚以上とする。
- (3) ⑥の標示板の下地は“赤”、“←”は“白”とする。
- (4) ⑥の標示板は高輝度反射式または同等以上のものとする。
- (5) 転倒しないように留意して設置すること。

(5) 交互通行標示板

記号 ⑦

550  
1.400


片側  
交互  
通行

- (1) 工事起点の手前70～80mに設置する。
- (2) 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、最初の工事の手前に設置する。
- (3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。
- (4) 転倒しないように留意して設置すること。


(6) 停止位置標示板

<p>記号 ⑧</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 片側交互通行時における停止位置に設置する。</li><li>(2) 2つ以上の工事が漸続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、最初の工事の手前に設置する。</li><li>(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</li><li>(5) 停止位置に、停止板（白色ゴム製）を必要に応じて設置する。</li></ol>
--	---


(7) 徐行標示板

<p>記号 ⑨</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 工事区間の起点付近に設置するが、工事区間が長い場合は200m間隔で設置する。</li><li>(2) 2つ以上の工事が漸続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、各工事ごとの起点付近に設置する。</li><li>(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
---	--

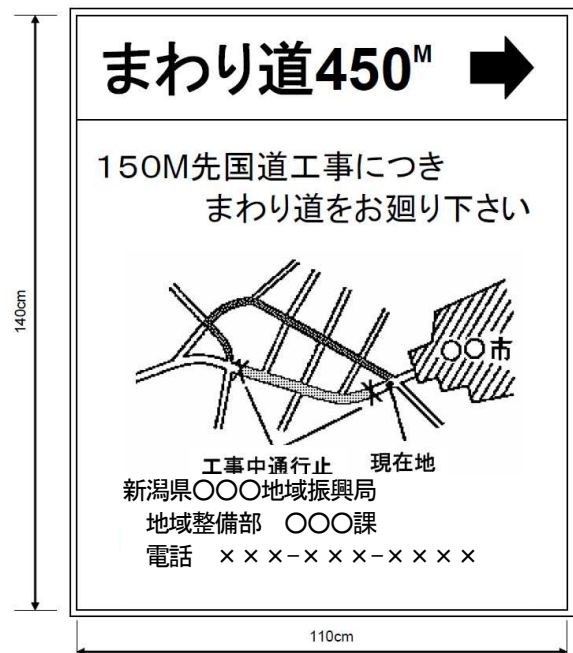
(8) 段差予告標示板

<p>記号 ⑩</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 「段差」の手前70～80mに設置する。</li><li>(2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
--	--


(9) 工事終了標示板

<p>記号 ⑪</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 工事の終点に設置する。</li><li>(2) 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、全ての工事区間が終了した箇所に設置する。</li><li>(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</li><li>(5) 迂回路を設ける場合でも、本線に戻った地点に設置する。</li></ol>
---	---


(10) 迂回路標示板

<p>記号 ⑬</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。</li><li>(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li><li>(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
--	---


(11) 迂回路補助板

<p>記号 ⑭</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 迂回路に入ってから交差点に設置する。</li><li>(2) ドライバーが見る方向を考えて設置する。</li><li>(3) 本線に戻るまでの距離を標示板ごとに記入する。</li><li>(4) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
---	--

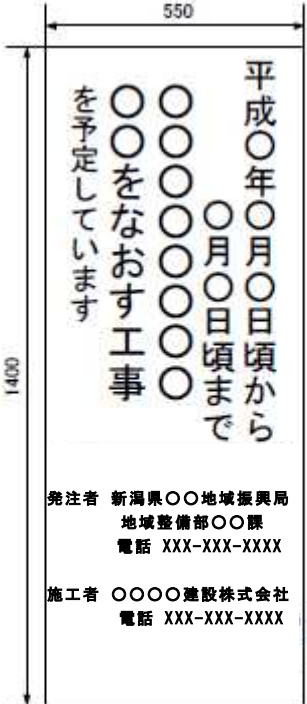
(12) 立入禁止標示板

<p>記号 ⑮</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 立入りを禁止する必要がある場合に設置する。</li><li>(2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
--	--


(13) 歩行者通路標示板

<p>記号 ⑯</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 歩行者用の通路を設置する必要がある場合に設置する。</li><li>(2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li><li>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
---	--

(14) 工事情報板

<p>記号 ⑰</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及びひ線は黒色、地は白色とする。</li><li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</li><li>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li><li>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li><li>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</li><li>(6) 転倒しないように留意して設置すること</li></ol>
--	--

(15) 工事説明看板

<p>記号 ⑱</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及びひ線は黒色、地は白色とする。</li><li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</li><li>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li><li>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li><li>(5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</li><li>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</li></ol>
---	---

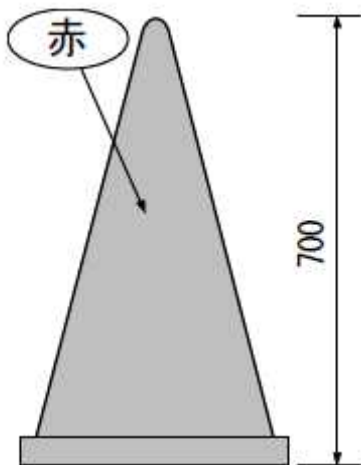
## 2-2 保安用品の種類

### (16) バリケード



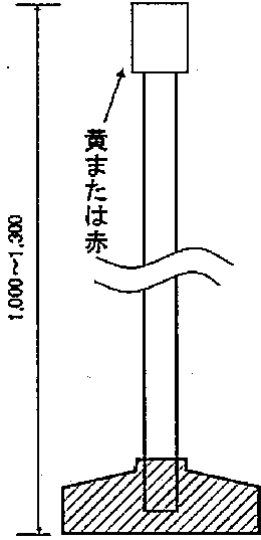
- (1) 転倒防止のため、基礎をウェイトなどで固定する。
- (2) デリネーターまたは保安灯などの併設は、基本的に実施するものとするが、一般交通に支障ない箇所や資材の囲い等に用いる場合は省略することができる。
- (3) 上部横材にゼブラ被覆などを施すか、またはゼブラ状の垂れ板を取り付ける。

### (17) セフティコーン

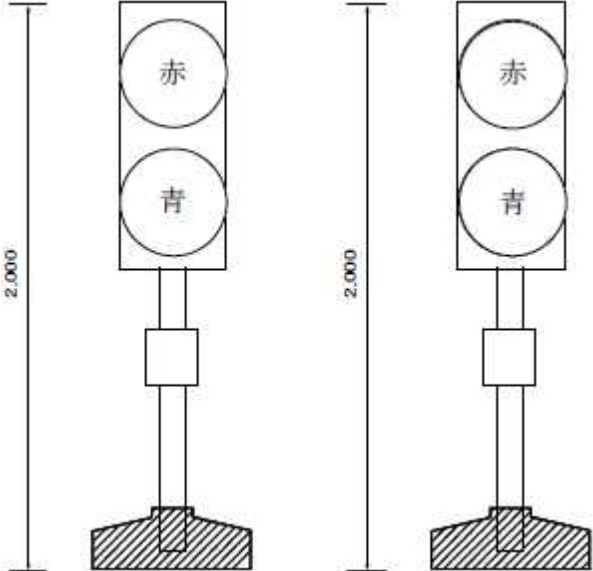


- (1) 工事現場で中央線、車輛誘導線および歩車道境界線などが必要な場合に設置する。
- (2) 夜間に使用する場合は、反射装置のあるものを使用する。
- (3) 転倒しないように留意して設置すること。

(18) 保安灯

	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 視認距離が夜間150m以上の効果をもつものであること。</li><li>(2) 他に同様の効果をもつものとしてスズラン式、チューブ式などがある。</li><li>(3) 設置にあたっては、停電その他の事故などによりその機能を失う恐れもあるので、セフティライトまたは反射効果を發揮できるデリネーターなどを併設する。</li></ol>
---	--

(19) 工事用信号機

	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 工事用信号機は、工事中における片側交互通行の誘導方法として用いる。この場合、原則として交通誘導員を配置し、信号機はその補助手段として使用する。</li><li>(2) 信号機は、サイクル（青・赤）の調節可能なものとし、視認距離は200m以上の距離から確認できるものとする。</li><li>(3) 見通しの悪い道路で、直接信号機が確認できない場合、「信号機あり」の標示板（反射式1200×550）を設置する。</li><li>(4) 必要に応じて、信号待ち時間の標示板を設置するものとし、この場合には「青〇分、赤〇分」を標示する。</li></ol>
---	---

### 3. 設置方法

#### 3-1. 標示板類設置上の留意点

工事標示板類の設置に際しては、次の点に留意すること。

- ① 標示板の高さは、標示の中心点が概ね1.5～2.0mの位置になるように設置する。
- ② 通行規制に関する標示板は、工事中止時（夜間を含む）は撤去するか、または白布等で覆うこと。
- ③ 予告標示板は交通渋滞が生ずる地点の手前付近に、また、車線変更を必要とする工事では、車線変更を開始する少し手前に設置する。
- ④ 『通行止め』の案内標示板は、駐車場、交差点および道路照明灯付近に設置する。
- ⑤ 『通行止め』のため、迂回路を伴う工事標示板類は、少なくとも10日前から予告する。
- ⑥ 標示板類を歩道上に設置する場合は、歩行者通行帯を確保し、夜間の安全対策を講ずること。
- ⑦ 維持工事などで、工事箇所が点在する場合は、工事実施個所にのみ設置する。
- ⑧ 路面清掃、区画線設置作業のように随時施工箇所が移動する場合は、交通誘導のみとし、標示板類は設置しない。ただし、交通誘導員の安全には十分注意を払うこと。
- ⑨ 複数の工事が連続する場合または断続して工事が実施される場合は、各工事担当者間で連絡調整を図り、一連の工事区間として標示板類を設置する。この場合における工事の終点と起点の間隔は、概ね500m程度とする。

本要領（案）に明示されていない標示板類を設置する必要がある場合は、できるだけ本要領（案）の考え方に準じて運用すること。

#### 3-2. 車線規制におけるすりつけ長

多車線道路において工事のため車線規制を行い、走行車両を隣の車線に移動させる場合のすりつけ長は、表-1によって定めるものとする。

表-1 すりつけ率の標準値

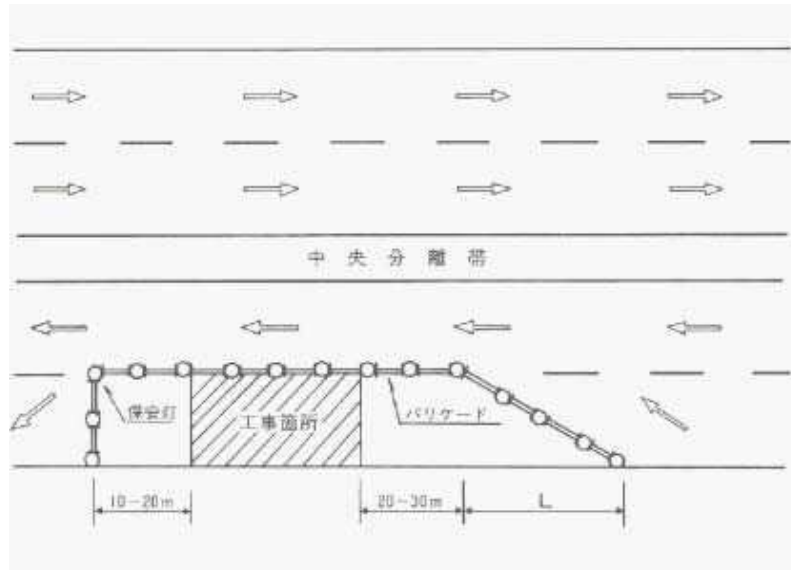
設計速度 (km/h)	地方部	都市部
80	1/50	1/40
60	1/40	1/30
50	1/30	1/25
40	1/25	1/20
30	1/20	1/15

※『道路構造令の解説と運用』を準用

表中の設計速度は、当該道路に対して公安委員会が指定する最高速度とするが、沿道からの乗入れ口や取付道路等の存在により、これによりがたい場合は、周囲の状況を勘案し設定するものとする。

**【例題－1】**

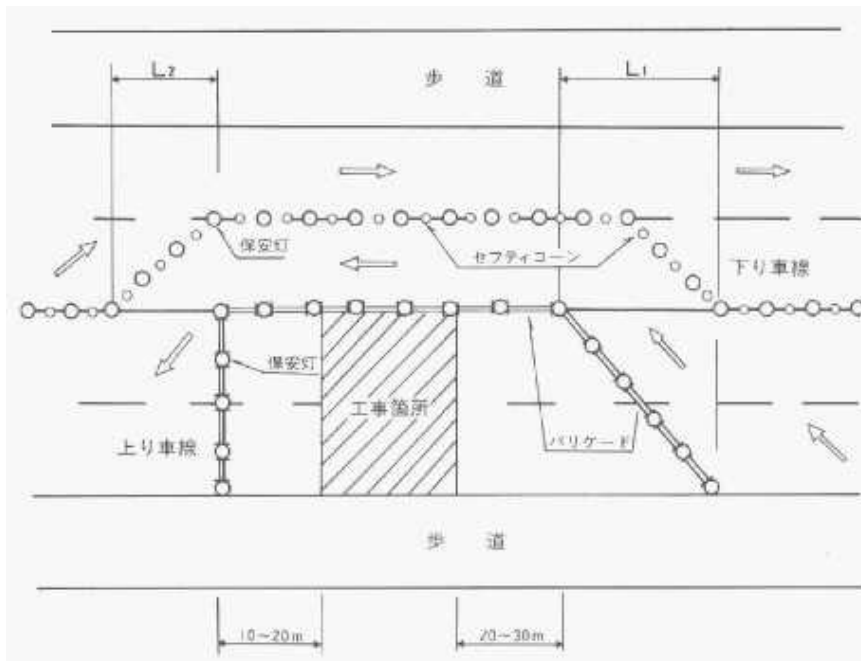
設計速度が60km/h、1車線の幅員3.25m、中央分離帯を有する4車線道路の地方部における局部打換え舗装工事を片側2車線のうち、1車線全幅員を閉鎖して工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。



- ・地方部における設計速度60km/hの場合のすりつけ率は、表－1より1/40である。
- ・すりつけ長 (L) = 3.25 × 40 = 130m

**【例題－2】**

規制速度が40 km/h、1車線の幅員3.25mの平面4車線の都市部道路に地下横断歩道工事を施工するため、4車線のうち、先ず片側2車線を工事のため閉鎖し、残りの2車線を上下方向、同時に通行しながら工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。



- ・都市部における規制（最高）速度40 km/hのすりつけ率は表－1より1/20である。
- ・上り車線側のすりつけ長  $L_1 = (3.25 \times 2) \times 20 =$  130m
- ・下り車線側のすりつけ長  $L_2 = 3.25 \times 20 =$  65m

### 3-3. 通行車両の減速・整流対策

道路工事のために、通行車両速度の抑制や車線変更を行う際は、次の点に留意すること。

- ① 通行車両の減速や交通の流れを整える整流対策には、セフティコーンを設置すると有効である。
- ② セフティコーンの採否は、当該道路の車道幅員を配慮するものとし、設置時には、ドライバーの案内誘導や通行車両に対応した適切な導流路の確保に留意すること。
- ③ 工食用信号機は、交通の誘導方法として有効であるが、工事現場における交通の危険を防止するためには、交通誘導員を配置したうえで、信号機はその補助手段として使用すること。ただし、夜間など作業を中止する場合には、交通量および現地の状況を勘案し、工食用信号機によって交通の誘導を図るものとし、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- ④ 交通誘導員を配置する場合は、誘導員の前にバリケード等を設置し、誘導員の安全を図ること。

### 3-4. 保安施設の設置方法

道路工事における保安施設の設置に当たっては、工事範囲、通行規制の条件等により表-2および設置図例を参考にして決定すること。

表-2 保安施設の設置一覧表

車線数	呼び名	工事（作業）範囲	通行規制		工種（例）	図面番号
			条件	方法		
2	A-1	片側車線全幅員	車線数減少 (2車線→1車線)	片側交互通行	舗装打換、オーバーレイ、構造物新設・補修、法面工事	図-1
	A-2	片側車線の一部			局部打換、わだち掘れパッチング、目地補修等短時間工事	図-2
	A-3	片側車線の一部	片側車線のみ幅員減少	片側車線のみ通行注意	路面清掃、側溝清掃等の随時移動する作業	図-3
	A-4				路側工事（路肩・側溝等）	図-4
	A-5	道路の中央部	車線数減少	片側交互通行	区画線設置等の随時移動する作業	図-5
4以上	B-1	片側2車線幅員	車線数減少 (4車線→2車線)	片側移行通行	舗装打換、路面切削オーバーレイ、表面処理、構造物新設・補修、法面工事	図-6
		片側1車線全幅員				
	B-2	片側1車線のうちの一部	片側のみ車線数減少 (4車線→3車線)	片側1車線通行	局部打換、パッチング、わだち掘り、目地補修等 区画線設置等	図-7
	B-3	道路の中央部	車線数減少	両側分離通行	局部打換、構造物新設・補修等	
B-4	中央分離帯内	車道の一部幅員減少	植樹手入れ、道路付属物等		図-9	
共通	C-1	路肩及び歩道部分	車道の一部幅員減少	歩行者通行確保	側溝、歩道、標識等の設置及び補修	図-10
	C-2	複数工事の断続			全工種対象（間隔は概ね500m）	図-11
	C-3, 4	道路全幅員	全面閉鎖	迂回路の標示	車道全幅員に伴う工事	図-12, 13

表-3 保安施設等の記号

工事標示板類		保安用品		その他	
種類	記号	種類	記号	種類	記号
工事標示板	①	安全柵等			
工事予告標示板	③	バリケード	≡	交通誘導員	人
車線減少標示板	④	歩道柵	≡		
方向標示板	⑤、⑥	セフティコーン	○	作業車（標識付）	車
交互通行標示板	⑦			標識車	車
停止位置標示板	⑧	灯具類			
徐行標示板	⑨	保安灯	○		
段差予告標示板	⑩	回転灯	◎		
工事終了標示板	⑪	照明灯	○		
迂回路標示板	⑬	工事用信号機	●		
迂回路補助板	⑭				
立入禁止標示板	⑮				
歩行者通路標示板	⑯				
工事情報看板	⑰				
工事説明看板	⑱				

### 3-5. 設置図例

#### (1) 単独工事の設置図

図-1 保安施設の設置図例

呼び名：A-1型	2車線道路	工事（作業）範囲：片側車線全幅員
----------	-------	------------------

The diagram illustrates the placement of safety facilities for a single-lane road construction site. Key elements include:
 

- Advance warning signs (③) placed 100-1,000m before the work zone.
- Barrier placement (④) at 10-15m intervals.
- The construction zone (工事箇所) is 20-30m long.
- Stop position signs (⑧) and other facilities are placed at 10-20m intervals.
- Dimensions for the work zone and barrier placement are 10-15m.

注-1) ③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。

-2) 昼間作業は、保安灯と照明灯を除く。

-3) 両端に交通誘導員を配置し、適宜工事用信号機を置く。

-4) 路肩側に歩道柵（バリケード等）を設置する。

-5) 作業を中止する場合は交通量及び現地状況を勘案のうえ、工事信号機を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。

図-2 保安施設の設置図例

呼び名：A-2型	2車線道路	工事（作業）範囲：片側車線一部
<p>注-1) ③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。</p> <p>-2) 昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。</p> <p>-3) 工事区間長および交通量に応じて両端に交通誘導員を配置し、適宜工事用信号機を置く。</p> <p>-4) 歩道に歩車道分離用の防護柵が設置してある場合、歩道柵は不要。</p>		

図-3 保安施設の設置図例

呼び名：A-3型	2車線道路	工事（作業）範囲：片側車線の一部
<p>注-1) 必要に応じ、交通誘導員を配置する。</p>		

図-4 保安施設の設置図例

呼び名：A-4型	2車線道路	工事（作業）範囲：片側車線の一部
<p>注-1) 短時間の路側作業では、バリケードをセフティコーンとしてよい。</p> <p>-2) 昼間作業は、保安灯を除く。</p> <p>-3) 必要に応じて、交通誘導員を配置する。</p> <p>-4) 路肩に通行者のある場合は、歩道柵（バリケード）を設置し、歩行者通路を確保する。</p>		

図-5 保安施設の設置図例

呼び名：A-5型	2車線道路	工事（作業）範囲：道路中央部
<p>注-1) 防護用として標識車（回転灯付）を使用する。</p>		



図-8 保安施設の設置図例

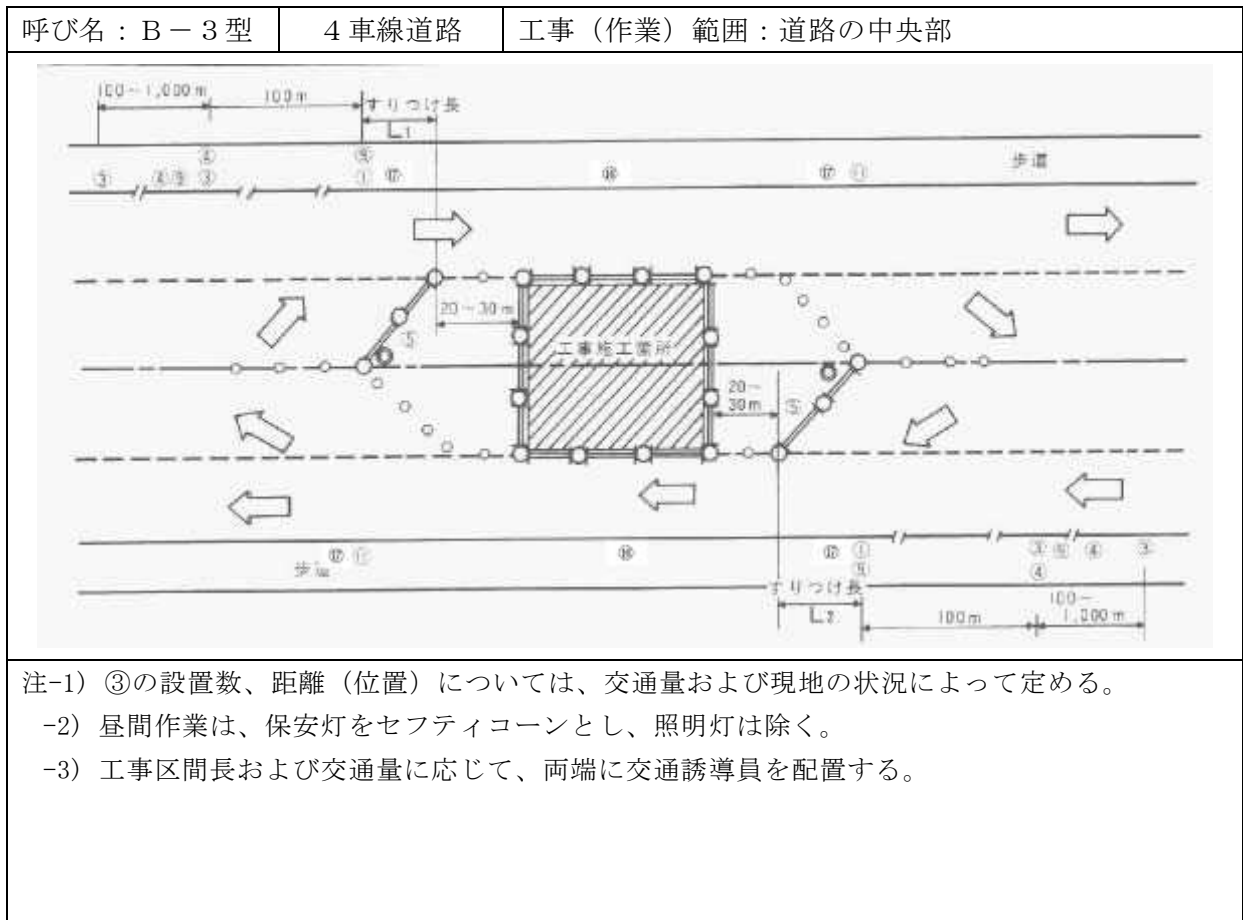


図-9 保安施設の設置図例

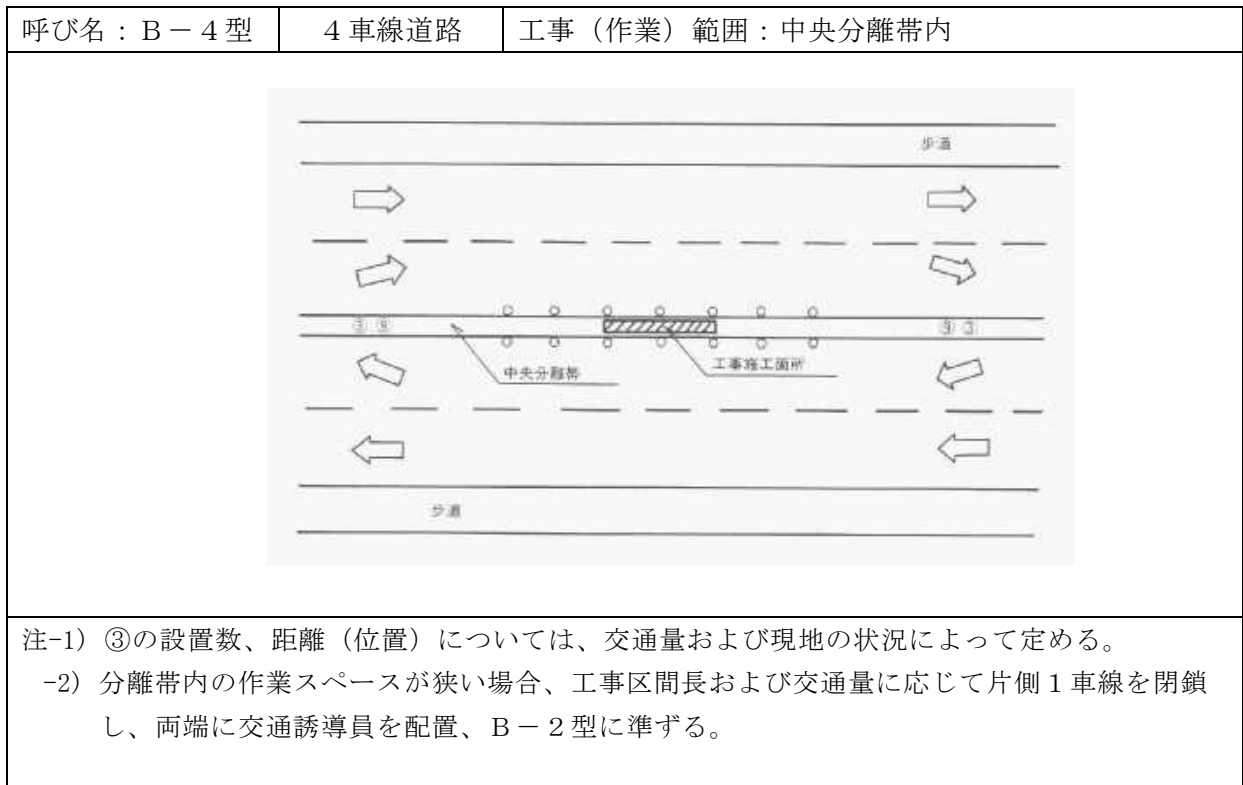


図-10 保安施設の設置図例

呼び名：C-1型	2、4車線道路	工事（作業）範囲：路肩または歩道部
----------	---------	-------------------

注-1) ③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。

- 2) 昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。
- 3) 夜間等、作業を休止する場合は、バリケードを配置する。
- 4) 歩道側には、歩道柵（バリケード）を設置し、歩行者通路を確保する。

**(2) 複数の工事が連続または断続する場合の設置例**

図-11 保安施設の設置図例

呼び名：C-2型	工事（作業）範囲：工事区間が連続又は断続（概ね500m程度）する場合
----------	------------------------------------

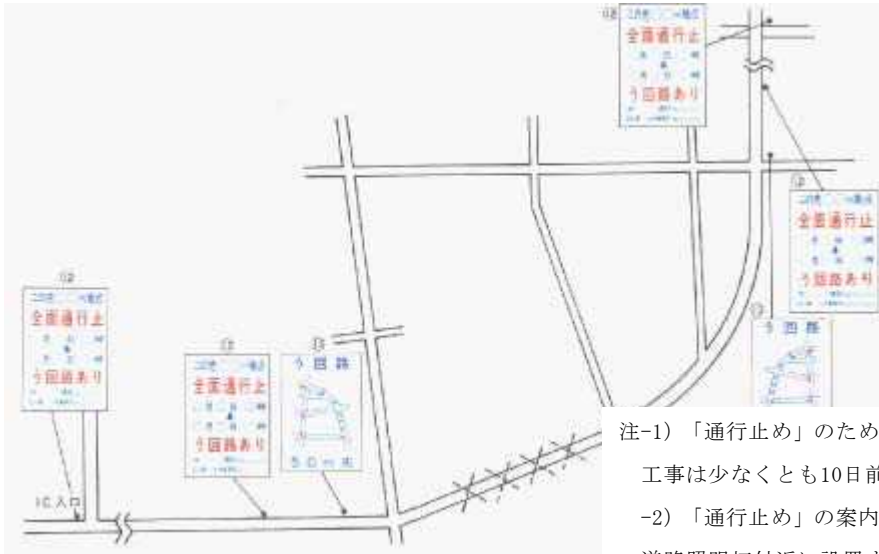
注-1) 概ね500m程度の離れまで連続区間と考える。

- 2) ④の車線減少標示板は4車線以上の道路に設置する。
- 3) ①の工事標示板には、関係する受注者名を並記し、工事毎には設置しない。

### (3) 「通行止め」の場合における迂回路標示板の設置例

図-12 保安施設の設置図例

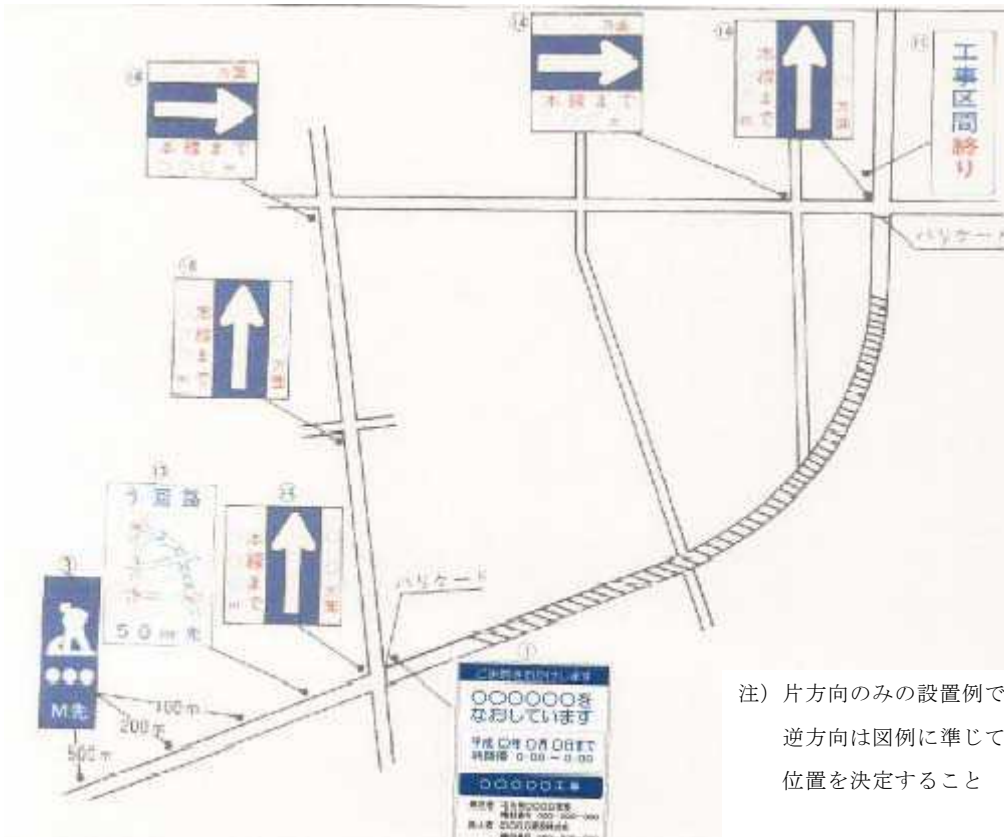
呼び名：C-3型 工事（作業）範囲：道路全幅員（全面通行止めの事前予告）



注-1) 「通行止め」のため、迂回路を伴う工事は少なくとも10日前から予告する。  
 -2) 「通行止め」の案内は、交差点及び道路照明灯付近に設置する。

図-13 保安施設の設置図例

呼び名：C-4型 工事（作業）範囲：道路全幅員（全面通行止め）



注) 片方向のみの設置例である。  
 逆方向は図例に準じて標示板の位置を決定すること

## 道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について

平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号  
道路局長から各地方整備局長・北海道開発局長あて  
沖縄総合事務局長、各高速道路株式会社代表取締役社長あて通達

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年8月30日付け 道発第372号 建設省道路局長通達）等の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

## 道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について

平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号  
道路局長から各都道府県知事・各指定都市長あて通達

標記については、別添のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、貴職におかれましてもこれを参考とした運用に努められるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内道路管理者（指定市を除く）あてこの旨通知願います。

なお、本通達は、「道路法に基づく法定受託事務の処理基準等について」（平成13年2月21日付け道路局長通達）により、指定区間外国道の管理等の事務につき、処理基準とすべき通達として定められているものであることに留意願います。

別添

## 道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

（道路工事の標示）

1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

（1）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（2）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（3）工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

（4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（5）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

2 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考(1)を参照）

（迂回路の標示）

3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

- 4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

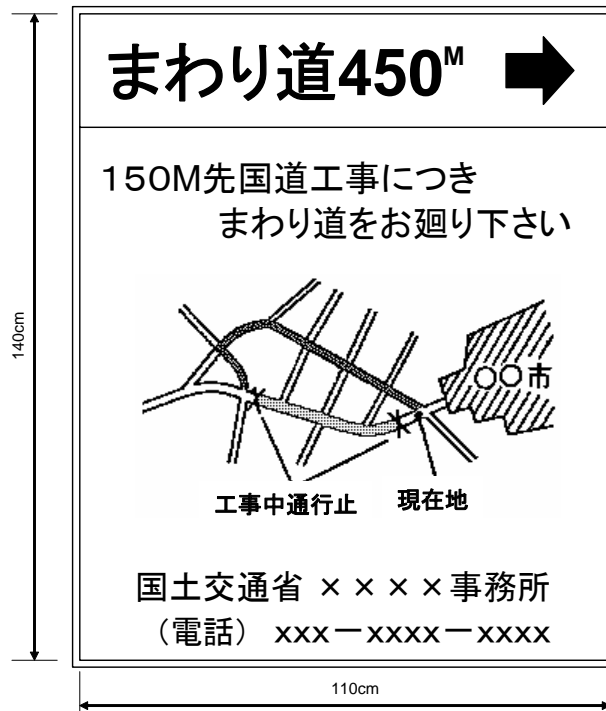
(管理)

- 5 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行なうほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表様式 1



別表様式 2



## 別表備考

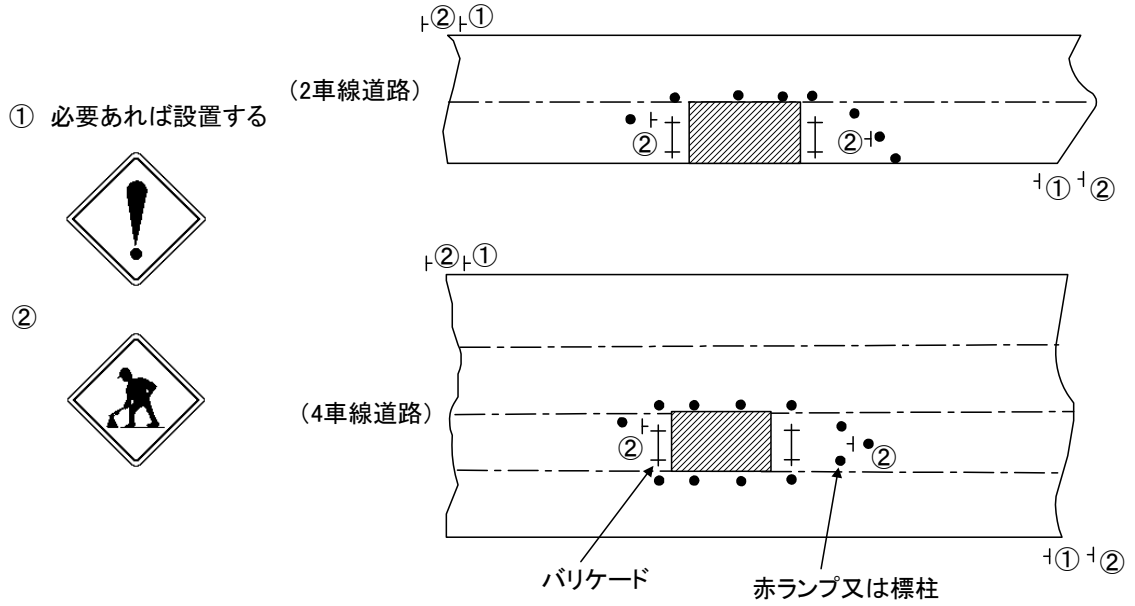
### 一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

### 二 様式2

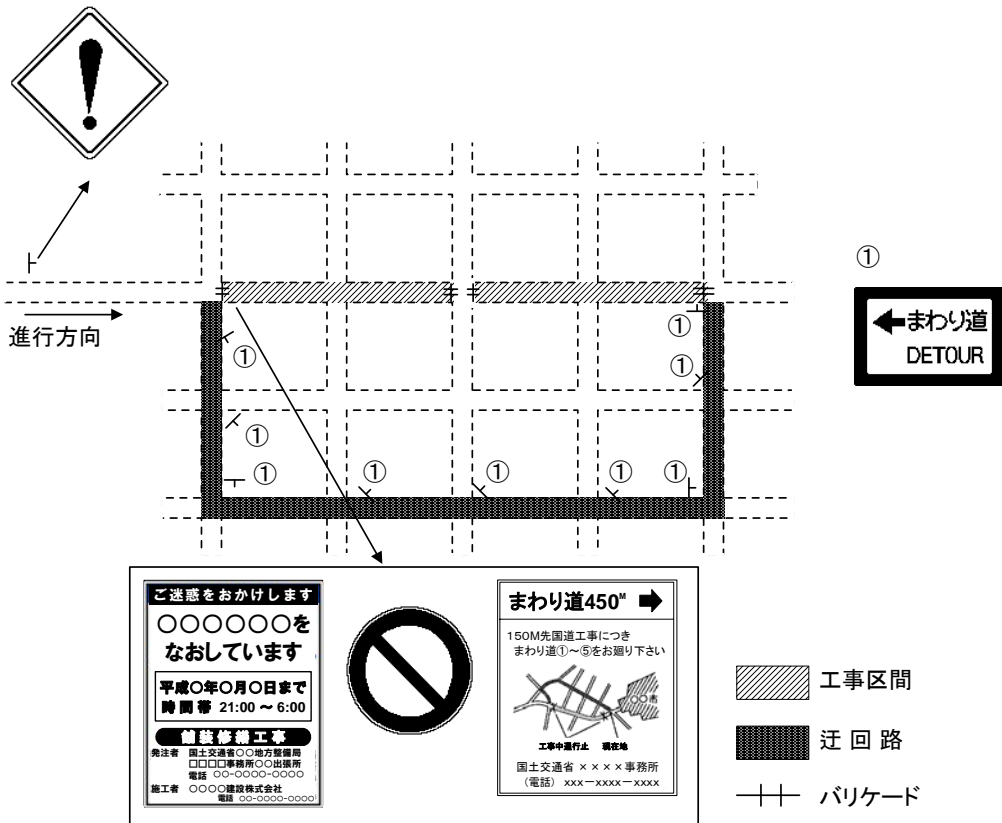
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部が工事中の場合の標示例

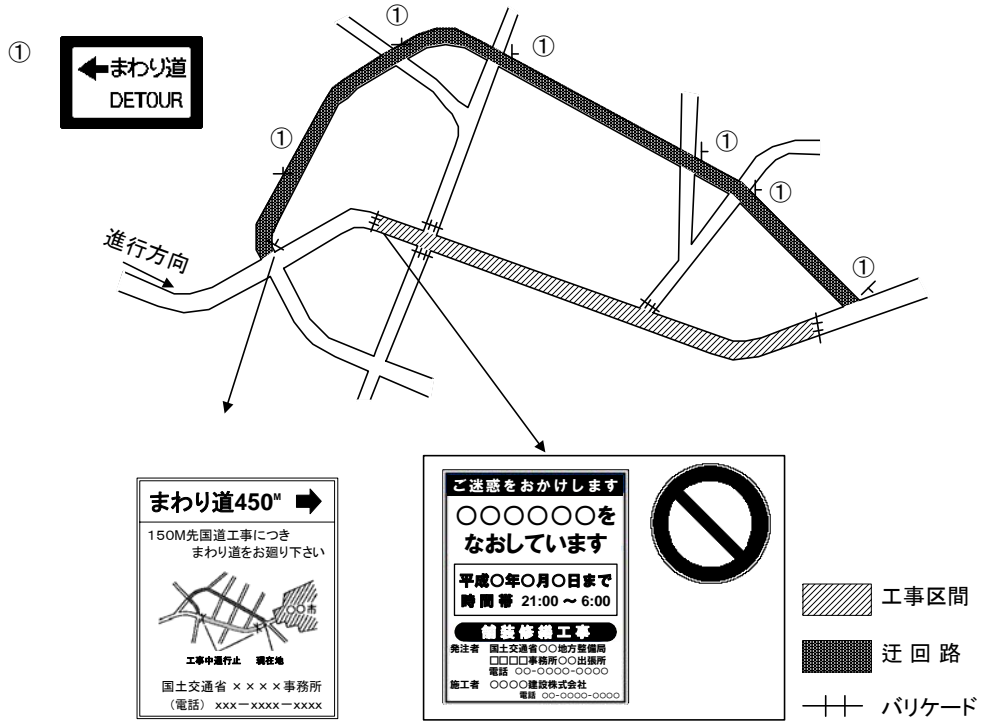


参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)

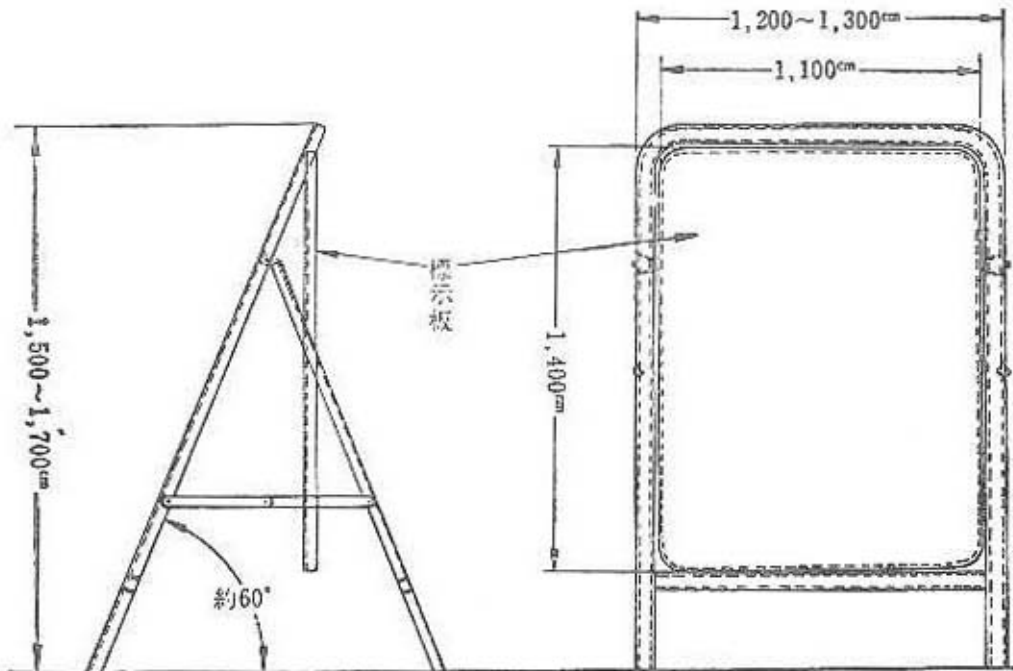
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)  
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



## 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

国 道 利 第 38 号

国 道 国 防 第 206 号

平 成 18 年 3 月 31 日

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成 15 年 10 月 7 日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

### 記

#### 1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板的を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 1 及び図 1 を参考とするものとする。

#### 2 工事説明看板的設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板的を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 2 及び図 1 を参考とするものとする。

### 3 占用工事に係る取扱いについて

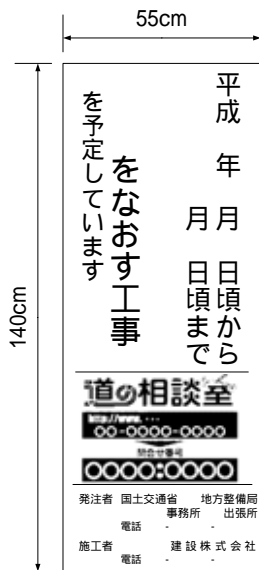
上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあつたては、様式3、様式4を参考とするものとする。

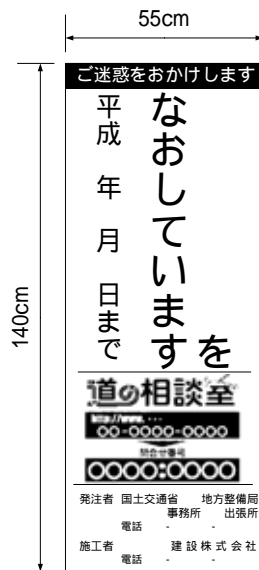
また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号 道路局路政課長 国道・防災課長通達)

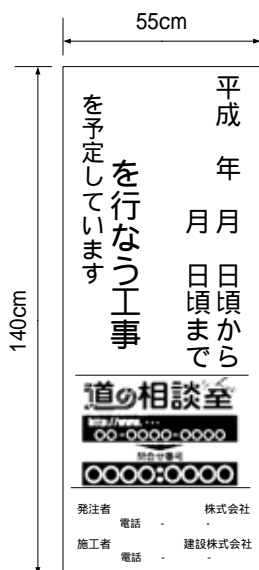
(様式1) 工事情報看板  
(道路補修工事)



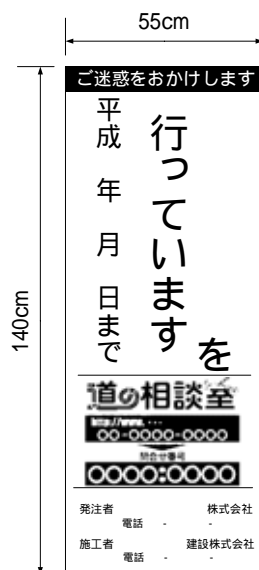
(様式2) 工事説明看板  
(道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板  
(占用企業工事)



(様式4) 工事説明看板  
(占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所

